

第8回 非財務情報の開示指針研究会 事務局資料

2022年5月

経済産業省 経済産業政策局

産業資金課・企業会計室

【注】本資料に引用しておりますISSB公開草案の原文及び日本語仮訳は、IFRS財団の著作物となります。複製及び使用の権利は厳しく制限されております。

このため、本資料で使用しておりますISSB公開草案の原文及び日本語仮訳につき、二次引用・転載等をご遠慮ください。

1. 第7回研究会以降の関連動向

2. ISSB公開草案及び関連公表文書

3. 総論について（主要な論点）

4. 全般的な要求事項（S1基準案）に関する主な質問

5. 気候関連開示（S2基準案）に関する主な質問

（参考）その他の質問

1. 第7回研究会（3/8）以降の関連動向（3月・1/2）

- 第7回の研究会以降における、非財務情報の開示に関連する主要な動向は以下の通り。

日付	トピック
3/11	GPIF、GPIFの運用機関が考える「重大な ESG 課題」を公表。パッシブ運用機関からは「コーポレートガバナンス」が、アクティブ運用機関からは「情報開示」が新たに「全社があげた重大なESG課題」として特定。 https://www.gpif.go.jp/esg-stw/20220311_esg_issues.pdf
3/11	FASF、3/2開催の第44回基準諮問会議議事概要を公表。サステナビリティ基準に関する諮問会議設立に言及 https://www.asb.or.jp/jp/project/standards_advisory/y2022/2022-0302.html
3/14	内閣官房、第1回サステナビリティ開示に関する関係府省会議を開催 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/sustainability/index.html
3/14	CDP、10,000社超の企業が金融機関を通じて、CDPを通じた環境情報開示を求められている旨を公表 https://cdn.cdp.net/cdp-production/comfy/cms/files/files/000/005/753/original/Release_JP_20220314.pdf
3/14	EFRAG、ESRS（欧州サステナブル報告基準）について、人的資本等のクラスター・ワーキング・ペーパーを公表 https://www.efrag.org/News/Project-576/EFRAG-publishes-today-the-next-set-of--PTF-ESRS-cluster-working-papers
3/15	FASF、第4回SSBJ設立準備委員会を開催、気候関連開示プロトタイプ（産業別開示とテーマ別開示等）について検討 https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/proceedings-ssbj/y2022/2022-0315.html
3/15	TNFD、TNFDフレームワークのベータ版初版を公表 https://tnfd.global/tnfd-framework/
3/16	SASB、SASB基準の日本語翻訳版を公表 https://www.sasb.org/wp-content/uploads/2022/03/SASB-Standards-Japanese-Translation-Press-Release-Final_Jp.pdf
3/18	内閣官房、第3回非財務情報可視化研究会を開催 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/wgkaisai/hizaimu_dai3/index.html
3/18	EFRAG、ESRS（欧州サステナブル報告基準）について、カバーノート等のクラスター・ワーキング・ペーパーを公表 https://www.efrag.org/News/Project-577/EFRAG-publishes-today-the-next-PTF-ESRS-Cluster-Working-Paper

1. 第7回研究会（3/8）以降の関連動向（3月・2/2）

- 第7回の研究会以降における、非財務情報の開示に関連する主要な動向は以下の通り。

日付	トピック
3/21	SEC、投資家向け気候関連開示の規則改訂案を公表 https://www.sec.gov/news/press-release/2022-46
3/23	GPIF、国内株式運用機関が選ぶ「優れた TCFD 開示」を公表 https://www.gpif.go.jp/esg-stw/20220323_excellent_TCFD_disclosure_j.pdf
3/24	IFRS財団・GRI、各基準設定委員会における協力協定の締結を公表 https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2022/03/ifrs-foundation-signs-agreement-with-gri/ https://www.globalreporting.org/about-gri/news-center/ifrs-foundation-and-gri-to-align-capital-market-and-multi-stakeholder-standards/
3/25	非財務情報の開示指針研究会、「ISSBプロトタイプに対する基礎的考察」を公表
3/25	EFRAG、ESRS（欧州サステナブル報告基準）について、ガバナンスのクラスター・ワーキング・ペーパーを公表。（これにより全てのクラスター・ワーキング・ペーパーを公表） https://www.efrag.org/News/Project-579/EFRAG-publishes-today-the-last-PTF-ESRS-Cluster-Working-Paper
3/30	EFRAG、ESRS（欧州サステナブル報告基準）のクラスター・ワーキング・ペーパーについて、4月末に公開草案として公表し、7月31日までの期間で意見募集を実施する予定を公表。 https://www.efrag.org/News/Public-345/Three-key-steps-for-EFRAGs-Sustainability-reporting-pillar-before-the-end-of-April
3/30	JPX、QUICKと共同で制作した「JPX-QUICK ESG課題解説集 ～情報開示推進のために～」を公表 https://www.jpx.co.jp/corporate/news/news-releases/0090/20220330-01.html
3/30	世界経済フォーラムとマッキンゼー・アンド・カンパニー、DE&Iの加速を目的としたThe Global Parity Allianceを立ち上げ https://www.weforum.org/projects/global-parity-alliance
3/31	IFRS財団、昨年11月にプロトタイプを公表した「サステナビリティ関連財務情報開示における全般的な要求事項」「気候関連開示」の公開草案を公表。コメント期限は7月29日 https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2022/03/issb-delivers-proposals-that-create-comprehensive-global-baseline-of-sustainability-disclosures/

1. 第7回研究会（3/8）以降の関連動向（4月）

- 第7回の研究会以降における、非財務情報の開示に関連する主要な動向は以下の通り。

日付	トピック
4/7	FASF、第5回SSBJ設立準備委員会を開催、IFRS 財団プロトタイプに対する業界団体等からの意見及びプロトタイプに対する基礎的見解を紹介。 https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/proceedings-ssbj/youtube/2022-0421.html
4/11	FASF、IFRS財団が公表したサステナビリティ開示基準の検討スケジュールを公表 https://www.asb.or.jp/jp/other/aud/ssbj_schedule.html
4/18	金融庁、金融審議会ディスクロージャー・ワーキング・グループ（第8回）を開催 https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/disclose_wg/siryoku/20220418.html
4/20	内閣官房、第4回非財務情報可視化研究会を開催 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/wgkaisai/index.html
4/21	WBCSD、DE&Iの成熟度の主要な構成要素と、WBCSDの加盟企業から集めた課題と実践例を記載した報告書「Diversity, Equity & Inclusion in the Workplace」を公表 https://www.wbcd.org/Imperatives/Equity-Action/News/WBCSD-and-Korn-Ferry-launch-report-exploring-key-dimensions-of-maturity-when-it-comes-to-Diversity-Equity-Inclusion-DEI
4/22	FASF、第6回SSBJ設立準備委員会を開催、ISSB公開草案の概要、及び「IFRS S1 号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項』」に対するコメントの検討を実施 https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/proceedings-ssbj/youtube/2022-0421.html
4/25	金融庁、「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」（案）への意見募集開始。コメント期日は5月26日 https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20220425/20220425.html
4/28	ISSB、グローバル・ベースラインとローカルルールとの互換性を高めるためのワーキング・グループ設置を表明。日本からは金融庁とSSBJが参加。 https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2022/04/issb-establishes-working-group-to-enhance-compatibility-between-global-baseline-and-jurisdictional-initiatives/
4/29	EFRAG、ESRS（欧州サステナブル報告基準）のクラスター・ワーキング・ペーパーに対する意見募集開始を公表。コメント期限は8月8日 https://www.efrag.org/News/Public-350/EFRAG-launches-a-public-consultation-on-the-Draft-ESRS-EDs-

1. 第7回研究会（3/8）以降の関連動向（5月）

- 第7回の研究会以降における、非財務情報の開示に関連する主要な動向は以下の通り。

日付	トピック
5/2	FASF、ISSB基準公開草案の解説動画を公表 https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/exposure_draft_ssbj.html
5/5	FRC、英国内のステークホルダーを対象に、ISSB公開草案に対する意見収集のためのサーベイを開始。提出期限は5月29日。 https://www.frc.org.uk/news/may-2022-(1)/reminder-frc-webinar-on-the-issb-and-international
5/9	FASF、ISSB基準公開草案の日本語仮訳（※業種別指標以外）を公表 https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/exposure_draft_ssbj.html
5/9	SEC、投資家向け気候関連開示の規則改訂案の市中協議期限を6月17日に延長する旨を公表 https://www.sec.gov/news/press-release/2022-82
5/12	FASF、第7回SSBJ設立準備委員会を開催。「IFRS S1号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項』、及び「IFRS S2号『気候関連開示』」に対するコメントの検討を実施 https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/proceedings-ssbj/youtube/2022-0512.html
5/12	VRF、SECの気候関連開示の規則改訂案に対する市中協議提出文書を公表 https://www.valuereportingfoundation.org/news/the-value-reporting-foundation-responds-to-us-sec-consultation/
5/12	VRF（SASB）、ISSB公開草案に対応した、衣服、装飾品及び履物業界向けのSASB基準の改訂版を公開 https://www.sasb.org/wp-content/uploads/2022/05/Apparel-Standard-Updates-Press-Release_Final.pdf
5/12	GPIF、「第7回 機関投資家のスチュワードシップ活動に関する上場企業向けアンケート集計結果」を公表。非財務情報の任意開示を行う企業が大きく増加。 https://www.gpif.go.jp/esg-stw/stewardship_questionnaire_07.pdf

1-1. 米国証券取引委員会（SEC）の規則改訂案概要（1/2）

- 2022年3月21日、米国証券取引委員会（SEC）は、気候関連情報開示を求める規則改訂案を公表。TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言を基礎とし、投資家への「投資判断に有益な情報」の提供を目的としている。
- 市中協議期日は当初5月20日迄のところ、6月17日まで延長する旨を5月9日に公表。

開示項目（案）	開示箇所等特記事項
①ガバナンス	<ul style="list-style-type: none">● 開示書類（年次報告書等）の中で、見出しを設けて開示する● 将来予測情報とGHG排出量（Scope 3）については、セーフハーバー規則の適用対象● 大規模早期適用会社、早期適用会社については、GHG排出量（Scope 1, Scope 2）の第三者保証を求める（後述）
②ビジネス・戦略・見通しへの影響	
③リスク管理	
④移行計画	
⑤シナリオ分析	
⑥内部炭素価格	
⑦GHG排出量（Scope 1, Scope 2）	
⑧GHG排出量（Scope 3）	
⑨目標と最終目的	
⑩財務諸表への影響	
	<ul style="list-style-type: none">● 監査済財務諸表の注記において開示（→監査対象に含まれる）● セーフハーバー規則の適用対象ではない● 財務報告に係る内部統制の対象

1-1. 米国証券取引委員会（SEC）の規則改訂案概要（2/2）

- 規則改訂案は全てのSEC登録企業を対象とするが、適用時期は登録企業の類型により異なる。
- また、GHG排出量（Scope 1, Scope 2）については当初限定的保証を求めた後、追って合理的保証を求めるとしている。

登録企業の類型(*)	開示の適用時期		GHG排出量（Scope 1、Scope 2）に対する 第三者保証	
	GHG排出量 （Scope 3）以外	GHG排出量 （Scope 3）	限定的保証	合理的保証
大規模早期適用会社	2023会計年度	2024会計年度	2024会計年度	2026会計年度
早期適用会社	2024会計年度	2025会計年度	2025会計年度	2027会計年度
非早期適用会社	2024会計年度	2025会計年度	-	-
小規模報告会社	2025会計年度	-	-	-

(*) 登録企業の類型の詳細は以下。

大規模早期提出会社： 事業年度末において、以下のすべての要件を満たす会社：①議決権付株式及び無議決権株式につき、直近第2四半期の最終営業日において、世界規模の時価総額が700百万ドル以上（関連会社以外が保有するものに限る）、②12ヶ月以上、証券取引所法第13条(又は第15条(に基づく開示義務の対象となっていること、③1回以上、証券取引所法第13条(又は第15条(に基づく年次報告書を提出していること、④小規模報告会社の特例の適用対象外であること

早期提出会社： 事業年度末において、以下のすべての要件を満たす会社：①議決権付株式及び無議決権株式につき、直近第2四半期の最終営業日において、世界規模の時価総額が75百万ドル以上700百万ドル未満（関連会社以外が保有するものに限る）、②大規模早期提出会社に適用される上記要件のうち②③④を満たしていること

非早期提出会社： 大規模早期提出会社及び早期提出会社の要件を満たさない企業

小規模報告会社： ①浮動株時価総額が250百万ドル未満、あるいは②直近の事業年度の収益が100百万ドル未満かつ株式非公開、もしくは直近の事業年度の収益が100百万ドル未満で浮動株時価総額が700百万ドル未満の企業

(資料) SEC公表資料より経済産業省作成。

1-2. 英国財務報告協議会（FRC）によるサーベイ実施

- 5月5日に英国財務報告協議会（FRC）は、ISSB公開草案に対する意見収集のためのサーベイを開始。提出期限は5月29日。
- サーベイの目的は、英国の利害関係者の意見を収集したうえで、ISSB公開草案に対するFRCの対応（意見表明）に役立てることとしている。
- サーベイは、回答者の属性を報告書作成者（Corporate Report Preparers）、年次報告書の主たる利用者（Primary Users of Annual Reports）、保証提供者（Assurance Providers）、その他の報告書利用者等（Other Report Users and Supporting Organisations）に分けた上で、質問項目をそれぞれ用意している。

主な質問項目

- 報告の同時性について（報告書作成者に対して）
 - Do you agree that the proposed sustainability-related disclosures should be reported in the Annual Report and provided at the same time as the financial statements to which they relate?
- S1基準・S2基準の適用について
 - Do you understand how the two proposed standards (IFRS S1 and IFRS S2) would be applied together?（報告書作成者に対して）
 - Is it clear how the two proposed standards (IFRS S1 and IFRS S2) would be applied together?（年次報告書の主たる利用者に対して）

1-2. 英国財務報告協議会（FRC）によるサーベイ実施（続き）

主な質問項目（続き）

- 保証に関して（全てのステークホルダーに対して）
 - Currently, sustainability-related disclosures included in the Annual Report (but that are not part of the financial statements) are not subject to external assurance. What level of external assurance, if any, should sustainability-related disclosures be subject to (e.g., limited or reasonable assurance)?
 - Should external assurance over the sustainability-related disclosures be mandatory or optional?
- 業種別基準に関して
 - Do you agree with the industry-based disclosure requirements (outlined in Appendix B) for your industry?（報告書作成者に対して）
 - Do you agree with the approach taken for the industry-based disclosures requirements, including the industry classification?（年次報告書の主たる利用者、保証提供者、その他の報告書利用者等に対して）
- 作成コストに関して
 - What preparation will be required by your organisation in order to apply the proposals within this standard? This might include likely initial and ongoing costs of implementing the standards.（報告書作成者に対して）
 - What preparation will be required by your organisation in order to use disclosures proposed within these standards? This might include likely initial and ongoing costs.（年次報告書の主たる利用者に対して）

1-3. VRFによるSECの規則改訂案へのコメント

- 5月12日にValue Reporting FoundationはSECの規則改訂案に対するコメントレターを公表
- SECの規則改訂案とISSBの気候関連開示草案について、主要エリアで一貫性があるとした上で、ISSB基準による開示の採用を含む規則改訂案に対する支持を表明

SEC規則改訂案とISSB気候関連開示公開草案の主要な整合箇所

投資家へのフォーカス	<ul style="list-style-type: none">● 投資家を主たる利用者として企図している
TCFD提言の推奨	<ul style="list-style-type: none">● いずれも、作成者が利益を受けるTCFD関連開示を基礎としている● TCFD提言がガバナンス・戦略・リスク管理に関する開示要求（下層部分も含めて）の基礎として活用されている● 気候関連の物理的リスクと移行リスクを定義しているTCFDアプローチと同様
GHG排出量	<ul style="list-style-type: none">● Scope 1, Scope 2, Scope 3排出量（強度指標を含む）の開示要求事項● いずれも、GHG排出量開示の算定にあたって、GHGプロトコルに基づく方法を採用
開示時期	<ul style="list-style-type: none">● いずれも、気候関連の開示を財務報告パッケージと同時点での開示を要求
レジリエンス/シナリオ分析/指標と目標	<ul style="list-style-type: none">● 気候変動リスクの変化に対応する作成者の戦略のレジリエンスに関する開示● 内部炭素価格・カーボンオフセットの使用に関する開示
財務諸表/財務パフォーマンスとのコネクション	<ul style="list-style-type: none">● 報告期間における気候関連リスクによる重要な財務影響（短期・中期・長期）の開示を要求

（資料）Value Reporting Foundation「Re: Public Comment on Enhancement and Standardization of Climate-Related Disclosures for Investors Proposed Rule— Release Nos. 33-11042; 34-94478; File No. S7-10-22」より経済産業省作成。

1. 第7回研究会以降の関連動向

2. ISSB公開草案及び関連公表文書

3. 総論について（主要な論点）

4. 全般的な要求事項（S1基準案）に関する主な質問

5. 気候関連開示（S2基準案）に関する主な質問

（参考）その他の質問

ISSB公開草案及び関連公表文書

- 2022年3月31日、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は以下2点の基準に関する公開草案を公表。（コメント期限：2022年7月29日）
 - IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」
 - IFRS S2号「気候関連開示」

公開草案スナップショット

IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」

S1基準案

コメント対象

- (1) 基準本文
- (2) 付録A：用語の定義
- (3) 付録B：発効日
- (4) 付録C：有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性

結論の根拠

IFRS S1号に関する例示的ガイダンス

IFRS S1号及びIFRS S2号とプロトタイプとの比較

IFRS S2号「気候関連開示」

S2基準案

コメント対象

- (1) 基準本文
- (2) 付録A：用語の定義
- (3) 付録B：産業別開示要求
別冊B1からB68
- (4) 付録C：発効日

結論の根拠

IFRS S2号に関する例示的ガイダンス

IFRS S2号とTCFD提言の比較

今後の対応とスケジュール（案）

- ISSB公開草案に対しては、①「ISSBプロトタイプに対する基礎的見解(2022年3月25日)」を発展させた**総論部分**、②ISSBのパブリックコンサルテーションにおける質問への**回答部分**、③補足としての**業種別指標等に対する個別のコメント**の**3層構造**を念頭に意見を整理していくこととしたい。

意見書の構成（案）

1 総論

- S1基準及びS2基準、関連公表文書について、**よりハイレベルな見解・提案を包括的に記載**
- 3月25日に公表した「ISSBプロトタイプに対する基礎的見解」を**ベース**に検討。

2 ISSBからの質問に対する回答部分

- **1の「総論」とそれぞれ整合的な形で**、ISSBからの各質問に対して回答案を検討。
- **国内関係者からの意見**も踏まえつつ、研究会で議論の上検討。

3 業種別指標等に対するコメント

- **業種別指標に対する個別のコメントを整理**して紹介。
 - **1の「総論」や2の「回答」の論拠**とすることも念頭。
- ※最終的な整理においては2の「回答」の一部に溶け込ます可能性もあり。

意見書発出までのスケジュールイメージ

4月22日	ISSB公開草案について、業界団体へ周知及び追加の意見収集開始
5月18日	第8回研究会
5月20日	業界団体からの追加意見収集締め切り
5月末～ (P)	意見書ドラフトベースでの検討・協議
6月15日	第9回研究会
6月末	ISSBへの意見書の最終化

パブリックコンサルテーションの質問（S1基準：全般的要求事項）

- 全般的要求事項については、全17問の質問がISSBから示されている。
- このうち、特に「**1 総論**」や**国内関係者の問題意識と関連性が深い問に注力**をして、研究会において回答案を検討することとしたい。

表：サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項に関するパブリックコンサルテーションの質問

問	内容	問	内容
問1	全体的なアプローチ	問10	情報の記載場所（第72項から第78項）
問2	目的（第1項から第7項）	問11	比較情報、見積り及び結果の不確実性の源泉並びに誤謬（第63項から第65項、第79項から第83項及び第84項から第90項）
問3	範囲（第8項から第10項）	問12	準拠表明（第91項から第92項）
問4	コア・コンテンツ（第11項から第35項）	問13	発効日（別紙B）
問5	報告企業（Reporting Entity）（第37項から第41項）	問14	グローバル・ベースライン
問6	つながりのある情報（Connected Information）（第42項から第44項）	問15	デジタル報告
問7	適正な表示（第45項から第55項）	問16	コスト、便益、及び見込まれる影響（effects）
問8	重要性（Materiality）（第56項から第62項）	問17	その他コメント
問9	報告の頻度（第66項から第71項）		

パブリックコンサルテーションの質問（S2基準：気候関連開示）

- 気候関連開示においても、全17問の質問がISSBから示されている。
- 同様に、特に「1 総論」や国内関係者の問題意識と関連性が深い問に注力をして研究会において回答案を検討することとしたい。

表：気候関連開示に関するパブリックコンサルテーションの質問

問	内容	問	内容
問1	本公開草案の目的	問11	産業別要求事項
問2	ガバナンス	問12	コスト、便益及び可能性が高い影響（effects）
問3	気候関連のリスク及び機会の識別	問13	検証可能性及び強制可能性
問4	企業のバリュー・チェーンにおける気候関連のリスク及び機会の集中	問14	発効日
問5	移行計画とカーボンオフセット	問15	デジタル報告
問6	現在の及び予想される影響	問16	グローバル・ベースライン
問7	気候レジリエンス	問17	その他のコメント
問8	リスク管理		
問9	産業横断的指標カテゴリーと温室効果ガス排出		
問10	目標		

1. 第7回研究会以降の関連動向
2. ISSB公開草案及び関連公表文書
- 3. 総論について（主要な論点）**
4. 全般的な要求事項（S1基準案）に関する主な質問
5. 気候関連開示（S2基準案）に関する主な質問
（参考）その他の質問

総論についての検討の方向性

- 3月25日に公表した非財務情報の開示指針研究会による「ISSBプロトタイプに対する基礎的見解」（以下、「基礎的見解」。）では、「1. サステナビリティ関連財務情報が企業価値と明確に結びつけられ定義されたことへの賛同」及び「2. 比較可能性と独自性のバランスを実現するための提案」において、**総論的な見解を述べつつ5つの提案**を行った。
- 公開草案に対する意見回答においては、まず「**基礎的見解**」における**総論的な見解と5つの提案**をベースとした「**総論**」的な**提案**を行うこととしたい。
- 3月31日に公表された正式な公開草案を踏まえ、「**基礎的見解**」をベースとした「**総論**」において特に強調すべき点や**ブラッシュ・アップすべき提案**は何か。
- 特に、昨年11月の中間報告を含めた**研究会におけるこれまでの議論**や、**産業界からの収集した意見・コメント**を踏まえた**基準全体の構造**や、**マテリアリティ判断の適用のあり方等**、**重要論点**について改めて吟味しつつ、公開草案への意見を検討することが必要ではないか。

ISSBプロトタイプに対する基礎的見解（3月25日公表）

1 サステナビリティ関連財務情報が企業価値と明確に結びつけられ定義されたことへの賛同

- 当研究会は、ISSBプロトタイプにおいて、**サステナビリティ関連財務情報が企業価値と明確に結び付けられる形で定義**され、サステナビリティ関連財務開示が一般目的財務報告の**主要な利用者**（顕在的・潜在的な投資家、貸し手、その他の債権者）の**意思決定に有用な情報を提供するものとして定義**されていることに深く賛同する。
- 経済産業省では、**企業活動のサステナビリティ向上**（持続的なイノベーション創出やビジネスモデルのアップデート等）と**社会のサステナビリティ向上**を“同期化”させ、不確実性が高まる環境を乗り越えていく経営変革やこれを支える資本市場の機能強化を“**サステナビリティ・トランスフォーメーション（SX）**”と定義し、推進している。
- 今般のISSBプロトタイプは、サステナビリティ関連財務情報及びサステナビリティ関連財務開示の定義及び目的を企業価値と明確に結びつけることで、効果的・効率的な情報開示による資本市場の機能向上を促し、**企業によるサステナビリティ・トランスフォーメーション（SX）を加速させるポテンシャル**を有するものと捉えている。
- また、**日本**においては、**過去約10年間に渡って統合思考に基づく企業価値報告に向けた努力**が重ねられてきた。既に**600社以上の上場企業が統合報告書による開示**を進め、その質の向上に向けた努力も重ねられている。**IFRS財団全体のイニシアチブが、財務情報とサステナビリティ関連情報の統合的な開示の質・量の向上に向け、更に発展していくことを期待**している。この観点から、本年2月9日に英国FRC（財務報告評議会）が公表した「予備的見解」において、“財務及び非財務情報を含む定性的な報告に関する包括的なフレームワーク”として、“経営者による説明”を活用することを提言していることにも賛同する。
- その上で、ISSBによるサステナビリティ開示基準（ISSB基準）が、作成者にとって実行可能で、かつ利用者にとって有益な内容に発展していくための、いくつかの建設的な提案を行いたい。

2. 比較可能性と独自性のバランスを実現するための提案

- まず、IFRS財団・ISSBのイニシアチブによって、サステナビリティ関連財務情報について企業間の比較可能性が高まることで資本市場全体の効率性が高まっていくことの意義に賛同する。
- また、IFRS財団・ISSBが、ベースライン・アプローチ、ビルディングブロック・アプローチを提案していることについて賛同する。各国間・地域間でサステナビリティ関連財務情報開示に関する状況が多様であることを踏まえると、**ベースライン&ビルディングブロック・アプローチ**はISSB基準が**新興国を含むグローバルマーケットにおいて国際基準として発展していく上でも極めて重要なアプローチ**である。
- 比較可能性に加えて、サステナビリティ関連財務報告が一般目的財務報告の主要な利用者の意思決定に有用な情報として発展していくためには、**開示される情報と企業価値との関連性(Value Relevance)**が欠かせない。
- 一方、企業の競争力の源泉やビジネスモデルが多様となり、また企業によってはビジネスモデルや業種自体の移行（transition）も志向するケースがある中で、**企業間で共通の指標や目標を開示するだけでは、企業価値評価を適切に行うことは難しい。**
- 企業経営者がどのようなビジネスモデルを志向し、どのような事項をマテリアルと考えているか、ビジネスモデル変革のためにどのような取組みを行っているか、移行に向けた経年での変化等の**企業ごとに独自性を有する情報**が示されることが、極めて重要となる。
- 逆に、**開示項目が過度に細則的**になることで、**開示の消極化や定型化（ボイラープレート化）**を招き、**開示情報と企業価値の関連性が減じることは避ける必要**がある。
- 従って、**ISSB基準は、開示内容の比較可能性と、価値関連性を表現する独自性の適切なバランスに基づいたものなることが望ましい。**

- この観点から、下記 **5 点を提案**したい。

① 原則主義に基づく基準設計

- ISSB基準が、原則主義に基づく基準として、ビルディングブロック・アプローチのもと発展していくため、それぞれの**開示要素についての基本的な考え方を明確にすることを提案**する。
(例)
 - ✓ 報告内容に関する4つの柱について、**各柱がどのような開示目的を有し、どのような情報ニーズに応えるものかという点についての、基本的な考え方を示す**ことを提案する。
 - ✓ 気候関連開示プロトタイプの指標・目標で示されているディスクロージャー・トピックについて、**なぜそのディスクロージャー・トピックが企業価値との関係において重要と考えられるかについて基本的な考え方を示す**ことを提案する。
- このことにより、各ディスクロージャー・トピックの価値関連性に関する作成者および利用者の理解が深まり、作成者が開示内容をより具体的に判断していくことが可能となる。

② 基準全体の構造と、基準において示す開示項目の詳細度の検討

- 基準全体として、全般的な要求事項、テーマ別、業種別という構造を採用することは、テーマ毎や業種毎に異なるサステナビリティ関連財務情報と企業価値の関連性をチューニングしつつ、比較可能性を高めていくための工夫として賛同する。
- 他方、気候関連開示プロトタイプ本文、別紙 B及び付属書（業種別指標）において示されている指標は、**特に産業別指標について、細則的であることに起因する課題**を有している。
(例)
 - ✓ 地域やビジネスモデルによっては必ずしもマテリアルとは言えない指標が含まれており、国際的なベースライン基準として捉える上では課題がある
 - ✓ 現状のプロトタイプでは、米国等の固有の基準や制度を前提とした指標が数多く含まれており、国際的な適用性の観点から課題がある
 - ✓ 企業によっては現在の付属書に該当する業種がない場合や、複数事業を展開する企業においてはどの業種の指標を開示すべきか判断が難しい場合がある
- また、指標の内容や算定方法が過度に具体的になることで、国際的な環境変化や、将来的な産業構造や各国規制環境の変化に機動的に対応することを難しくする可能性がある。
- このため、特に別紙B及び付属書（業種別指標）において示す**業種別の開示要求事項については、より一般化したディスクロージャー・トピックベースとし、個別具体的な指標は例示としての位置づけとすることを提案**する。
(例)
 - ✓ 住宅建設業において求められているHERS指数について、個別の指標を要求事項とするのではなく、住宅のエネルギー効率に関するより上位の概念をディスクロージャー・トピックとして明確化した上で、指標は例示としての位置づけとすることなどが考えられる。

③ マテリアリティ判断に関するガイダンス文書の作成

- ISSBプロトタイプについて、企業価値についての利用者の評価に影響を与える場合に重要性（マテリアリティ）があるとする考え方を示した上で、「本基準で特定の要件のリストを定めている場合でも、要件を適用した結果得られた情報が重要でない場合、その情報を開示する必要はない」としたことは作成者・利用者双方にとって効率的かつ効果的な考え方であり賛同する。
- また、重要性についての統一した定量的閾値や特定の状況において何が重要であるか明示をしないことについても理解する。
- 他方、気候関連開示プロトタイプや業種別指標において、広範かつ詳細な要求事項が示されていることから、作成者側にマテリアリティ判断に関する混乱が生じている。
- マテリアリティ判断は「（その情報が）省略されたり、誤っていたり、覆い隠されている状態の場合、一般目的財務報告の主たる利用者のこれらの報告書に基づきされる意思決定に影響を与えると合理的に見込まれるもの」を企業自身が判断する行為であり、開示内容の比較可能性と独自性のバランスを実現する上で鍵となる要素となる。
- このため、重要事項（material issue）の粒度や企業価値への影響度の判断の方法自体に過度なばらつきが生じることは避ける必要がある。この観点から、マテリアリティの検討にあたっての考慮事項、検討プロセス等に関するガイダンス文書を作成することが望ましい。
- その際、**現在のプロトタイプでは、指標等の重要性を個別に直接判断する形をとっているが、企業経営者が重要な経営課題等を特定したうえで、当該経営課題等を適切に表す重要情報を開示する2段階アプローチの方が、企業の主体的な判断にもとづく価値関連性の高い開示につながるものと考えられる。**
- 重要な経営課題等を特定した上で開示情報を選択するアプローチは、国際統合報告フレームワークやGRIスタンダードにおいても採用されており、既存のサステナビリティ報告や統合報告に関する実務蓄積との連続性が担保できる。

④ **ビジネスモデルの表現の充実**

- 今般のプロトタイプにおいて、サステナビリティ関連のリスクと機会がビジネスモデル、戦略、キャッシュフローに与える影響についてはフォーカスされている一方、企業独自のビジネスモデル自体を表現することの重要性が十分には指摘されていない。企業がどのようなビジネスモデルを目指すかは、一般目的財務報告の主要な利用者にとって極めて重要な情報である。
- この観点から、**4つの柱の「戦略」を「戦略とビジネスモデル」とした上で**、企業価値向上とサステナビリティ向上の実現に向けた取組みの開示を求めていくことを提案する。
- その際、企業の価値創造又はキャッシュフロー創出能力に影響を与える範囲、あるいは投資判断に影響を与える範囲において、企業活動による「社会と環境への影響」に関する戦略の報告を求めることも一案である。このことは、企業による社会・環境に対する正の外部性を持つイノベーションやビジネスモデルのアップデートを促す可能性がある。

⑤ **ベスト・プラクティスに基づく基準の開発と更新**

- 気候関連財務報告については、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言等に基づくベスト・プラクティスの蓄積が各国で進んできた一方、人的資本や生物多様性といった国際的な議論が比較的新しく開始したサステナビリティ関連財務報告についてはトラック・レコードが積み上がりつつある最中にある。
- また、気候関連財務報告においても、例えばスコープ3排出量については、気候関連リスクと機会に対する企業のエクスポージャーを反映する重要な指標である一方、排出量計測や算定方法の前提条件（算定対象やバウンダリー等）に関する検討や実務がこれから各業種や各企業において重ねられていく段階にある。また、内部炭素価格については、最新（2021年10月発行）のTCFDガイダンスにおいて、重要性に応じて開示が求められる指標として位置付けられたところである。
- こうした現状を踏まえ、今後の**基準開発においては、既存のベスト・プラクティスに基づいた開発**を行うとともに、その**レビューに基づいた柔軟なアップデート**を可能とするべきである。
- また、他の基準における指標や算定方法を引用している部分について、引用している基準の設定主体に対しても内容の精緻化や作成者・利用者にとっての利便性を向上させるよう働きかけて頂くことが望ましい。

主要な論点（例）①

<基準の基本的な構造について>

- **S1第60項**において、「IFRSサステナビリティ開示基準で**要求される特定の開示に重要性がない（not material）**場合には、**提供する必要はない**。このことは、IFRSサステナビリティ開示基準が**特定の要求事項のリスト又は最低限の要求事項を定めている場合であっても該当する**。」とされており、業種別指標を含めた基準全体に対してマテリアリティ判断が及ぶ旨が明記されている。
- 例えば、**S2第20項（b）**においては、企業は、**産業別の指標（「付録B」において定められている）を開示しなければならない（shall disclose）旨が規定**され、**各指標の開示の要否に対してマテリアリティ判断が適用される構造**となっている。
- **この構造**が、統合的な企業報告の恣憑や開示される情報の価値関連性の確保、あるいは企業の実務上の負担やグローバルベースラインとしての的確性等の観点などからの**懸念**につながっているのではないか。
- 新興国を含めた多様な地域における**グローバルベースラインとして機能する観点**からは、基準の構造上、**開示要求事項は上位の概念（指標カテゴリー/開示トピック）**とした上で、基準側が提示する**個別の指標は例示的な位置付け**とすることを改めて提案するべきではないか。
- また開示事項の検討にあたっては、企業が自社にとって重要（significant）なリスクと機会を指標カテゴリーや開示トピックベースで特定した上で、当該事項を表現するmaterial informationを開示する**「二段階」アプローチ**を基本的な考え方とするべきことを改めて強調するべきではないか。
- この点、**S2第9項（a）**においては、「**重大な（significant）気候関連のリスク及び機会に関する記述**」を開示しなければならないことが規定され、**第10項**において、「第9項に記載した重大な（significant）気候関連のリスク及び機会の**識別**に際し、企業は産業別開示要求（付録B）において定義される**開示トピックを参照**しなければならない」と規定されており、二段階アプローチと整合的な方向性と捉えられる。

主要な論点（例）②

<マテリアリティの企業固有性について>

- なお、**基準の構造を検討する上で基礎となるマテリアリティの考え方**については**S1第58項**において「**重要性（materiality）は関連性の企業固有の一側面**であり、その情報が関連する項目の性質又は大きさ（又はこの両方）に基づくものである（※）。したがって、本基準[案]では、**重要性（materiality）についての統一的な量的閾値を明示することや、特定の状況において何に重要性がある（material）ものとなり得るかを前もって決定することはしない。**」と規定されているほか、**S1の「例示的ガイダンス」**においても「**重要性（materiality）の判断は企業固有のもの**」として、その企業固有性が強調されている。

(※) Materiality is an entity-specific aspect of relevance based on the nature or magnitude, or both, of the items to which the information relates, in the context of the entity's general purpose financial reporting.

- こうした**マテリアリティと企業固有性の関係について賛意**を示しつつ、これと整合した基準の構造のあり方について総論において提起していくべきではないか。

<マテリアリティと企業価値の捉え方について>

- また、**マテリアリティと企業価値の捉え方**に関連して、**S1の「結論の根拠」**において「**報告企業が開示する重要性がある（material）サステナビリティ関連財務情報**は、報告期間ごとに、**状況及び仮定が変化するにつれて並びに重要性（materiality）の判断及び一般目的財務報告の利用者による企業価値の評価が進展するにつれて、変化することがある**。利用者が企業価値の評価に反映するリスク及び機会は、報告期間ごとに変化することがある。一部の人はこれを「**ダイナミック・マテリアリティ**」と呼んでいるが、この用語は本公開草案では使用していない。」として、公開草案本体における用語の使用はないものの、いわゆるダイナミック・マテリアリティの考え方を肯定的に捉えている。
- 更に、**企業価値の定義**について公開草案で追加された**S1第5項**において「**企業価値は、短期、中期及び長期にわたる将来キャッシュ・フローの金額、時期及び確実性、並びに企業のリスク・プロファイル、ファイナンスへの企業のアクセス及び資本コストに照らした当該キャッシュ・フローの価値についての予想を反映**」として規定されており、将来予測情報等に関する開示要求と併せて、将来キャッシュ・フロー評価をベースとした価値評価という考え方が強調されているように見える。

（次頁に続く）

主要な論点（例）③

- こうした考え方は、「企業にとって**重要性のある事項**や、その**企業価値との関連性**は、**資本市場や消費市場が企業を評価する視点の変化**や、**社会・環境・経済の変化**などによって**常に変化するもの**」とした**中間報告**（2021年11月12日）の考え方や、財務情報と将来にわたる価値創造ストーリー等の非財務情報を統合的に捉える**統合思考に基づく企業報告の考え方**と**整合的**と捉えられ、基準全体の構造に対する**提言の基礎となる考え方**として総論において強調して賛意を示していくべきではないか。

<ビジネス・モデルや価値創造ストーリーの表現について>

- 「基礎的見解」においては「戦略」の柱を「**戦略とビジネスモデル**」と改め、サステナビリティ関連財務情報が企業のリスクや機会に与える影響のみならず、**企業が目指すビジネス・モデル自体の表現を開示要求事項として盛り込むことを提案**していたが、この点更に提案を具体化していくことを検討してはどうか。
- （関連して、本公開草案におけるコメント対象ではないものの、「経営者による説明（マネジメント・コメントリー）」の位置付けや内容についても、統合的な企業報告やビジネス・モデルの表現等の観点からは研究会としての考え方を今後より明確にしていく必要があるものと考えられる。）

(参考) 公開草案・結論の根拠・例示的ガイダンスにおける関連記載

基準の基本的な構造

S1基準案	60 企業は、IFRSサステナビリティ開示基準で要求される特定の開示に重要性がない（not material）場合には、提供する必要はない。このことは、IFRSサステナビリティ開示基準が特定の要求事項のリスト又は最低限の要求事項を定めている場合であっても該当する。
S2基準案	11 第12項から第15項の要求事項を満たすための開示を作成する際、第20項に記載したとおり、企業は、産業横断的指標カテゴリー及び開示トピックを伴う産業別の指標の適用可能性を参照し、考慮しなければならない。

マテリアリティの企業固有性

S1基準案	58 重要性（materiality）は関連性の企業固有の一側面であり、その情報が関連する項目の性質又は大きさ（又はこの両方）に基づくものである。したがって、本基準[案]では、重要性（materiality）についての統一的な量的閾値を明示することや、特定の状況において何に重要性がある（material）ものとなり得るかを前もって決定することはしない。
S1基準案 例示的ガイ ダンス	IG7 重要性（materiality）の判断は企業固有のものであるため、企業の開示は以下を提供することが予想される。 (a) 一般的な（generic）開示ではなく、企業の実務及び状況に関する具体的な情報、及び (b) 企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会にどのように貢献し、どのような影響を受けているか（affect）を評価するために必要な重要性がある（materiality）情報

マテリアリティと企業価値の捉え方

S1 結論の根拠	BC76 それ承認された場合、本公開草案の提案は、変化した状況及び仮定を考慮に入れるため、各報告日において重要性（materiality）の判断を見直すことを企業に要求することとなる。報告企業が開示する重要性がある（material）サステナビリティ関連財務情報は、報告期間ごとに、状況及び仮定が変化するにつれて並びに重要性（materiality）の判断及び一般目的財務報告の利用者による企業価値の評価が進展するにつれて、変化することがある。利用者が企業価値の評価に反映するリスク及び機会は、報告期間ごとに変化することがある。一部の人はこれを「ダイナミック・マテリアリティ」と呼んでいるが、この用語は本公開草案では使用していない。
S1基準案	5 企業価値は、短期、中期及び長期にわたる将来キャッシュ・フローの金額、時期及び確実性、並びに企業のリスク・プロファイル、ファイナンスへの企業のアクセス及び資本コストに照らした当該キャッシュ・フローの価値についての予想を反映する。企業の企業価値を評価するために不可欠な情報には、企業が財務諸表で提供する情報及びサステナビリティ関連財務情報が含まれる。

(参考) 産業横断的指標カテゴリー及び例示的ガイダンス

- S2基準案の第20項では、開示要求事項として産業横断的指標カテゴリーを規定した上で、具体的な指標は「例示的ガイダンス」において例示的に示す形が取られている。

20 この目的を達成するため、企業は、以下を開示しなければならない。

(a) 産業横断的指標カテゴリー（第21項参照）（これは、産業及びビジネスモデルに関わらず企業に関連する）に関連する情報

表：「気候関連開示に関する例示的ガイダンス」における気候関連の産業横断的指標カテゴリーに関連する情報の例

指標カテゴリー	測定単位	指標例
移行リスク	金額及びパー センテージ (%)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移行リスクに大きくさらされる不動産担保の金額 ・ 炭素関連資産へのクレジット・エクスポージャーの集中 ・ 石炭鉱業からの売上高の割合 (%) ・ 「国際民間航空のためのカーボン・オフセット及び削減スキーム」でカバーされない有償旅客キロの割合 (%)
物理的リスク	金額及びパー センテージ (%)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 100年洪水地域における住宅ローンの件数及び金額 ・ 100年洪水地域内における排水処理能力 ・ ベースラインの水ストレスが高い又は極めて高い地域における取水及び消費に関連する売上高 ・ 洪水、熱ストレス又は水ストレスにさらされる地域にある不動産、インフラ又はその他の代替資産のポートフォリオの割合 ・ 気候関連ハザードにさらされる実物資産の割合
気候関連の機会	金額及びパー センテージ (%)	<ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー効率化及び低炭素化技術に関連する正味収入保険料 ・ (1) ゼロエミッション車、(2) ハイブリッド車、及び(3) プラグイン・ハイブリッド車の販売台数 ・ 低炭素経済への移行を支援する製品及びサービスからの売上高 ・ 第三者機関の多属性グリーンビルディング基準で認証された住宅の引渡し割合
資本投下	表示通貨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低炭素製品及びサービスの研究開発に投資している年間売上高の割合 ・ 気候適応策への投資（例えば、土壌の健全性、灌漑技術）

1. 第7回研究会以降の関連動向
2. ISSB公開草案及び関連公表文書
3. 総論について（主要な論点）
- 4. 全般的要求事項（S1基準案）に関する主な質問**
5. 気候関連開示（S2基準案）に関する主な質問
（参考）その他の質問

質問1：全体的なアプローチ

(1) 質問文、(2) 回答の方向性

- 本公開草案は、一般目的財務報告の主要な利用者が企業価値を評価し企業に資源を提供するかどうかを決定する際に有用なサステナビリティ関連財務情報を開示することを目的として、全般的な要求事項を定めている。
 - 本公開草案における提案は、企業がさらされている重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会のすべてに関して重要性がある（material）情報を開示することを要求している。重要性（materiality）の評価は、一般目的財務報告の利用者が企業価値を評価するために必要な情報の文脈で行わなければならない。
- a. 本公開草案は、企業がさらされているサステナビリティ関連のリスク及び機会のすべてについて、たとえそのようなリスク及び機会が具体的なIFRSサステナビリティ開示基準で扱われていないとしても、重要性がある（material）情報を識別し開示することが要求されることを明確に定めているか。その理由又はそうでない理由は何か。そうでない場合、どのようにすれば要求事項をより明確にすることができるか。
 - b. 本公開草案で提案されている要求事項は、その提案された目的（第1項）を満たすことに賛成するか。その理由又はそうでない理由は何か。
 - c. 本公開草案で提案されている要求事項は、IFRS S2号「気候関連開示」[案]を含む他のIFRSサステナビリティ開示基準とどのように組み合わせられて適用されるのが明確であるか。その理由又はそうでない理由は何か。明確でない場合、提案のどのような点が不明確か。
 - d. 本公開草案で提案されている要求事項は、監査人及び規制当局が、企業がこの提案を遵守しているかどうかを決定するための適切な基礎となることに賛成するか。賛成しない場合、どのようなアプローチを提案し、それはなぜか。

【回答の方向性】

- 「3. 総論について（主要な論点）」での議論を踏まえ、回答案を検討する。

質問1：全体的なアプローチ

(参考) 公開草案の関連箇所 ①「サステナビリティ」の考え方

- ISSB基準の「サステナビリティ」の考え方について、国連による「持続可能な開発」の概念を示した上で、ISSB基準では企業価値に焦点を置いている点、区別している旨を説明。

結論の根拠：BC30項-BC31項

BC30 サステナビリティの概念は「持続可能な開発」と結び付けられることが多い。これは1987年に「将来の世代が自身のニーズを満たす能力を損なうことなしに、現在のニーズを満たす開発」と定義された（国連環境特別委員会、ブルントラント報告書“*Our Common Future*”, Oxford University Press, Oxford, 1987）。国連のサステナビリティの定義、持続可能な成長目標及び国際政策宣言は、サステナビリティを考慮するにあたって重要である（important）と国連が結論を下した次のような事項を識別している。

- 気候変動（国連気候変動枠組条約）
- 生物多様性（国連生物多様性条約）
- 海洋（海洋法に関する国際連合条約）
- 砂漠化（国連砂漠化対処条約）、及び
- 人権（国際人権宣言）

環境及び社会に対する損害を限定することに関する各国の規定は、企業が自らの活動の影響（impact）をどのように評価するのかについて情報をもたらすことがある。したがって、サステナビリティ及び持続可能な開発という用語は、社会的コミュニティ及び共同体（ecological community）にわたり幅広く適用され、現在及び将来の世代に適用される。これらの用語は、正義、健康、福祉、維持（preservation）及び地球の限界（planetary boundaries）の認識に関する環境上の及び社会的な概念もカバーしている。

BC31 本公開草案の焦点は、企業価値についての利用者の理解に関連する情報に置かれている。企業価値の評価に情報をもたらすサステナビリティ関連のリスク及び機会を強調することは、サステナビリティ関連財務情報について、持続可能な成長に対する企業の貢献に焦点を与えたより幅広い多数の利害関係者に対する報告の取組みと区別している。（→次のページへ）

質問1：全体的なアプローチ

(参考) 公開草案の関連箇所 ①「サステナビリティ」の考え方

- その上で、区別を強調することで、ISSB基準のスコープが投資家視点を超えて広げたという懸念の軽減、およびISSB基準は環境・経済に重大な影響を補完的に報告する点の確認に言及。
- 一方で、こういった「補完的な目的」を満たすために必要な情報の考え方として、ダイナミック・マテリアリティについて言及をしている。

結論の根拠：BC31項-BC32項

BC31 (続き) このように区別していることを強調することは、次のことにおいて有用となる可能性がある。

- (a) サステナビリティの論点の考えられる最も幅広い範囲をカバーするために、当財団が範囲を投資者に焦点を当てた開示を越えるところまで拡大したという懸念の軽減、及び
- (b) IFRSサステナビリティ開示基準は、企業が人々、環境及び経済に与える重大な影響 (significant impact) に関しての報告を概念的及び実務的に補足するものであり、置き換えるものではない旨の確認

BC32 それでも、これらの補完的な目的を満たすために必要とされる情報の種類は、大きく重複 (overlap) すると見込まれる (BC76項参照)。

結論の根拠：BC76項

BC76 それが承認された場合、本公開草案の提案は、変化した状況及び仮定を考慮に入れるため、各報告日において重要性 (materiality) の判断を見直すことを企業に要求することとなる。報告企業が開示する重要性がある (material) サステナビリティ関連財務情報は、報告期間ごとに、状況及び仮定が変化するにつれて並びに重要性 (materiality) の判断及び一般目的財務報告の利用者による企業価値の評価が進展するにつれて、変化することがある。利用者が企業価値の評価に反映するリスク及び機会は、報告期間ごとに変化することがある。一部の人はこれを「ダイナミック・マテリアリティ」と呼んでいるが、この用語は本公開草案では使用していない。

質問2：目的（第1項から第7項）

（1）質問文

- 本公開草案は、企業の企業価値に関するサステナビリティ関連のリスク及び機会の影響（implications）を、情報の主要な利用者が評価するための十分な基礎を提供する、サステナビリティ関連財務情報を企業が開示するための要求事項案を示している。
- 企業価値は、短期、中期及び長期にわたる将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性、並びに企業のリスク・プロファイル、ファイナンスへの企業のアクセス及び資本コストに照らした当該キャッシュ・フローの価値についての予想を反映する。企業の企業価値を評価するために不可欠な情報には、企業が財務諸表で提供する情報及びサステナビリティ関連財務情報が含まれる。
- サステナビリティ関連財務情報は、主要な利用者による企業価値の評価に影響を与える、財務諸表で報告される情報よりも幅広い情報である。企業は、企業がさらされている重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会のすべてに関して重要性がある（material）情報を開示することが要求される。したがって、サステナビリティ関連財務情報には、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する企業のガバナンス及びそれらに対処するための戦略に関する情報、並びに関連する財務諸表における認識規準をまだ満たしておらず将来のインフロー及びアウトフローが生じ得る、企業が行う意思決定に関する情報を含めなければならない。また、サステナビリティ関連財務情報は、人々、地球及び経済との関係並びにそれらに対する影響（impacts）及び依存など、企業が行った行動の結果としての企業の評判、パフォーマンス及び見通し、あるいは企業による知識に基づく（knowledge-based）資産の開発を描写するものである。
- 本公開草案では、企業の企業価値に影響を与える（effect）と合理的に予想される、重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報に焦点を当てている。

- a. 提案されているサステナビリティ関連財務情報を開示する目的は明確か。その理由又はそうでない理由は何か。
- b. 「サステナビリティ関連財務情報」の定義は明確か（付録A参照）。その理由又はそうでない理由は何か。明確でない場合、定義をより明確にするための提案はあるか。

質問2：目的（第1項から第7項）

(2) 回答の方向性

- (質問a.について)
 - 提案されている目的は、財務報告の利用者と同一の利用者を念頭に置いた上で、その情報ニーズを満たす形で設定されており、明確としてよいのではないか。
- (質問b.について)
 - サステナビリティ関連財務情報を「企業価値に影響を与えるもの」、すなわち一般目的財務報告の利用者にとって十分な基礎を提供する範囲で定義していることを踏まえ、明確としてよいのではないか。

質問2：目的（第1項から第7項）

（参考）公開草案の関連箇所 ①公開草案の目的

- 公開草案では、S1基準の目的が明確か否か、質問に含まれている。

公開草案：1項

- 1 IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」[案]の目的は、一般目的財務報告の主要な利用者が企業価値を評価し企業に資源を提供するかどうかを決定する際に有用な企業の重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示を企業に要求することにある

質問2：目的（第1項から第7項）

（参考）公開草案の関連箇所 ②「企業価値」の定義

- 公開草案では、「企業価値」の定義をプロトタイプから精緻化した上で、記載箇所が付録Aから基準本文の「目的」に変更されている。

プロトタイプ：付録A.定義集

Enterprise Value（企業価値）

企業価値とは、企業の時価総額に純負債の市場価値を加えたもので、資本市場の参加者が、短期、中期及び長期にわたる将来キャッシュ・フローの金額、時期及び確実性を評価して決定する。企業価値は、将来キャッシュ・フローに対する利用者の評価を反映したものであり、利用者がキャッシュ・フローに帰属させた価値も含まれる。

企業価値を決定するために不可欠なインプットには、財務諸表における企業報告の他、時間の経過とともに企業のビジネスモデルに影響を与える（すなわち、売上、コスト、資産、負債、資本コスト及び／又はリスク・プロファイルに影響を与える）サステナビリティに関する事項の報告が含まれる。この用語は、企業の株式及び債券への投資者にとって、時間の経過とともに予想される価値の創出、維持、又は毀損という概念を表している。この予想される価値の創出、維持又は毀損は、企業のステークホルダーに対する価値の創出、維持又は毀損とは異なるが、根本的には相互に依存している。

公開草案：5項（追加）

- 5 企業価値は、短期、中期及び長期にわたる将来キャッシュ・フローの金額、時期及び確実性、並びに企業のリスク・プロファイル、ファイナンスへの企業のアクセス及び資本コストに照らした当該キャッシュ・フローの価値についての予想を反映する。企業の企業価値を評価するために不可欠な情報には、企業が財務諸表で提供する情報及びサステナビリティ関連財務情報が含まれる。

質問2：目的（第1項から第7項）

（参考）公開草案の関連箇所 ③「サステナビリティ関連財務情報」の定義

- 「サステナビリティ関連財務情報」について、定義を簡素化している（理解のための情報を削除、含まれる情報の具体例を削除）

プロトタイプ：付録A.定義集

Sustainability-related financial Information（サステナビリティ関連財務情報）

企業価値のドライバーに関する洞察を提供する情報であり、利用者が以下を理解することにより、企業のビジネスモデル並びにそのモデルを維持及び発展させるための経営者の戦略が依存する資源及び関係を評価するために十分な基礎を提供する情報。

- 企業のビジネスモデルが、短期、中期及び長期にわたり、価値を創出し、キャッシュ・フロー（その時期及び確実性を含む）を生成するのにどれほど有効か
- モデルがどれほど拡張可能性及び適応可能性があるか
- モデルがどれほどレジリエンス及び持続性があるか

この情報には、気候変動、水利用及び排水、生物多様性、従業員及び人権等に関する情報が含まれるが、これらに限定されるものではない。



公開草案：付録A 定義集

Sustainability-related financial Information（サステナビリティ関連財務情報）

企業価値に影響を与えるサステナビリティ関連のリスク及び機会への洞察を与える情報であり、それは一般目的財務報告の利用者に、企業のビジネスモデル並びにそのモデルを維持及び発展させるための戦略が依存する資源及び関係を評価するための十分な基礎を提供する。

質問2：目的（第1項から第7項）

（参考）公開草案の関連箇所 ③「サステナビリティ関連財務情報」の定義

- 簡素化の背景として、企業が開示しなければならない情報について、特定の情報ではなく、企業価値にとって重要な影響を与える情報に限定される旨を説明している。

公開草案：付録A 定義集

Sustainability-related financial Information（サステナビリティ関連財務情報）

企業価値に影響を与えるサステナビリティ関連のリスク及び機会への洞察を与える情報であり、それは一般目的財務報告の利用者に、企業のビジネスモデル並びにそのモデルを維持及び発展させるための戦略が依存する資源及び関係を評価するための十分な基礎を提供する。

結論の根拠：BC26項-BC27項

BC26 サステナビリティ関連財務情報の定義は、2021年11月に当財団のウェブサイトで公表された「全般的要求事項」のプロトタイプで示された定義と同じで、明瞭性を高めることを意図した軽微な変更が加えられている。その定義は次のようなものである（以下、上記定義を引用）

BC27 サステナビリティ関連財務情報についての記述は、例えば、企業価値の評価に関連する情報が時間の経過とともに変化することを反映するために、意図的に幅広いものとなっている。この定義は、何が考慮されるのかの全体的な範囲を設定することが意図されている。この記述は、提供しなければならない特定の情報を決定するものではない。例えば、当該記述には、情報をどの程度まで産業別とすることが要求されるのかについては含まれない。さらに、企業が開示しなければならない情報は、重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連し、かつ、企業価値に影響を与える情報に限定され、また、重要性がある（material）情報に限定される。企業が提供しなければならない情報のこの幅広い区分は、本公開草案のコア・コンテンツのセクションに示している（BC42項参照）。

質問4：コア・コンテンツ（第11項から第35項）

（1）質問文

- 本公開草案では、主要な利用者が企業価値を評価できるような情報を企業が開示することを提案している。要求される情報は、企業がオペレーションを行う方法のコアとなる諸側面を表すものとなる。
- このアプローチは、2020年のサステナビリティ報告に関する評議員会の公開協議において、成功のための主要な要求事項に関する利害関係者からのフィードバックを反映し、TCFDの確立された作業（well-established work）を基礎としている。その上で、本公開草案は各コンテンツの目的を以下のように提案している。
 - ガバナンス
一般目的財務報告の主要な利用者が、重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリングし管理するためのガバナンスのプロセス、統制及び手続を理解できるようにすること。
 - 戦略
一般目的財務報告の利用者が、重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処する企業の戦略を理解できるようにすること。
 - リスク管理
一般目的財務報告の利用者が、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価及び管理する単一又は複数のプロセスを理解できるようにすること。これらの開示により、利用者が、それらのプロセスが企業の総合的なリスク管理プロセスに統合されているかどうかを評価し、企業の総合的なリスク・プロファイル及びリスク管理プロセスを評価することができるようにしなければならない。
 - 指標及び目標
一般目的財務報告の利用者が、重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会を企業がどのように測定、モニタリング及び管理するのかについて理解できるようにすること。これらの開示は、企業が設定した目標に向けた進捗を含め、企業がどのように自身のパフォーマンスを評価するのかについて利用者が理解できるようにしなければならない。

- a. **ガバナンス、戦略、リスク管理並びに指標及び目標についての開示目的は明確かつ適切に定義されているか。**その理由又はそうでない理由は何か。
- b. **ガバナンス、戦略、リスク管理並びに指標及び目標についての開示要求は、それらの開示目的に照らして適切か。**その理由又はそうでない理由は何か。

質問4：コア・コンテンツ（第11項から第35項）

（2）回答の方向性

- （質問a.、質問b.について、横断的に回答）
 - － （戦略以外の論点について）
提案されている開示目的は明確、かつ適切であり、開示要求も開示目的に照らして適切と、賛意を示す方向でどうか。
 - － （戦略について）
「基礎的見解」においては、ビジネスモデルの重要性を踏まえ、「戦略」を「戦略とビジネスモデル」とした上で、企業価値向上とサステナビリティ向上の実現に向けた取組みの開示を求めていくことを提案した。その際、企業の価値創造又はキャッシュフロー創出能力に影響を与える範囲、あるいは投資判断に影響を与える範囲において、企業活動による「社会と環境への影響」に関する戦略の報告を求めることも一案とした（基礎的見解2.④）
 - － 公開草案における回答においても、「戦略」を「戦略とビジネスモデル」とした上でビジネスモデルに関する記載を開示要求事項とすることを具体的に提案してはどうか。
- （質問の前提となるTCFDの枠組み引用について）
 - － 「基礎的見解」においては、「気候変動以外の他の全ての分野の基準においても4つの柱の構造が基本的な構造として踏襲されるべきかについては、留保が必要である」との認識を示した上で、「枠組みについて更なる整理が行われることが望ましい。」とした（基礎的見解3.i.①）
 - － この点、公開草案ではコア・コンテンツに焦点を当てた情報は重要とする一方で、要求事項の開示構造を提供するものであり、具体的な順序・様式を定めたものではないと示している。
 - － 上記を踏まえ、基礎的見解で提起した論点については、4つの柱の構造に基づく開示がそぐわない気候以外のサステナビリティ論点が検討の俎上にあがった際に、効果的な開示様式について議論することで良いか。

質問4：コア・コンテンツ（第11項から第35項）

（参考）公開草案の関連箇所 ①ビジネスモデルへの言及

- 公開草案では、4つの柱の「戦略」において、戦略の理解の前提となるビジネスモデルについても、開示を求めている。

公開草案：11項

- 11 IFRSサステナビリティ開示基準が他に容認又は要求している場合を除き、企業は以下に関する開示を提供しなければならない。
- (a) ガバナンス — 企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリング及び管理するために用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続
 - (b) 戦略 — 短期、中期及び長期にわたり企業のビジネスモデル及び戦略に影響を与える (affect) 可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するためのアプローチ
 - (c) リスク管理 — 企業がサステナビリティ関連のリスクを識別、評価及び管理するために用いたプロセス、並びに
 - (d) 指標及び目標 — サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する企業のパフォーマンスを長期的に評価、管理及びモニタリングするために用いられる情報

質問4：コア・コンテンツ（第11項から第35項）

（参考）公開草案の関連箇所 ①ビジネスモデルへの言及

- 公開草案では、プロトタイプよりもビジネスモデルに関する言及箇所は増加しており（15項(e)、17項）、よりビジネスモデルに関する開示を意図したものとなっている。

公開草案：14項-15項

- 14 戦略に関するサステナビリティ関連財務開示の目的は、一般目的財務報告の利用者が、重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処する企業の戦略を理解できるようにすることにある。
- 15 この目的を達成するため、企業は以下の情報を開示しなければならない。
- (a) 短期、中期又は長期にわたり、企業のビジネスモデル、戦略及びキャッシュ・フロー、ファイナンスへの企業のアクセス並びに企業の資本コストに影響を与えることが合理的に見込まれる、重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会（第16項から第19項参照）
 - (b) 重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業のビジネスモデル及びバリュー・チェーンに与える影響（effects）（第20項参照）
 - (c) 重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定に与える影響（effects）（第21項参照）
 - (d) 重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会が報告期間における企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響、並びに、短期、中期及び長期にわたり予想される影響（effects）（サステナビリティ関連のリスク及び機会がどのように企業の財務計画に含まれているかを含む）（第22項参照）、及び
 - (e) 重大な（significant）サステナビリティ関連のリスクに対する企業の戦略 （ビジネスモデルを含む）のレジリエンス（第23項から第24項参照）

質問4：コア・コンテンツ（第11項から第35項）

（参考）公開草案の関連箇所 ①ビジネスモデルへの言及

- 公開草案では、プロトタイプよりもビジネスモデルに関する言及箇所は増加しており（15項(e)、17項）、よりビジネスモデルに関する開示を意図したものとなっている。

公開草案：16項-17項

- 16 企業は、一般目的財務報告の利用者が、短期、中期又は長期にわたり、**企業のビジネスモデル、戦略及びキャッシュ・フロー、ファイナンスへの企業のアクセス並びに企業の資本コストに影響を与えることが合理的に見込まれる重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会を理解できるようにする情報を開示しなければならない。**
- (a) 重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する記述と、重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会が、短期、中期又は長期にわたり、企業の**ビジネスモデル、戦略及びキャッシュ・フロー、ファイナンスへの企業のアクセス並びに企業の資本コストに影響を与えることが合理的に見込まれる時間軸に関する記述**、及び
- (b) 企業がどのように短期、中期及び長期を定義し、それらの定義がどのように企業の戦略計画の時間軸及び資本配分計画とつながっているか
- 17 企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会は、企業の資源に対する依存、企業の資源に対する影響（impacts）、並びにそれらの影響（impacts）及び依存によりポジティブ又はネガティブな影響を受ける可能性がある企業の維持する関係から生じる。**例えば、企業のビジネスモデルが（水のような）天然資源に依存している場合、当該資源の品質、利用可能性及び価格設定の変化の影響を受ける可能性が高い。（後略）**

質問4：コア・コンテンツ（第11項から第35項）

（参考）公開草案の関連箇所 ①ビジネスモデルへの言及

- 公開草案では、プロトタイプよりもビジネスモデルに関する言及箇所は増加しており（15項(e)、17項）、よりビジネスモデルに関する開示を意図したものとなっている。

公開草案：20項

20 企業は、一般目的財務報告の利用者が、重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業のビジネスモデルに与える現在の及び予想される（anticipated）影響（effects）に関する企業の評価を理解できるようにする情報を開示しなければならない。具体的には、企業は以下を開示しなければならない。

- 重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会がバリュー・チェーンに与える現在の及び予想される（anticipated）影響（effects）の記述、及び
- 企業のバリュー・チェーンのどの部分に重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会が集中しているか（例えば、地域、施設若しくは資産の種類、インプット、アウトプット又は流通チャネル）の記述

質問4：コア・コンテンツ（第11項から第35項）

（参考）公開草案の関連箇所 ②基準全体の構造（4つの柱）

- 4つの柱構造について、結論の根拠ではTCFD提言をベースに、一般目的財務情報の利用者が企業価値を評価するために必要な枠組みとしている。一方で、要求事項の構造を提供するものであり、具体的な順序やフォーマットを示すものではない、としている。

公開草案：11項

- 11 IFRSサステナビリティ開示基準が他に容認又は要求している場合を除き、企業は以下に関する開示を提供しなければならない。
- (a) ガバナンス — 企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリング及び管理するために用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続
 - (b) 戦略 — 短期、中期及び長期にわたり企業のビジネスモデル及び戦略に影響を与える (affect) 可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するためのアプローチ
 - (c) リスク管理 — 企業がサステナビリティ関連のリスクを識別、評価及び管理するために用いたプロセス、並びに
 - (d) 指標及び目標 — サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する企業のパフォーマンスを長期的に評価、管理及びモニタリングするために用いられる情報

結論の根拠：BC43項

BC43 コア・コンテンツは、TCFD提言に基づいている。サステナビリティ報告に関する評議員会の2020年公開協議における、成功のための主要な要求事項に対するフィードバックは、TCFDの十分に確立された作業及び5者グループの作業に合わせることに及びそれらを基礎とすることが重要である (important) ことに同意した。したがって、本公開草案は、重大な (significant) サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示を、事業のガバナンス、戦略及びリスク管理並びに関連する指標及び目標の考慮に基づくものとするを提案している。このコア・コンテンツに焦点を当てた情報は、一般目的財務報告の利用者が企業価値を評価するために必要である。コア・コンテンツは、要求事項についての構造を提供するものであり、当該情報を何らかの具体的な順序又は規定された様式で報告しなければならない旨を示す意図はない。

(参考) 「基礎的見解」における言及 重複開示の懸念と4つの柱構造

- 「基礎的見解」では、4つの柱構造について ①全般的要求事項と気候関連開示の双方で位置づけられていることに起因する重複開示の懸念、②気候変動以外の論点への4つの柱を基本構造として踏襲することの留保 を表明している。
- この点、①については不必要な開示の重複を避ける旨の記載がより明確に求められ、一定の反映がされている。一方、②については公開草案において特段の言及はされていない。

「基礎的見解」における言及 (3.i.①)

- 4つの柱に沿った開示項目が全般的要求事項と気候関連開示プロトタイプの双方で位置付けられている点について、サステナビリティ関連財務開示における記載の重複につながることを懸念する。この点について、本年2月9日に英国FRCが公表した「予備的見解」における4つの柱の重複に関する懸念と問題意識を共有している。
- また、気候変動以外の他の全ての分野の基準においても4つの柱の構造が基本的な構造として踏襲されるべきかについては、留保が必要であると認識している。全般的要求事項とテーマ別基準の関係性と双方における枠組みについて更なる整理が行われることが望ましい。

公開草案：78項

- 78 IFRSサステナビリティ開示基準が、共通の情報項目の開示を要求する場合、企業は不必要な繰り返しを避けなければならない。例えば、サステナビリティ関連のリスク及び機会に対する企業の監督が統合されている場合、ガバナンスに関する開示も、重大な (significant) サステナビリティ関連のリスク及び機会ごとに別個のガバナンスの開示の形式で提供するのではなく、統合しなければならない。

質問5：報告企業（第37項から第41項）

（1）質問文

- 本公開草案では、サステナビリティ関連財務情報は、関連する一般目的財務諸表と同じ報告企業について提供することを要求することになるとすることを提案している。
- 本公開草案では、企業がさらされている重大な（significant）サステナビリティに関連するリスク及び機会のすべてに関して、重要性がある(material) 情報を開示することを要求している。そのようなリスク及び機会は、以下のようなバリュー・チェーンにおける活動、相互作用及び関係並びに資源の利用に関連している。具体的には、
 - － 企業の雇用慣行及びサプライヤーの雇用慣行、企業が販売する製品の包装に関連する廃棄物、又は企業のサプライ・チェーンを分断する可能性がある事象
 - － 企業が支配する資産（例えば、希少な水資源に依存する生産設備など）
 - － 関連会社及び共同支配企業を含む、企業が支配する投資（共同支配企業を通じて温室効果ガスを排出する活動に資金提供するなど）
 - － 資金源
- また、本公開草案では、サステナビリティ関連財務開示が関連する財務諸表を開示することを提案している。

- a. **サステナビリティ関連財務情報を、関連する財務諸表と同じ報告企業について提供することを要求すべきであることに賛成するか。** 賛成しない場合、その理由は何か。）
- b. **バリュー・チェーン**における活動、相互作用及び関係、並びに資源の利用に関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示するという要求事項は、**明確で一貫性がある適用が可能か。** その理由又はそうでない理由は何か。そうでない場合、どのような追加的な要求事項又はガイダンスが必要か、また、それはなぜか。
- c. 提案されている関連する財務諸表を識別することについての要求事項に賛成するか。その理由又はそうでない理由は何か。

質問5：報告企業（第37項から第41項）

（2）回答の方向性

- （質問a.について）
 - － 「基礎的見解」では、報告企業の境界について、整理が必要である旨を指摘。公開草案では「報告の境界」がIFRS会計基準で使われている「報告企業」と同一の定義とされ、明確化がされている。
 - － 一方で、産業界からは「財務諸表全体と同一であることを求める必要性について詳しくご説明いただきたい。新興国も含むグローバルな事業領域についてプロトタイプが示す広範な項目に対応することは短期間では困難」とのコメントもあり、一律に財務諸表全体と同一であることを定めることへの懸念が示されている。
 - － 上記を踏まえ、「関連する財務諸表と同じ報告企業について提供する」提案について、作成者側の懸念と利用者側のニーズのバランスをどのように図るべきか。
 - － 例えば、①報告企業の範囲から、関連するIFRSサステナビリティ開示基準の内容に照らして、明らかに影響しない企業を範囲から除外することを容認する旨や、②同じ報告企業を実現するために、段階的な基準の適用を容認する旨の提案等は妥当か。

質問5：報告企業（第37項から第41項）

(2) 回答の方向性（続き）

- （質問b.について）

- － 公開草案では、プロトタイプから新たに「バリュー・チェーン」の定義・事例を示したうえで、関連する開示を求めている。この点、産業界からもバリュー・チェーンの定義の明示を求めるコメントもあったことを踏まえると、明確化が進んでいる。
- － 一方、産業界からは、「バリュー・チェーンのどこまでを境界にしていくのか（連結対象先、関連会社先、それとも全体）という議論を行い、考え方なり、ガイドラインを提示する必要もあるのではないか。」、「ISSBでいうバリュー・チェーンが上流、下流のどこまでを念頭に置いているのか、明確にすべき。」といったバリュー・チェーンの範囲の明確化を求める声や、「バリュー・チェーン分析の結果を示すことになり、個社の取引先情報を提示することになる。社名を公表しなくても、サプライヤーの特定情報につながり、個社の技術を支えるサプライヤー情報の開示にもつながる。また川下情報の開示においては、特定の取引におけるリスク開示になり、取引先との関係に影響を与える可能性がある。」といった、バリュー・チェーンに関する開示が事業運営に与える影響を懸念する声があった。
- － 上記を踏まえ、企業がバリュー・チェーンに関する開示に取り組む際、開示対象に含めるべきバリュー・チェーンの考え方に関して、作成者の検討に資するガイダンス文書（例：企業規模の目安（例：個人事業主・小規模企業を含めるか）、含める範囲（例：何次下請け/元請けまで含めるか）、事業運営に著しい影響を与える場合の開示判断（例：取引上の機密情報の開示に繋がる場合））の発行が、質問b.において問われている明確かつ一貫性ある適用のために必要となる旨を回答することは妥当か。

質問5：報告企業（第37項から第41項）

（参考）公開草案の関連箇所 ①「報告企業の境界」の表現見直し

- 公開草案ではReporting entity boundary（報告企業の境界）という表現が紛らわしいとの検討を踏まえ、IFRS会計基準で使われているReporting entity（報告企業）に変更して明瞭性の向上を図った上で、報告企業の定義を財務報告と同じものとしている。

公開草案：37項

37 企業のサステナビリティ関連財務開示は、関連する一般目的財務諸表と同じ報告企業に関するものでなければならない。例えば、報告企業が企業集団の場合、連結財務諸表は親会社及びその子会社に関するものである。したがって、その企業のサステナビリティ関連財務開示は、一般目的財務報告の利用者が親会社及びその子会社の企業価値を評価することを可能にするものでなければならない。

結論の根拠：BC50項

BC50 報告企業に関する文言は「全般的要求事項」のプロトタイプでの文言から変更されている。この変更の意図は、概念を変更することではなく明瞭性を改善することである。この変更は、「報告の境界」への当初の言及は混乱を招くものであるというフィードバックに対応したものである。その混乱を解決するため、本提案では、「全般的要求事項」のプロトタイプで使用していた「報告の境界」という文言をIFRS会計基準において「報告企業」を記述するために使用している文言に置き換えている。これは、報告の焦点が関連する財務情報と同じ報告企業に置かれていることを確認するものである。しかし、サステナビリティ関連財務情報の場合には、サステナビリティ関連のリスク及び機会が報告企業の企業価値に与える影響に焦点が置かれている。

質問5：報告企業（第37項から第41項）

（参考）公開草案の関連箇所 ②「バリュー・チェーン」の定義追加

- 公開草案では報告企業の外の当事者との活動等に関する情報に関する開示の明瞭性を高めるため、本文でバリュー・チェーンに言及の上、付録Aの定義集に定義を追加している。

公開草案：40項

40 第2項は、企業がさらされている重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会のすべてに関して、重要性がある（material）情報を開示することを企業に要求している。これらのリスク及び機会は、以下のような、企業のバリュー・チェーンにおける活動、相互作用及び関係並びに資源の利用に関連している。

- (a) 企業の雇用慣行及びサプライヤーの雇用慣行、企業が販売する製品の包装に関連する廃棄物、又は企業のサプライチェーンを分断する可能性がある事象
- (b) 企業が支配する資産（例えば、希少な水資源に依存する生産施設など）
- (c) 関連会社及び共同支配企業を含む、企業が支配する投資（共同支配企業を通じて温室効果ガスを排出する活動に資金提供するなど）（→PXXも参照）、並びに
- (d) 資金源

結論の根拠：BC51項

BC51 本公開草案は、開示すべき情報を決定するにあたり報告企業が考慮すべき要因も含めている。これは「全般的要求事項」のプロトタイプにはなかった説明である。具体的には、企業は直接的及び間接的に契約及び取引を行っている当事者との活動、相互作用及び関係に関するサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を、企業のバリュー・チェーン全体において開示することが要求されることとなる。明瞭性を高めるため、バリュー・チェーンの定義が本公開草案の中で提案されている。「全般的要求事項」のプロトタイプは「バリュー・チェーン」を定義していなかったが、記述は提供されており、その記述が定義を開発するために使用された。（→P51に続く）

質問5：報告企業（第37項から第41項）

（参考）公開草案の関連箇所 ②「バリュー・チェーン」の定義追加

- 公開草案では報告企業の外の当事者との活動等に関する情報に関する開示の明瞭性を高めるため、本文でバリュー・チェーンに言及の上、付録Aの定義集に定義を追加している。

公開草案：付録A.定義集

Value Chain（バリュー・チェーン） **（追加）**

報告企業のビジネスモデル及び企業がオペレーションを行う外部環境に関連する活動、資源及び関係の全範囲バリュー・チェーンには、製品又はサービスの構想から提供、消費及び終了（end-of-life）まで、企業が製品又はサービスを生み出すために使用し依存する活動、資源及び関係が含まれる。関連する活動、資源及び関係には、人的資源（human resource）などの企業のオペレーションに関わるもの、企業の供給、マーケティング及び流通チャネルに関わるもの（材料及びサービスの調達並びに製品及びサービスの販売及び配送など）、並びに企業がオペレーションを行う財務的環境、地理的環境、地政学的環境及び規制環境などが含まれる。

質問5：報告企業（第37項から第41項）

（参考）公開草案の関連箇所 ③「バリュー・チェーン」の事例追加

- 加えて、公開草案ではサステナビリティ関連のリスク・機会に関連する、バリュー・チェーンにおける活動等について、具体的な事例を含め、記載を拡充している。

結論の根拠：BC51項（続き）

BC51（→P49より）企業価値の評価に関連する情報の種類の例として本提案が想定しているのは、次のものである。

- 飲料会社は、特に、水ストレスが高いと識別されている地域において、水の使用のリスクを開示することが必要になる場合がある。その会社は、水の使用がオペレーション上のニーズを満たすために利用可能な供給にどのように影響を与えるのかを記述することがある。また、会社のオペレーションに近接したコミュニティに与える影響（effects）（評判の低下や顧客の喪失、あるいは資源の使用に対する租税の賦課や制限につながる可能性がある）について述べる場合がある。さらに、これらのリスクがサプライ・チェーン全体を通じてどのように評価されたのかを記述することも考えられる。
- 服飾ブランド会社は、製品及び包装におけるプラスチック材料の使用が企業価値に与える潜在的な影響（effects）を記述する場合があります、そのような記述を行う要因として、持続可能な事業慣行（business practice）への企業の約束、より持続可能性が高いか若しくはリサイクルされた代替品に対する顧客の選好、又はゴミ処理場に送られる材料に関しての評判上及び規制上のリスク（又はこれらの複数のもの）がある。また、バリュー・チェーンのどの領域にこれらのリスクが主に関連するのか又はそれらが影響を与える（affect）具体的な営業地域（operational area）、及び当該リスクを評価しモニタリングするためにどのような手続を実施しているのかを開示する場合があります。
- 電子製品製造会社は、サプライ・チェーンにおける人権問題が企業価値に与える可能性のある影響を記述することがある（企業の方針、リスクを評価しモニタリングするためにとっている施策、識別されている濫用にどのように対処したのかを含む）。

(参考) 「基礎的見解」における言及 ①「報告企業の境界」の表現見直し

- 「基礎的見解」では、「報告企業の境界について整理が必要」と言及したところ、公開草案では Reporting entity boundary (報告企業の境界) という表現が紛らわしいとの検討を踏まえ、IFRS会計基準で使われているReporting entity (報告企業) に変更して明瞭性の向上を図った上で、報告企業の定義を財務報告と同じものとしている。

「基礎的見解」における言及 (3.i.②)

パラグラフ 19 において、一般目的財務報告の報告企業の境界は財務諸表とサステナビリティ関連財務開示の間で同一でなければならないとしているが、報告企業の境界について、整理が必要である。

公開草案： 37項

37 企業のサステナビリティ関連財務開示は、関連する一般目的財務諸表と同じ報告企業に関するものでなければならない。例えば、報告企業が企業集団の場合、連結財務諸表は親会社及びその子会社に関するものである。したがって、その企業のサステナビリティ関連財務開示は、一般目的財務報告の利用者が親会社及びその子会社の企業価値を評価することを可能にするものでなければならない。

プロトタイプ： 19項

- 19 一般目的財務報告の境界は、以下の間で同じでなければならない。
- (a) 財務諸表
 - (b) サステナビリティ関連財務開示

質問6：つながりのある情報（第42項から第44項）

（1）質問文

- 本公開草案は、以下の情報の間のつながりを一般目的財務報告の利用者が評価できるようにする情報を提供することを要求することを提案している。(a)さまざまなサステナビリティ関連のリスク及び機会、(b)それらのリスク及び機会に関連するガバナンス、戦略及びリスク管理並びに、(c)サステナビリティ関連のリスク及び機会と、財務諸表を含む一般目的財務報告に含まれる他の情報。
 - a. **さまざまなサステナビリティ関連のリスク及び機会の間のつながりの必要性**について、**要求事項は明確か**。その理由又はそうでない理由は何か。
 - b. サステナビリティ関連のリスク及び機会と財務諸表を含む一般目的財務報告における情報とのつながりを識別し説明するという**要求事項に賛成するか**。その理由又はそうでない理由は何か。そうでない場合、何を提案し、それはなぜか。

質問6：つながりのある情報（第42項から第44項）

(2) 回答案の方向性

- (質問a.について)

- さまざまなサステナビリティ関連のリスク及び機会の間をつなぐを一般目的財務報告の利用者が評価できるようにする情報を提供すること、また、つながりを説明する情報は、明瞭かつ簡潔なものでなければならないとする点について同意する。
- この点、「結論の根拠」では「つながりのある情報」という概念について、リスク及び機会の間をつなぐの実際の又は潜在的な影響（implications）を説明するために使用することが考えられるとしたうえで、複数の事例を用いた説明をしている。ただし、つながりのある情報の記載の深度について明記はないことから、企業間で開示の詳細度に違いが出てしまう可能性がある。
- 上記を踏まえて、つながりのある情報の記載の深度について、重要性の考え方等、一定の指針ないしベスト・プラクティス集を示すことを提案することは妥当か。

- (質問b.について)

- サステナビリティ関連のリスク及び機会と、財務諸表を含む一般目的財務報告に含まれる他の情報の間をつなぐを一般目的財務報告の利用者が評価できるようにする情報を提供すること自体は同意する。
- 公開草案では「財務諸表の情報並びに具体的な指標及び目標に結び付ける必要がある場合もある。」としており、必ずしも全てにおいて紐付けることは想定しておらず、結びつける必要のある事例を複数示している。ただ、定性的に、具体的にどのような場合に求められるかの明記はない。この点、企業にとって重要性のある財務諸表の情報に紐付ける範囲で求められることを明確にすることを求めてはどうか。
- 上記の回答案に関連して、産業界に追加で意見を求めることも検討する。

質問6：つながりのある情報（第42項から第44項）

（参考）公開草案の関連箇所 ①用語の変更

- Connectivityという表現を「つながりのある情報（Connected Information）」に変更した上で、サステナビリティ関連リスク・機会と一般目的財務報告の関連性を利用者が評価し、意思決定できるような開示をすべきとの記載を追加。

公開草案：42項（追加）

42 企業は、一般目的財務報告の利用者が、さまざまなサステナビリティ関連のリスク及び機会の間のつながりを評価し、これらのリスク及び機会に関する情報が、どのように一般目的財務諸表における情報と結びついているかを評価できるようにする情報を提供しなければならない。

結論の根拠：BC56項

BC56 情報をつなげて、相互のつながりがさらに高まった説明を作成するという本公開草案における要求事項は、一般目的財務報告の利用者に、一般目的財務報告におけるさまざまな種類の情報の間の関係のより良い理解を提供することを意図したものである。企業はサステナビリティ関連のリスク及び機会が財務諸表並びに短期、中期及び長期にわたり予想される財政状態及び財務業績に与える影響（effects）に関する情報を提供することが予想されている。つながりのある情報という概念は、リスク及び機会の間のつながりの実際の又は潜在的な影響（implications）を説明するために使用することが考えられる。例えば、環境リスクが企業の評判やオペレーションを行う能力にどのように影響を与えるのか、及び当該リスクに対応するための新製品の開発が労働力（workforce）の構成又は財務業績にどのように影響を与えるのかを企業が説明することが考えられる。

質問6：つながりのある情報（第42項から第44項）

（参考）公開草案の関連箇所 ②「つながりのある情報」の例

- その上で、公開草案・結論の根拠では、つながりのある情報の例・事例を複数掲載している。

公開草案：43項-44項

43 企業は、異なる情報間の関係を記述しなければならない。そのために、ガバナンス、戦略及びリスク管理に関する説明的な情報を、関連する指標及び目標とつなげることが必要となることがある。例えば、一般目的財務報告の利用者が、情報のつながりを評価できるようにするために、企業は、企業の戦略が財務諸表若しくは財務計画、又はパフォーマンスに対する進捗を測定するために用いられる指標及び目標に与える影響（effects）若しくは影響（effects）の可能性について説明する必要がある場合がある。さらに、企業は、天然資源の使用及び企業のサプライ・チェーン内の変化によって、企業の重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会がどのように増幅、変化又は減少し得るかを説明する必要がある場合がある。企業は、この情報を、生産コストへの潜在的又は実際の影響（effects）と、そのようなリスクを軽減するための企業の戦略的な対応及び新規資産への関連投資と結びつける（link）必要がある場合がある。また、この情報は、財務諸表の情報並びに具体的な指標及び目標に結び付ける必要がある場合もある。つながりを説明する情報は、明瞭かつ簡潔なものでなければならない。

44 つながりのある情報の例は、以下を含む。

(a) サステナビリティ関連のリスク及び機会、企業の戦略並びに関連する指標及び目標が、短期、中期及び長期にわたり企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える複合的な影響（effects）についての説明。例えば、ある企業は、低炭素の代替品を好む消費者により、企業の製品需要の減少に直面する場合がある。主要な工場の閉鎖などの企業の戦略的な対応が労働力（workforce）及びコミュニティにどのような影響を与えるか、また、閉鎖が資産の耐用年数及び減損の評価にどのような影響（effects）を与えるかについて説明する必要がある場合もある。

(b) 企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会を評価した際に評価した潜在的な選択肢並びにそれらのリスク及び機会に対処するための企業の意思決定の結果についての説明（第21項(c)で詳述している、考慮したトレードオフを含む。）。例えば、サステナビリティ関連のリスクに対応するためのオペレーションの再編の意思決定が、企業の労働力（workforce）の将来の規模及び構成にどのような影響（effects）を与えるのかを説明する必要がある場合がある。

質問6：つながりのある情報（第42項から第44項）

（参考）公開草案の関連箇所 ②「つながりのある情報」の例

- その上で、公開草案・結論の根拠では、つながりのある情報の例・事例を複数掲載している。

結論の根拠：BC57項

BC57 本提案が引き出すように設計しているつながりの種類の例として、次のものがある。

- ある製薬会社が、非倫理的な実験についてのクレームと、薬品の価格が研究開発に対する投資を正確に反映していないという顧客の認識にさらされている。この会社は、同社の戦略的対応が一般目的財務諸表における引当金及び関連する営業コストの認識をどのように生じさせたのか又は生じさせなかったのかを説明することが必要となる場合がある。
- ある電子機器製造会社が、全社の排出（主として製造工程で生み出されるもの）について気候関連のネット・ゼロ目標を公表している。企業の戦略的対応には、エネルギーの調達を再生可能な資源に変更すること（shift）及びエネルギー効率がより高い機械に投資することが含まれている。この企業は、この戦略的対応が資本的支出の増加をどのように生じさせたのか及び場合によってはエネルギー効率の低い機械の減損の検討について説明することが必要となる場合がある。
- あるサプライヤーの労働者の待遇、及び労働者の権利の保護に関する記録により、同社の商品に対する需要が下落している。この企業は、同社の戦略的対応が売上原価及び営業コストの増加をどのように生じさせたのかを説明することが必要となる場合がある。この企業はまた、当該リスクの軽減に関するパフォーマンス指標及び目標を示すことが必要となる場合がある。
- ある企業が、ディーゼル動力車のフリートを電気自動車へ置換えることに依拠する、ネット・ゼロ炭素計画を有している。電気自動車への変更（shift）には、ディーゼル車について必要であった投資よりも著しく多額の設備投資が必要となる。移行計画は、各車両が企業にとっての計画した経済的耐用年数の終了に至った時点で置き換えるというものである。この企業は、各車両は減損しておらず、減価償却率及び耐用年数の変更を財務諸表に反映する必要はないと判断している。この企業は、移行計画が将来キャッシュ・フローに与えることとなる影響及び財務諸表に反映される会計処理が移行計画と矛盾しないことを説明することが必要となる可能性がある。

質問7：適正な表示（第45項から第55項）

（1）質問文

- 本公開草案は、企業がさらされているサステナビリティ関連のリスク及び機会を適正に表示するために、完全な1組のサステナビリティ関連財務開示を要求することを提案している。適正な表示には、本公開草案で提案されている原則に従って、サステナビリティ関連のリスク及び機会を忠実に表現することを要求することになる。IFRSサステナビリティ開示基準を適用し、必要に応じて追加的な開示を行うことで、適正な表示を達成するサステナビリティ関連財務開示が得られるものと推定される。
 - 重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するために、企業はIFRSサステナビリティ開示基準を適用することとなる。サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するために、IFRSサステナビリティ開示基準に加え、産業別のSASBスタンダードにおける開示トピック、ISSBの強制力のないガイダンス（水及び生物多様性関連開示のためのCDSBフレームワーク適用ガイダンスなど）、一般目的財務報告の利用者のニーズを満たすように要求事項が設計されている他の基準設定主体による直近の公表文書、及び同じ産業又は地域でオペレーションを行う企業によって識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会も考慮しなければならない。
 - 企業がさらされているサステナビリティ関連のリスク及び機会が、企業価値にどのような影響を与え得るか（could affect）を評価するのに役立つと思われる開示（指標を含む。）を識別するために、企業は関連するIFRSサステナビリティ開示基準を適用することになる。サステナビリティ関連のリスク及び機会に具体的に適用されるIFRSサステナビリティ開示基準が存在しない場合、企業は、以下の条件を満たす開示を識別するにあたり自らの判断を用いなければならない：(a)一般目的財務報告の利用者の意思決定のニーズに関連性がある。(b)特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会に関連する企業のリスク及び機会を忠実に表現する。(c)中立性がある。この判断を行うにあたり、企業は、IFRSサステナビリティ開示基準と矛盾しない範囲で、前の段落で識別したものと同一情報源を考慮することになる。
- a. **企業がさらされているサステナビリティ関連のリスク及び機会を適正に表示するという提案**（情報の集約に関する提案を含む。）は**明確か**。その理由又はそうでない理由は何か。
 - b. サステナビリティ関連のリスク及び機会並びに関連する開示を識別するための**ガイダンスの情報源に賛成するか**。賛成しない場合、企業はどのような情報源を検討することを要求されるべきであり、それはなぜか。また、代替的な情報源がある場合、本公開草案で提案されているサステナビリティ関連財務情報の開示の目的とどのように整合しているかを説明されたい。

質問7：適正な表示（第45項から第55項）

（2）回答の方向性

- （質問a.について）
 - 企業がさらされているサステナビリティ関連のリスク及び機会を適正に表示するという提案（情報の集約に関する提案を含む。）が明確であるかという問について、提案の趣旨については適正な表示を促す観点から賛意を示す方向でどうか。
 - 他方、基準の51項では、IFRS サステナビリティ開示基準の他に、産業別のSASBスタンダードにおける開示トピック等、複数の考慮事項を挙げている。
 - 加えて、本提案に際して新たに定義された「開示トピック」について、「IFRS サステナビリティ開示基準又は産業別のSASB スタンダードにおいて定められた、特定の産業内の企業が行う活動に基づく、具体的なサステナビリティ関連のリスク又は機会」としている。
 - この点について、総論の議論との関係を含め、SASBスタンダードにおける業種別の開示トピックが全般的要求事項における考慮事項となっていることをどのように評価すべきか。
- （質問b.について）
 - サステナビリティ関連のリスク及び機会並びに関連する開示を識別するためのガイダンスの情報源を提示することは、情報作成者・利用者の双方にとって理解につながり、基準の適用を促進することから賛成することを示してはどうか。

質問7：適正な表示（第45項から第55項）

（参考）公開草案の関連箇所 ①リスク・機会特定のガイダンス追加

- 「サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別並びに開示」の項目を新たに追加し、サステナビリティ関連リスク・機会を識別をする際に、企業が考慮するガイダンスを具体的に示している。

公開草案：51項-52項（追加）

- 51 一般目的財務報告の利用者がその情報に基づいて行う意思決定に影響を与えることが合理的に予想されるサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するために、企業は、識別された開示トピックを含むIFRSサステナビリティ開示基準を参照しなければならない。IFRSサステナビリティ開示基準に加え、企業は以下を考慮しなければならない。
- (a) 産業別のSASBスタンダードにおける開示トピック
 - (b) ISSBの強制力のないガイダンス（水及び生物多様性関連開示のためのCDSBフレームワーク適用ガイダンスなど）
 - (c) 一般目的財務報告の利用者のニーズを満たすように要求事項が設計されている他の基準設定主体による直近の公表文書、及び
 - (d) 同じ産業又は地域においてオペレーションを行う企業によって識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会
- 52 重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク又は機会に関する開示（指標を含む）を識別するために、企業は、関連するIFRSサステナビリティ開示基準を参照しなければならない。

結論の根拠：BC62項

BC62 本公開草案は、企業価値に影響を与える重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会のすべてに関して重要性がある（material）情報を報告することを企業に要求することとなる。本公開草案は、一般目的財務報告の利用者が企業の企業価値を評価するにあたり関連する可能性の高いサステナビリティ関連のリスク及び機会を作成者がどのようにして識別できるのかについての作成者のためのガイダンスを含んでいる。作成者はIFRSサステナビリティ開示基準（識別された開示トピックを含む）を参照することを要求される。そうしたガイダンスは、利用者のニーズを満たすことに焦点を当てたサステナビリティ関連財務情報を過去に提供していなかった企業にとって特に重要となる（important）可能性がある。「全般的要求事項」のプロトタイプからの変更として、サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別を容易にするために追加のガイダンスが提供されている。サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際に考慮すべき幅広い明確な範囲の情報源を提供するために、本公開草案は、企業は次のものを参照することを要求するよう指示されることを提案している。すなわち、産業別のSASBスタンダードにおける開示トピック、ISSBの強制力のないガイダンス（水及び生物多様性関連開示のためのCDSBフレームワーク適用ガイダンスなど）、一般目的財務報告の利用者のニーズを満たすように要求事項が設計されている他の基準設定主体による直近の公表文書、同じ産業又は地域においてオペレーションを行う企業によって識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会である。

（資料）IFRS財団 IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」[案]（2022年3月）

IFRS財団 IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」[案]に関する結論の根拠（2022年3月）より経済産業省作成

質問7：適正な表示（第45項から第55項）

（参考）公開草案の関連箇所 ①リスク・機会特定のガイダンス追加

- あわせて、定義集に「Disclosure Topic」の定義を追加している。

公開草案：付録A.定義集

Disclosure Topic（開示トピック） **（追加）**

IFRS サステナビリティ開示基準又は産業別の SASB スタンドアードにおいて定められた、特定の産業内の企業が行う活動に基づく、具体的なサステナビリティ関連のリスク又は機会。

質問7：適正な表示（第45項から第55項） （参考）全般的要求事項に関する例示的ガイダンス

- 全般的要求事項に関する例示的ガイダンスでは、サステナビリティ関連財務開示の選択の考え方に関する説明が含まれている。
- 具体的には、企業が直面するサステナビリティ関連のリスクと機会は変化する可能性があり、IFRS基準が全ての重要なリスクと機会を取り上げる可能性は低いことから、本基準では、他のガイダンスの適用可能性を検討することが求められていることを説明している。
- その上で、「他のガイダンス」の例として、SASBスタンダードとCDSBフレームワーク適用ガイダンスについて説明している。

サステナビリティ関連財務開示の選択

- 企業が直面するサステナビリティ関連のリスクと機会は、時間とともに変化する可能性があり、IFRSサステナビリティ開示基準が全ての重要なサステナビリティ関連のリスクと機会を具体的に取り上げる可能性は低い。
- そこで、本基準には、一般目的財務報告の利用者のニーズを満たすように設計された他のガイダンスの適用可能性を検討するよう、企業に求める要件が含まれている。
- これらのガイダンスは、①重要なサステナビリティ関連のリスクと機会の特定、②開示のための指標やその他情報の選択、といった情報を提供する。
- 次の2つの例（SASBスタンダード、水関連・生物多様性関連開示のためのCDSBフレームワーク適用ガイダンス）は、基準の要求事項を満たすため、他の情報源をどのように利用することができるかを示している。

質問7：適正な表示（第45項から第55項）

（参考）全般的な要求事項に関する例示的ガイダンス（続き）

（1）産業別SASBスタンダード

リスクと機会の特定

- SASBスタンダードの開示項目は、ある産業で行われる活動に基づき、適用できる可能性の高い、特定のサステナビリティ関連のリスクと機会を表しており、**類似のビジネスモデルを有する企業が直面する可能性が高い、重大なサステナビリティ関連のリスクと機会を特定**するのに役立つ。

【畜産業の例】

- 畜産業のSASBスタンダードを検討する際、企業は、下記のような開示項目の一部が、企業価値に影響を与えるリスクや機会に関連していると結論づけることができるかもしれない。
 - (a) 食品の安全性
 - (b) 労働者の安全衛生
- この場合、この例の企業は、基準のパラグラフ51に従って、**重大なサステナビリティ関連のリスクと機会の特定・説明するために、SASB基準の開示項目を利用することが可能。**
- 例えば、製品の品質と安全性の維持に失敗すると、リコールが発生し、ブランドの評判を傷つけ、罰金につながり、収益が減少し、貿易制限を含む規制当局の監視が厳しくなる可能性があることを説明することが可能。
- また、評判の低下、離職、労働者のモラルや生産性の低下、負傷に対する潜在的な責任に関連するリスク、関連する医療費や補償費用、規制当局の監視の強化を避けるため、労働者の安全対策の重要性を開示することもある。

質問7：適正な表示（第45項から第55項） （参考）全般的な要求事項に関する例示的ガイダンス（続き）

（1）産業別SASBスタンダード

指標とその他の情報の選択

- 本基準は、企業がサステナビリティ関連のリスクと機会を管理するために用いる指標を開示するよう求めている。
- IFRSサステナビリティ開示基準がない場合、企業は、IFRSサステナビリティ開示基準と抵触しない範囲で、産業別のSASBスタンダードに含まれる開示項目に関連した指標を検討することが可能。
- この指標は、業界の活動等に参加する企業の参加を得て、比較可能な情報の開示を促進するために、SASBによって開発された。
- しかし、指標を含むどのような情報が一般目的財務報告にとって重要であるかは、企業自身の状況を考慮しつつ、企業が決定する責任を追っている。

【畜産業の例】

- 畜産業の企業は、SASBスタンダードに含まれる以下の指標を検討することができる。
 - (a) 食品安全性：EB-MP-250a.1（グローバル食品安全イニシアティブ（GFSI）監査不適合率等）、EB-MP-250a.2（GFSI食品安全認証プログラムの認証サプライヤー割合）、EB-MP-250a.3（リソース数等）、EB-MP-250a.4（輸入が禁止されている市場についての議論）
 - (b) 労働者の安全衛生：EB-MP-320a.1（総災害度数率及び致死率）、EB-MP-320a.2（呼吸器系の健康状態のモニタリング等の取組の説明）
- 本基準は、一連のサステナビリティ関連財務開示が、企業がさらされているサステナビリティ関連のリスクと機会を適正に表示することを求めている。
- SASBスタンダード等の適切な非義務的基準やガイダンスは、関連性があり（relevant）、忠実に表現され（faithfully representational）、比較可能で、検証可能で、適時性があり、理解可能な情報に対する利用者のニーズを満たす形で、企業が基準の要求事項を適用することを支援することが可能。

質問7：適正な表示（第45項から第55項）

（参考）全般的な要求事項に関する例示的ガイダンス（続き）

（2）水関連、生物多様性関連開示のためのCDSBフレームワーク適用ガイダンス

- 水や生物多様性関連のリスクと機会に関するIFRSサステナビリティ開示基準がない場合、企業は**CDSBフレームワーク適用ガイダンスを考慮**することが可能。
- CDSBフレームワークの指導原則の一つは、（一般目的財務報告を通じて）環境、社会、その他の情報の間に関連を持たせる必要があると述べている。
- 水関連・生物多様性関連開示のための適用ガイダンスは、**水関連・生物多様性関連のリスクと機会に関連する企業価値の評価を行う主要な利用者に有益な開示を特定しようとする企業を支援**することが可能。本適用ガイダンスは、水と生物多様性関連のリスクと機会が以下についてどのような影響を及ぼすか、主要な利用者が評価できるよう、一貫性があり、完全で、比較可能で、検証可能な情報の開示を支援する。
 - ✓ 企業の財政状態及び業績
 - ✓ 短・中・長期にわたる企業の将来キャッシュフローの価値、タイミング、確実性、及び、一般目的財務報告の主要な利用者による企業価値評価
 - ✓ 企業の戦略及びビジネスモデル
- 本適用ガイダンスでは、主要な利用者のニーズに応えるために企業が提供を検討すべき開示の範囲が説明されている。



ガバナンス（例）

- 水にかかる方針、戦略、情報がどのように経営者に委ねられているか
- ガバナンス（水損失の影響が大きい地域で特定の組織・個人又は仕組みがある場合）

戦略（例）

- 可能であれば定量化された、将来の生物多様性関連のリスクと機会の影響の説明
- 規制や市場の動向・環境の変化を考慮した、生物多様性にかかる戦略、実績、レジリエンス

リスク管理（例）

- 水関連のリスクと機会の評価・特定・モニタリングに使用するシステムとプロセスについて（それらが既存のリスク管理システムとプロセスに統合されているか、ステークホルダーを受け入れているか、を含む）

指標と目標（例）

- 科学的根拠に基づき、適切な文脈を持った期限付の目標
- タイムラインと指標（使用した方法論、ベースライン、進捗状況の説明、一般的な生物多様性の指標例等）

質問8：重要性（materiality）（第56項から第62項）

（1）質問文、（2）回答の方向性

- 本公開草案では、IASBの「一般目的財務報告の概念フレームワーク」及びIAS第1号の定義と整合するように、重要性がある（material）情報を定義している。情報は、「その情報を省略したり、誤表示したり覆い隠したりしたときに、一般目的財務報告の主要な利用者が、特定の報告企業に関する情報を提供する当該報告に基づいて行う意思決定に影響を与える（influence）と合理的に予想される場合には、重要性がある（material）」とされている。
- しかし、サステナビリティ関連財務情報は、財務諸表に含まれる情報とは性質が異なるため、重要性（materiality）に関する判断はさまざまなものとなる。また、情報に重要性がある（material）かどうかは、企業価値との関係で評価する必要がある。
- 企業が開示する重要性がある（material）サステナビリティ関連財務情報は、状況や前提が変化し、報告の主要な利用者の期待も変化するため、報告期間ごとに变化する可能性がある。したがって、企業は何に重要性がある（material）かを識別するために判断を行う必要があり、重要性（materiality）の判断は報告日ごとに再評価する。本公開草案では、IFRSサステナビリティ開示基準に特定の開示要求があったとしても、結果としての情報に重要性がない場合には、企業はその開示を行う必要はないとすることを提案している。同様に、特定の要求事項が利用者の情報ニーズを満たすのに不十分な場合、企業は追加的な情報を開示するかどうかを検討することが要求されることとなる。このアプローチは、IAS第1号の要求事項と整合している。
- また、本公開草案では、現地の法令によって開示が禁止されている情報については、開示する必要はないとすることを提案している。この場合、企業は、開示しない情報の種類を識別し、その制約の源泉を説明しなければならない。
 - a. サステナビリティ関連財務情報の文脈において、重要性（materiality）の定義及び適用は明確か。その理由又はそうでない理由は何か。
 - b. 提案されている重要性（materiality）の定義及び適用は、時間の経過も含めて、特定の企業の企業価値に関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会の幅広さを捉えたと考えるか。その理由又はそうでない理由は何か。
 - c. 本公開草案と関連する例示的ガイダンスは、重要性がある（material）サステナビリティ関連財務情報を識別するために有用か。その理由又はそうでない理由は何か。有用でない場合、どのような追加ガイダンスが必要で、それはなぜか。
 - d. 本公開草案で要求されている情報の開示が現地の法令で禁止されている場合、その開示を免除する提案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。賛成しない場合、それはなぜか。

- 「3. 総論について（主要な論点）」での議論を踏まえ、回答案を検討する。
（なお、回答内容については質問1と一部重複する可能性もある）

質問8：重要性（materiality）（第56項から第62項）

（参考）公開草案の関連箇所 ① 国際的な概念の統一

- 公開草案ではIAS1号及び概念フレームワークに基づいた重要性の定義を定めている一方、会計基準によって相違があることを前提として言及している。その上で、今回の公開草案が承認されることで、重要性の定義に関する相違が解消され、比較可能性の担保に繋がると説明。

公開草案：56項

56 サステナビリティ関連財務情報は、その情報を省略したり誤表示したり覆い隠したりしたときに、一般目的財務報告の主要な利用者が、特定の報告企業に関する情報を提供する当該報告に基づいて行う意思決定に影響を与えることが合理的に予想される場合には、重要性がある（material）。

結論の根拠：BC74項-BC75項

BC74 既述のとおり、重要性（materiality）の定義は「概念フレームワーク」及びIAS第1号に適応している。IFRSサステナビリティ開示基準は、どの一般に公正妥当と認められた会計原則（GAAP）と合わせても適用されるように設計されており、重要性（materiality）の定義はすべてのGAAPにおいて同じではない。（後略）

BC75 財務諸表に関連する重要性（materiality）の定義には多様性があり、これには本公開草案におけるサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性（materiality）の定義が含まれる。本公開草案における提案は、それが承認された場合には、提案している要求事項を適用するすべての企業が、重要性がある（material）情報について同じ定義を使用することを確保する。重要性（materiality）の概念がどのように解釈され適用され強制されるのかは、各法域において異なる可能性が高い。しかし、本提案に定義を含めることにより、提案している要求事項を適用する企業が同じ語句を適用し解釈することが確保される。

質問8：重要性（materiality）（第56項から第62項）

（参考）公開草案の関連箇所 ②ダイナミック・マテリアリティへの言及

- その上で、本公開草案で提案している重要性の考え方に関連して、いわゆる「ダイナミック・マテリアリティ」の考え方に言及。

公開草案：56項

56 サステナビリティ関連財務情報は、その情報を省略したり誤表示したり覆い隠したりしたときに、一般目的財務報告の主要な利用者が、特定の報告企業に関する情報を提供する当該報告に基づいて行う意思決定に影響を与えることが合理的に予想される場合には、重要性がある（material）。

結論の根拠：BC76項

BC76 それが承認された場合、本公開草案の提案は、変化した状況及び仮定を考慮に入れるため、各報告日において重要性（materiality）の判断を見直すことを企業に要求することとなる。報告企業が開示する重要性がある（material）サステナビリティ関連財務情報は、報告期間ごとに、状況及び仮定が変化するにつれて並びに重要性（materiality）の判断及び一般目的財務報告の利用者による企業価値の評価が進展するにつれて、変化することがある。利用者が企業価値の評価に反映するリスク及び機会は、報告期間ごとに変化することがある。一部の人はこれを「ダイナミック・マテリアリティ」と呼んでいるが、この用語は本公開草案では使用していない。

質問8：重要性（materiality）（第56項から第62項） （参考）全般的要求事項に関する例示的ガイダンスでの記載

- 全般的要求事項に関する例示的ガイダンスでは、重要性判断の実施に関する考え方が説明されている。
- 具体的には、IFRSサステナビリティ開示基準に規定がある場合であっても、全ての開示は重要性判断の対象であると述べられている一方で、IFRSサステナビリティ開示基準への準拠を表明しようとする企業は、たとえ現地法令・規制によって認められていても、同基準で求められている情報より少ない情報を提供することは認められない、とされている。

重要性判断の実施

主要な利用者の情報ニーズに応える

- 情報が「一般目的財務法報告の主要な利用者の意思決定に影響を与えると合理的に予想されるか」を評価するためには、企業自身の状況を考慮しながら、利用者の特性について考える必要がある。
- 一般目的財務報告の主要な利用者は、**既存及び潜在的な投資家、貸し手、その他債権者**である。
- 投資家、貸し手、その他債権者の情報ニーズを個別に特定した上で、それらを合わせたものが、その企業が答えるべき主要な利用者の情報ニーズである。つまり、**全ての利用者に共通する情報ニーズを特定する必要はない**。

質問8：重要性（materiality）（第56項から第62項） （参考）全般的要求事項に関する例示的ガイダンスでの記載（続き）

企業の開示と重要性評価との相互作用

- 重要性の判断は企業によって異なり、IFRSサステナビリティ開示基準が開示を要求している場合であっても、全ての開示は重要性判断の対象となる。
- 重要性の判断には、質的な検討と量的な検討の両方が必要。IFRSサステナビリティ開示基準で要求される情報の中には、性質上、質的な要因によって重要である可能性が高いものがある。例えば、重大な気候関連リスクにさらされている全ての企業は、ガバナンスに関する情報を重要であると評価する可能性が高い。
- 重要性の判断は企業特有のものであり、企業開示は以下を提供することが期待される。
 - ✓ 一般的な開示ではなく、企業の実務や状況に特化した情報
 - ✓ 企業がサステナビリティ関連のリスクと機会にどのように貢献し、どのような影響を受けるかを評価するために必要な重要な情報

公開情報の利用

- 一般目的財務報告の主要な利用者は、通常、一般目的財務報告以外の情報（例えば、業界に関する情報、競合他社や経済状況に関する情報、企業のプレスリリース等）も考慮に入れている。
- しかし、公開された情報を利用できることによって、重要な情報を提供する義務が免除されるわけではない。

現地法規制への対応

- IFRSサステナビリティ開示基準への準拠を表明するためには、重要性に関する要求事項を含む、基準の要求事項に準拠しなければならない。
- したがって、IFRSサステナビリティ開示基準への準拠を表明しようとする企業は、たとえ現地法令・規制によって認められていても、同基準で求められている情報より少ない情報を提供することは認められない。
- しかし、現地法令・規制によって、一般目的財務報告において情報を提供すべき要求事項を特定されていることがある。そのような場合、たとえ重要な情報の定義に該当しない場合であっても、現地法令・規制を満たすために情報提供を行うことは、IFRSサステナビリティ開示基準によって認められている。

(参考) 「基礎的見解」における言及 ① ガイダンス文書の作成

- 「基礎的見解」では、マテリアリティ検討にあたってのガイダンス文書の作成について言及。
- 公開草案では新たに「例示的ガイダンス」を作成し、その中で企業の活動が環境及び社会に与える影響、並びに社会が企業価値に与える影響との間の関係についての考え方を示している。

「基礎的見解」における言及 (2.③)

- マテリアリティ判断は「(その情報が) 省略されたり、誤っていたり、覆い隠されている状態の場合、一般目的財務報告の主たる利用者のこれらの報告書に基づきされる意思決定に影響を与えると合理的に見込まれるもの」を企業自身が判断する行為であり、開示内容の比較可能性と独自性のバランスを実現する上で鍵となる要素となる。
- このため、重要事項 (material issue) の粒度や企業価値への影響度の判断の方法自体に過度なばらつきが生じることは避ける必要がある。この観点から、マテリアリティの検討にあたっての考慮事項、検討プロセス等に関するガイダンス文書を作成することが望ましい。

結論の根拠：BC72項-BC73項

BC72 リスクの重大性 (severity) は一般的には影響 (impact) 及び発生可能性で表現され、それが承認された場合、本提案は、重要性 (materiality) の判断を行う際に、発生可能性が低いものの潜在的に大きな影響 (impact) を有するリスクを企業は考慮することを要求することとなる。本提案は以下のことを考慮するよう企業に要求することとなる。

(a) 企業の活動が環境及び社会に与える影響 (impacts) 並びに後者が企業価値に与える影響 (impacts) との関係 (BC73項参照)

BC73 本公開草案は例示的ガイダンスによって補足されている。これは重要性 (materiality) に関する事項についてどのように考えるべきかを例示しているが、本提案を適用するにあたり強制的なものとはみなされない。例示的ガイダンスは「全般的要求事項」のプロトタイプには含まれておらず、理解を助けるために追加された。

(参考) 「基礎的見解」における言及 ②2段階アプローチ

- また、「基礎的見解」で示した2段階アプローチについては、公開草案本文での示唆に加え、「例示的ガイダンス」において重要性判断の説明にあたり企業の固有性を含める旨を示している。

「基礎的見解」における言及 (2.③)

- マテリアリティ判断は「(その情報が) 省略されたり、誤っていたり、覆い隠されている状態の場合、一般目的財務報告の主たる利用者のこれらの報告書に基づきされる意思決定に影響を与えると合理的に見込まれるもの」を企業自身が判断する行為であり、開示内容の比較可能性と独自性のバランスを実現する上で鍵となる要素となる。
- このため、重要事項 (material issue) の粒度や企業価値への影響度の判断の方法自体に過度なばらつきが生じることは避ける必要がある。この観点から、マテリアリティの検討にあたっての考慮事項、検討プロセス等に関するガイダンス文書を作成することが望ましい。
- その際、現在のプロトタイプでは、指標等の重要性を個別に直接判断する形をとっているが、企業経営者が重要な経営課題等を特定したうえで、当該経営課題等を適切に表す重要情報を開示する2段階アプローチの方が、企業の主体的な判断にもとづく価値関連性の高い開示につながるものと考えられる。

公開草案 : 58項

- 58 重要性 (materiality) は関連性の企業固有の一側面であり、その情報が関連する項目の性質又は大きさ (又はこの両方) に基づくものである。したがって、本基準[案]では、重要性 (materiality) についての統一的な量的閾値を明示することや、特定の状況において何に重要性がある (material) ものとなり得るかを前もって決定することはしない。

公開草案 : 例示的ガイダンスIG7項

- IG7 重要性 (materiality) の判断は企業固有のものであるため、企業の開示は以下を提供することが予想される。
- (a) 一般的な (generic) 開示ではなく、企業の実務及び状況に関する具体的な情報、及び
 - (b) 企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会にどのように貢献し、どのような影響を受けているか (affect) を評価するために必要な重要性がある (materiality) 情報

質問9：報告の頻度（第66項から第71項）

（1）質問文

- 本公開草案は、企業がサステナビリティ関連財務開示について、関連する財務諸表と同時に報告することを要求し、サステナビリティ関連財務開示は財務諸表と同じ報告期間を対象とすることを提案している。
- サステナビリティ関連財務情報の開示を、**関連する財務諸表と同時に提供することが要求されるという提案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。**

質問9：報告の頻度（第66項から第71項）

（2）回答の方向性（1/2）

●（温対法、省エネ法との関係性）

- 産業界からの声として、「決算月が12月であることから、サステナビリティ関連財務情報を同じ報告期間とした場合、1月～12月での算定が必要となる。一方で、温対法や省エネ法の算定期間は4月～翌年3月となっており、2度算定が必要であり、誤ったデータを報告する可能性も出てくるため、「同じ報告期間」という限定文言は削除して頂きたい。」という声もある
- ただし、本議論は国内規制の範疇に止まることから、国際的な議論の場に持ち出した場合に、必ずしも賛同をえられない懸念もある。

●（開示制度・統合報告書との差異）

- 作成実務の浸透している統合報告書は、制度書類（有価証券報告書）が作成された後、その内容及びサステナビリティ関連財務情報を含める形で制度書類後に作成がされている。産業界からも「わが国の対応として、気候変動情報について、財務諸表と同じく1年ごとに同時に開示することを求めることが想定されるが、現在でも「サステナビリティ報告書」や「統合報告書」は財務情報と比較して遅いタイミングで開示されている。」との現状認識がある。このことを踏まえると、同時報告を求めることがこれまで醸成されてきた統合報告書の実務を後退させ、翻ってサステナビリティ関連情報開示全体の後退を招く可能性がある。
- 一方で、英国の「戦略報告書」のように、サステナビリティ関連財務開示について関連する財務諸表と同時に報告することを制度上求めている事例もある事から、「温対法」等と同じく、国際的な議論の場に持ち出した際、必ずしも賛同をえられない懸念もある。

●（投資家の情報要請）

- サステナビリティ関連財務開示について、情報の主たる利用者である投資家からは、重要なサステナビリティ関連財務情報については、財務情報と同時の開示を求める要請が根強い。

質問9：報告の頻度（第66項から第71項）

（2）回答の方向性（2/2）

- （意見の方向性）

- 産業界からも「財務諸表と同時に報告しなければならない」について、例えば有価証券報告書とは別途、任意の開示物である統合報告書やESGLレポートにおいてサステナビリティ関連情報と、その他の開示物で監査済の財務諸表をあわせて記載することが認められると発行体にとっても、利用者にとっても利便性が高まると考える。」といった声もあり、同時報告すること自体については、一つのあるべき考え方として示されることは重要といえる。
- 一方で、「有価証券報告書を念頭に、財務情報と同時に開示する理念については理解するが、非上場企業や、他国を含めた全ての企業が同様のルールで拘束されていない状況においては、同じ期限内に情報を集約し、開示することは困難となるケースも想定される。一定の移行期間や除外規定等の設定が望ましいと考える。」といった産業界からの意見に代表されるように、国毎に開示制度やサステナビリティ関連情報の開示枠組みが異なる中で、「同時に報告しなければならない」と定めるのみの規定では、国際的な基準としての包摂性が十分とはいえない。また、グローバルに事業展開している企業の場合、各所在地国の開示制度や情報開示の枠組みに則った対応も必要となることから、自社のみでは「同時性」の充足が難しいケースも想定される。
- 以上を踏まえ、国毎にまた、サステナビリティ開示項目毎に、多様な開示制度の枠組みがある事を念頭に置き、「同時に提供すること」の定めのみでは国際的なサステナビリティ基準として包摂性が十分に担保されない事への懸念を表明した上で、「同時性」の解釈及び運用に一定の柔軟性をもたせるべき旨の提案を行うことは妥当か。
- あるいは基準本体において整理することが困難であれば、ガイダンス文書、ないし指針として示すことを提案することは考えられるか。

質問9：報告の頻度（第66項から第71項）

（参考）公開草案の関連箇所 ①報告の同時性

- 財務報告とサステナビリティ報告を同時に求めることの結果、結論の根拠では、サステナビリティ関連財務情報を財務諸表とは別個にかつ後で開示している企業にとっては変更となる旨が述べられている（※「情報の記載場所」に関する結論の根拠の条項だが、「報告の頻度」の文脈で語られている）

公開草案：66項

66 企業は、サステナビリティ関連財務開示について、関連する財務諸表と同時に報告しなければならず、サステナビリティ関連財務開示は、財務諸表と同じ報告期間を対象としなければならない。

結論の根拠：BC80項

BC80 本公開草案は、サステナビリティ関連財務開示を報告企業の一般目的財務報告の一部として開示することを提案している。その帰結として、企業は、サステナビリティ関連財務開示を関連する財務諸表を開示すると同時に報告することを要求されることとなる。この要求は、サステナビリティ関連財務情報を財務諸表とは別個にかつ後で開示している企業にとっては変更となる。

質問9：報告の頻度（第66項から第71項）

（参考）公開草案の関連箇所 ②後発事象の取扱

- 報告期間の期末日後、サステナビリティ関連財務開示の公表が承認された日より前に発生した取引等で意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合には、開示を求めている（会計基準の「後発事象」に相当）。

公開草案：71項

- 71 報告期間の期末日後、サステナビリティ関連財務開示の公表が承認された日より前に発生する取引、その他の事象及び状況に関する情報は、それを開示しないことにより、一般目的財務報告の利用者が、その報告に基づいて行う意思決定に影響を与える（influence）ことが合理的に予想される場合には、開示されなければならない。

質問10：情報の記載場所（第72項から第78項）

（1）質問文

- 本公開草案は、IFRSサステナビリティ開示基準で要求される情報を、一般目的財務報告、すなわち投資者やその他の金融資本の提供者を対象とした報告パッケージの一部として開示することを企業に要求することを提案している。
 - しかし、本公開草案では、企業が効果的かつ一貫した方法で情報を伝達する能力を制限しないように、また、一般目的財務報告に関する特定の法域の規制上の要求事項との衝突を防ぐために、一般目的財務報告の中の特定の場所で情報を提供するように要求することを意図的に回避している。
 - 本提案は、IFRSサステナビリティ開示基準で要求される情報を、規制当局が要求する情報など、他の要求事項を満たすために開示する情報と同じ場所で開示することを容認している。しかし、企業は、サステナビリティ関連財務開示が明確に識別可能であり、その追加的な情報によって不明瞭にならないことを確保することが求められる。
 - IFRSサステナビリティ開示基準で要求される情報は、相互参照により含めることも可能である。ただし、その情報は、一般目的財務報告の利用者が相互参照される情報について同じ条件かつ同時に利用可能であることが条件である。例えば、IFRSサステナビリティ開示基準で要求される情報は、関連する財務諸表で開示することができる。
 - また、本公開草案では、IFRSサステナビリティ開示基準が共通の情報項目の開示を要求する場合、企業は不必要な繰り返しを避けなければならないとすることを提案している。
- a. サステナビリティ財務情報開示の記載場所に関する提案に同意するか。その理由又はそうでない理由は何か。
 - b. 記載場所に関する提案にかかわらず、本公開草案で要求されている情報の提供を困難にするような、法域特有の要求事項を承知しているか。
 - c. IFRSサステナビリティ開示基準で要求される情報は、一般目的財務報告の利用者が相互参照される情報について同じ条件かつ同時に利用可能であることを条件に、相互参照により含めることができるという提案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。
 - d. 企業は、個々のサステナビリティに関連のリスク及び機会について、ガバナンス、戦略及びリスク管理の各側面について別個に開示する必要はなく、特に関連するサステナビリティの課題が同じアプローチ又は統合的な方法（又はこの両方）で管理されている場合、統合的な開示を行うことが推奨されていることは明確か。その理由又はそうでない理由は何か。

質問10：情報の記載場所（第72項から第78項）

（2）回答の方向性（1/2）

- （質問a.について）
 - IFRSサステナビリティ開示基準で要求される情報を、一般目的財務報告、すなわち投資者やその他の金融資本の提供者を対象とした報告パッケージの一部として開示することを企業に要求することについて、公開草案が想定している主たる利用者のニーズとも整合的であり、賛意を示す方向でどうか。

質問10：情報の記載場所（第72項から第78項）

（2）回答の方向性（2/2）

●（質問c.について）

- 「基礎的見解」では、相互参照による情報開示を効果的なアプローチとして賛同する一方で、過度な利用により中核書類である一般目的財務諸表の利便性が低下する状況を招くことのないよう、外部媒体に参照した場合の各報告媒体の位置付けや、各媒体に含まれるべき情報の概要についての説明を求める等、相互参照の実効性を担保する為の仕組みを設けることを提案している。
- この点、公開草案では同じ条件かつ同時に利用可能であることを条件に、相互参照を認めているほか、他の書類からの参照については、報告の明瞭性を損なわない範囲で、具体的な要求事項を満たした場合に実行可能としている。また、結論の根拠には、「サステナビリティ関連財務情報を財務諸表とは別個にかつ後で開示している企業にとっては変更となる」との記載があることから、異なる時点で発行した書類との相互参照を認めないような記述にも読み取れる。
- 産業界からは、相互参照について、参照する情報についての明確化（例：前年度報告の参照可否）を求める声や、他の報告書に参照する際の課題として、「参照先の情報が更新された場合の扱い」、「総覧性に欠ける開示への懸念」「参照先の情報に対する監査の必要性」が挙げられている。
- 上記を踏まえ、相互参照を認める条件としている「同じ条件かつ同時に利用可能である」ことについて、結論の根拠では明示されていない具体的な状況について、事例とあわせて明確化を求める提案をすることは妥当か（例えば、制度設計の相違から財務報告と異なる期間で相互参照先の情報が集計される場合、説明を付した上で過年度情報への相互参照を行うことは認められるか、等の具体的な状況に関する解釈）。
- また、参照先の報告書が更新された場合の参照元の（中核となる）報告書における対応が明確でない点、過度に相互参照が利用されることにより参照元の（中核となる）報告書の利便性が低下する可能性がある点等を指摘した上で、こういった状況を回避するための規定を追加することを提案することは妥当か。

●（質問d.について）

- 個々のサステナビリティに関連のリスク及び機会について、ガバナンス、戦略及びリスク管理の各側面について別個に開示する必要はなく、特に関連するサステナビリティの課題が同じアプローチ又は統合的な方法（又はこの両方）で管理されている場合、統合的な開示を行うことが推奨されていることについて、公開草案の78項にガバナンスの事例を用いて明示されており、明確になっていると同意する方向で良いか。

質問10：情報の記載場所（第72項から第78項）

（参考）公開草案の関連箇所 ① 経営者による説明との関係

- 「経営者による説明」について、企業の一般目的財務報告の一部を構成している場合には、サステナビリティ関連財務開示を含めることが出来るとしている。このとき、「経営者による説明」は他の報告書に含まれている場合もあると述べている。

公開草案：73項

73 企業に適用される規制又はその他の要求事項に従うことを条件に、一般目的財務報告の中で、サステナビリティ関連財務情報を開示するためのさまざまな場所が考えられる。サステナビリティ関連財務開示は、経営者による説明（management commentary）が企業の一般目的財務報告の一部を構成している場合には、企業の経営者による説明に含めることができる。経営者による説明は、企業の財務諸表を補完するものである。経営者による説明は、企業の財務業績及び財政状態に影響を与えた（affect）要因、並びに企業の価値生成及びキャッシュ・フロー創出の能力に影響を与え得る要因についての経営者の洞察を提供する。経営者による説明は、さまざまな名称で呼ばれる場合や、さまざまな名称の報告書に組み込まれている場合がある（経営者による検討及び分析（MD&A）、経営及び財務のレビュー、統合報告書、並びに戦略報告書など）。

結論の根拠：BC81項

BC81 企業報告が法域ごとに異なっていることは認識されているが、「一般目的財務報告」という用語は財務諸表とサステナビリティ関連財務情報を含んでいる。サステナビリティ関連財務開示は、経営者による説明が一般目的財務報告の一部を構成している場合には、企業の経営者による説明に含めることができる。経営者による説明は、さまざまな名称で呼ばれる場合や、さまざまな名称の報告書に組み込まれている場合がある（経営者による検討及び分析（MD&A）、経営及び財務のレビュー、統合報告書、並びに戦略報告書など）。経営者による説明（又は同等の文書）は、企業の財務諸表を補完するものであるため、要求されている開示の考え得る記載場所である。本公開草案は、報告書間の相互参照を所定の条件の下で認めることを提案している。例えば、財務諸表又は一般目的財務報告の他の部分への相互参照は、報告の明瞭性を低下させない限り容認される。

質問10：情報の記載場所（第72項から第78項）

（参考）公開草案の関連箇所 ②相互参照の考え方

- 相互参照は、参照される情報について同じ条件かつ同時に利用可能であることを条件として利用可能としたうえで、この要求は、サステナビリティ関連財務情報を財務諸表とは別個かつ後に開示している企業にとっては変更になると言及している。

公開草案：75項

75 IFRSサステナビリティ開示基準で要求される情報は、一般目的財務報告の利用者が相互参照される情報について同じ条件かつ同時に利用可能であることを条件に、相互参照により含めることができる。例えば、IFRSサステナビリティ開示基準で要求される情報は、関連する財務諸表で開示することができる。情報を直接提供するのではなく、相互参照により情報を含めることで、完全な1組のサステナビリティ関連財務開示を理解しにくくするものであってはならない。

結論の根拠：BC80項

BC80 本公開草案は、サステナビリティ関連財務開示を報告企業の一般目的財務報告の一部として開示することを提案している。その帰結として、企業は、サステナビリティ関連財務開示を関連する財務諸表を開示すると同時に報告することを要求されることとなる。この要求は、サステナビリティ関連財務情報を財務諸表とは別個にかつ後で開示している企業にとっては変更となる。

質問10：情報の記載場所（第72項から第78項）

（参考）公開草案の関連箇所 ③書類間の相互参照

- また、報告書間の相互参照について、報告の明瞭性を低下させない限りにおいて容認されるとしている。その上で実施する際の要求事項として、①情報の所在の識別とアクセス方法の説明、②特定した部分への実施 を満たすことを求めている。

公開草案：77項

- 77 仮にIFRSサステナビリティ開示基準で要求される情報が、別の場所における情報を参照している場合、以下のようにしなければならない。
- (a) 一般目的財務報告書において、当該情報の所在を識別し、当該情報へのアクセス方法を説明しなければならない、及び
 - (b) 相互参照は、当該場所の正確に特定された部分に対して行われなければならない

結論の根拠：BC81項

BC81 企業報告が法域ごとに異なっていることは認識されているが、「一般目的財務報告」という用語は財務諸表とサステナビリティ関連財務情報を含んでいる。サステナビリティ関連財務開示は、経営者による説明が一般目的財務報告の一部を構成している場合には、企業の経営者による説明に含めることができる。経営者による説明は、さまざまな名称で呼ばれる場合や、さまざまな名称の報告書に組み込まれている場合がある（経営者による検討及び分析（MD&A）、経営及び財務のレビュー、統合報告書、並びに戦略報告書など）。経営者による説明（又は同等の文書）は、企業の財務諸表を補完するものであるため、要求されている開示の考え得る記載場所である。本公開草案は、報告書間の相互参照を所定の条件の下で認めることを提案している。例えば、財務諸表又は一般目的財務報告の他の部分への相互参照は、報告の明瞭性を低下させない限り容認される。

質問10：情報の記載場所（第72項から第78項）

（参考）公開草案の関連箇所 ④ 不必要な繰り返しの回避

- 公開草案では、ガバナンスを例示として、共通の情報報告の開示をする場合には、不必要な繰り返しを避けなければならないとしている。
- プロトタイプと要求事項は変わらないが、例示の文言がプロトタイプと比較して、より重複を避けることを求める表現となっている。

プロトタイプ：63項

63 IFRSサステナビリティ開示基準が、共通の情報項目の開示を要求する場合、企業は不必要な繰り返しを避けなければならない。例えば、サステナビリティ関連のリスク及び機会に対する企業の監督が統合的に管理されている場合、重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会ごとに別個のガバナンスの開示の形式で提供するのではなく、ガバナンスに関する開示も統合的に行うべきである。



公開草案：78項

78 IFRSサステナビリティ開示基準が、共通の情報項目の開示を要求する場合、企業は不必要な繰り返しを避けなければならない。例えば、サステナビリティ関連のリスク及び機会に対する企業の監督が統合されている場合、ガバナンスに関する開示も、重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会ごとに別個のガバナンスの開示の形式で提供するのではなく、統合しなければならない。

(参考) 「基礎的見解」における言及 相互参照の実効性担保

- 「基礎的見解」では、相互参照による情報開示を効果的なアプローチとして賛同する一方で、過度な利用により中核書類である一般目的財務諸表の利便性が低下する状況を招くことのないよう、外部媒体に参照した場合の各報告媒体の位置付けや、各媒体に含まれるべき情報の概要についての説明を求める等、相互参照の実効性を担保する為の仕組みを設けることを提案した。
- この点につき、プロトタイプから公開草案において関連する条項について大きな変更等はされていない。

「基礎的見解」における言及 (3.i.③)

- パラグラフ 61 において、外部参照を行う場合の要件についても一部定めがされているが、過度に外部参照に依存することによって、中核となる一般目的財務報告に重要なサステナビリティ情報が開示されない状況や、多数の報告媒体に情報が分散することによって、サステナビリティ報告の全体像が見えにくくなる状況が生じる恐れがある。
- こうした懸念につき、外部媒体に参照した場合の各報告媒体の位置付けや、各媒体に含まれるべき情報の概要についての説明を求める等の対応を望む。

質問12：準拠表明（第91項から第92項）

（1）質問文

- 本公開草案は、企業がIFRSサステナビリティ開示基準への準拠を表明するためには、本公開草案の提案と、適用されるIFRSサステナビリティ開示基準のすべての要求事項に準拠することを求めることを提案している。さらに、企業は、これらの要求事項のすべてに準拠している旨の明示的かつ無条件の記述を含めることが要求される。
 - 本公開草案は、企業に対する救済措置を提案している。IFRSサステナビリティ開示基準で要求される情報を開示することが、現地の法令によって禁止されている場合は、企業は当該情報を開示することが要求されない。この救済措置を利用する企業は、IFRSサステナビリティ開示基準の準拠を主張することを妨げられるものではない。
- 本提案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。賛成しない場合、何を提案し、それはなぜか。

質問12：準拠表明（第91項から第92項）

（2）回答の方向性

- （省略した情報の論拠について）
 - 「基礎的見解」では、ISSB 基準の「すべての目的適合性がある開示事項に準拠しない限り、準拠していると記載してはいけない」とする規定について、整理が必要と指摘した。公開草案では当該記載は削除がされ、当該規定は結論の根拠に転記されている。
 - 結果、基準本体においては「サステナビリティ関連財務開示が、IFRSサステナビリティ開示基準のすべての関連する要求事項に準拠する企業は、その準拠の旨の明示的かつ無限定の記述を含めなければならない。」のみが残された。この点についてどのように評価するべきか。
 - また、重要性がある（material）情報を省略する場合、企業は開示しない情報の種類を識別し、その制約の源泉を説明しなければならないとする規定はプロトタイプから引き継がれている。この点も含め、公開草案の規定についてどう考えるか。
- （救済措置について）
 - IFRS サステナビリティ開示基準で要求される情報が、現地の法令によって当該情報を開示することが禁止されている場合には、開示する必要はないとしているが、これ以外の救済規定は設けていない。
 - 一方、産業界からは「企業の営業上の機密への配慮は行われぬのか。」「開示と経営戦略の機密維持とのバランスが問われる事項がある」等、営業機密に関連する情報の開示についての懸念を求める声が複数見られた。
 - 上記を踏まえ、営業上の機密事項について開示をしていない場合であっても、IFRSサステナビリティ開示基準への準拠を主張することが認められることを提案することは妥当か。

質問12：準拠表明（第91項から第92項）

（参考）公開草案の関連箇所 ①準拠表明の記載

- 準拠性の記載について、プロトタイプで定めていた「IFRSサステナビリティ開示基準の全ての関連する要求事項に準拠していない限り、企業はサステナビリティ関連財務開示が企業は、IFRSサステナビリティ開示基準で準拠していると記載してはならない。」の文言が本文から削除され、「結論の根拠」にスライドされている。

プロトタイプ：88項

88 サステナビリティ関連財務開示が、IFRSサステナビリティ開示基準のすべての関連する要求事項に準拠する企業は、その準拠の旨の明示的かつ無限定の記述を含めなければならない。サステナビリティ関連財務開示が、IFRSサステナビリティ開示基準の全ての関連する要求事項に準拠していない限り、企業はサステナビリティ関連財務開示が企業は、IFRSサステナビリティ開示基準で準拠していると記載してはならない。

公開草案：91項

91 サステナビリティ関連財務開示が、IFRSサステナビリティ開示基準のすべての関連する要求事項に準拠する企業は、その準拠の旨の明示的かつ無限定の記述を含めなければならない。

結論の根拠：BC13項

BC13 IFRSサステナビリティ開示基準への準拠を主張するために、企業はIFRSサステナビリティ開示基準のすべての要求事項を満たさなければならない。

質問12：準拠表明（第91項から第92項）

（参考）公開草案の関連箇所 ②「準拠」の考え方の背景説明

- 公開草案が基準への「準拠」にあたって全ての要求事項への対応を求めた背景について、利用者が企業のサステナビリティ関連開示基準の準拠状況（ISSB基準の一貫適用Or選択的適用）を理解することの重要性を受けたものと説明。
- また、比較可能性の担保という点からも、全ての要求事項への適用について記載することが重要と述べている。

公開草案：91項

91 サステナビリティ関連財務開示が、IFRSサステナビリティ開示基準のすべての関連する要求事項に準拠する企業は、その準拠の旨の明示的かつ無限定の記述を含めなければならない。

結論の根拠：BC84項

BC84 本公開草案は、サステナビリティ関連財務開示が IFRS サステナビリティ開示基準のすべての要求事項に準拠している場合のみ、準拠の旨の明示的かつ無限定の記述を含めることを企業に要求することを提案している。この要求事項の提案は、企業がサステナビリティ関連財務情報の報告に対するアプローチにおいて選択的であったのか、それとも要求事項のすべてを適用したのかを情報の利用者が理解することが重要である（important）ことを反映している。企業がすべての開示要求に準拠したかどうかを記述することは、ISSBの設立にとって特に重要である（important）と考えられる。ISSBの主要な目的は、提供される情報の比較可能性を改善することであるからである。

質問12：準拠表明（第91項から第92項）

（参考）公開草案の関連箇所 ②「準拠」の考え方の背景説明

- また「準拠」について、開示を要求するものであることを述べた上で、企業が事実（fact）を開示の枠組みの則って開示するならば、開示内容が望ましくない（例：重要なリスクや機会が管理されていない）ものでも、「準拠」といえることを明示。
- 一方で、個別基準でのScope 1開示のような具体的な開示要求事項の充足は必要としている。

公開草案：91項

91 サステナビリティ関連財務開示が、IFRSサステナビリティ開示基準のすべての関連する要求事項に準拠する企業は、その準拠の旨の明示的かつ無限定の記述を含めなければならない。

結論の根拠：BC85項

BC85 本公開草案は、開示のみの基準書の公表を提案しており、企業がこれらの開示要求を満たす場合には、IFRSサステナビリティ開示基準への準拠を主張することができる。IFRSサステナビリティ開示基準への準拠の旨の条件付きの記述は認められない。本公開草案における提案は、企業が戦略的目標を実施することは要求せず、その戦略的目標に関する情報を開示することを要求するのみである。したがって、企業は重大な（significant）リスク及び機会の一部又はそれらについて設定された指標及び目標を管理していない可能性がある。開示がその旨を説明している限り、企業は依然としてIFRSサステナビリティ開示基準への準拠を主張することができる。企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し管理するための手続及びプロセスを整備していないという事実は、それ自体、サステナビリティ関連財務開示の利用者にとって重要性がある（material）情報である可能性が高い。しかし、企業はIFRS S2号で提案しているスコープ1温室効果ガス排出などの具体的な開示要求を満たすことが必要となる。

質問12：準拠表明（第91項から第92項）

（参考）公開草案の関連箇所 ③情報が省略される場合

- 公開草案では、企業は現地法令により開示が禁止されている事により、基準への準拠が出来ない場合があっても、準拠を主張を妨げられることはない旨が明記された。
- また、本規定により開示を省略する場合には情報の種類を識別し制約の源泉の説明を求めらることで、重要性がないことによる省略とは位置づけが異なる点を明確にしている。

プロトタイプ：67項

67 企業は、IFRSサステナビリティ開示基準で要求される情報が、現地の法律又は規制によって開示することが禁止されている場合には、開示する必要はない。そのような理由で重要性がある情報を省略する場合、企業は開示しない情報の種類を識別し、制限の要因を説明しなければならない。

公開草案：62項、92項（追加）

- 62 企業は、IFRSサステナビリティ開示基準で要求される情報が、現地の法令によって当該情報を開示することが禁止されている場合には、開示する必要はない。企業は、その理由で重要性がある（material）情報を省略する場合、企業は開示しない情報の種類を識別し、その制約の源泉を説明しなければならない。
- 92 第62項は、IFRSサステナビリティ開示基準により要求される情報が、現地の法令によって企業が開示することが禁止されている場合に、企業に当該情報を開示することを救済している。この救済措置を利用する企業は、IFRSサステナビリティ開示基準の準拠を主張することを妨げられない。

公開草案：60項

60 企業は、IFRSサステナビリティ開示基準で要求される特定の開示に重要性がない（not material）場合には、提供する必要はない。このことは、IFRSサステナビリティ開示基準が特定の要求事項のリスト又は最低限の要求事項を定めている場合であっても該当する。

質問13：発効日（付録B）

（1）質問文

- 本公開草案では、ISSBが定める発効日より前に適用することを認めることを提案している。また、適時の適用を促進するために、適用初年度における比較情報の表示に関する要求事項についての救済措置を提案している。
 - a. ISSBが発効日を定める場合、最終基準書の公表後どの程度の期間が必要か。提案を適用する企業、サステナビリティ関連財務情報開示を利用する企業等が必要とする準備について、具体的な情報を含めて、回答の理由を説明されたい。
 - b. ISSBが、適用初年度における比較情報の開示に関しての救済措置を提案することに賛成するか。賛成しない場合、それはなぜか。

質問13：発効日（付録B）

（2）回答の方向性

- （質問a.について）

- サステナビリティ関連財務情報については、新たに開示に取り組む企業も多く存在する。また、既に取り組み・開示を進めている企業についても、バリュー・チェーンレベルでの開示等、従来よりも広範囲に渡る情報収集・集約の作業が発生することが想定される。
- 産業界からも、「早期適用を可能としつつも、多くの企業が適切な開示ができるように、本規則確定日から効力発生日までの間に、相当な準備期間を設けていただきたい。」「各国の状況を踏まえ、適用時期については移行段階を設ける必要があると考えている。」といったように、適用にあたっての準備期間を求める声が上がっている。
- 上記を踏まえ、提案を適用する企業、サステナビリティ関連財務情報開示を利用する企業等が必要とする準備について、具体的な論拠とともに移行期間の必要性を主張する方向性かどうか。
- これに向けて、対応に時間を要すると見込まれる領域（例：社内の現状（情報）把握、開示に取り組む社内横断体制の整備、グループ企業への周知、サステナビリティ論点毎の開示要否の判断（重要性の判断）、「バリュー・チェーン」の範囲検討等）、及びその理由、また具体的な移行期間について、業界団体等を通じた情報収集を実施した上で、その結果を具体的な論拠として落とし込んだ上で、意見書に盛り込むという方向かどうか。

質問13：発効日（付録B）

（参考）公開草案の関連箇所 ①発効日

- 多くの企業にとって、プロトタイプが求める新たな要求事項への対応に時間を要する（システム対応、内部統制構築、規模、各地の規制主体の対応）ことが見込まれることを踏まえ、公開草案では「発効日」を付録に取り下げた上で、日付を明記せず、フィードバックを踏まえるとしている。

プロトタイプ：本紙 89項

89 [IFRS SX] は [月、年]に発行された。企業は20XX年1月1日以降に開始する年次報告期間より [IFRS SX] を適用しなければならない。早期適用は認められる。企業は [IFRS SX] を早期に適用する場合には、その事実を開示しなければならない。

公開草案：付録B 1項

B1 企業は、20XX年1月1日以後に開始する年次報告期間より本基準[案]を適用しなければならない。早期適用は認められる。企業は、本基準[案]を早期に適用する場合には、その旨を開示しなければならない。

結論の根拠：BC87項

BC87 要求事項は、多くの企業にとって新しいものであろう。企業は、承認された基準書の要求事項を満たすことができるように、内部システム及び統制手続を新設又は調整するための時間が必要となる。必要とされる時間は、とりわけ、サステナビリティ関連のリスク及び機会並びに報告に対する企業の現在のアプローチのほか、企業の情報及び状況（企業の規模や現在適用している国内の要求事項又は規制など）に依存する。

（資料）第2回SSBJ設立準備委員会審議事項 1-(1) 事務局説明資料（財務会計基準機構 2022年2月）

IFRS財団 IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」[案]（2022年3月）

IFRS財団 IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」[案]に関する結論の根拠（2022年3月）より経済産業省作成

質問13：発効日（付録B）

（参考）公開草案の関連箇所 ②比較情報

- また、適用初年度において比較情報（前年度の情報）の開示を求めないことで、迅速な適用（早期の発効）が可能になるとしている。

公開草案：付録B 2項

B2 企業は、初度適用日より前のいかなる期間についても、本基準[案]において定められた開示を提供することは要求されない。したがって、企業が本基準[案]を適用する最初の期間において、比較情報の開示は要求されない。

結論の根拠：BC88項

BC88 本提案は、企業に対し、適用初年度において比較情報を開示する要求を免除することとなる。この容認により、比較情報が要求されたとした場合と比べ、要求事項をより早く発効することが可能となる。例えば、提案している要求事項が2024年1月1日以後開始する事業年度に適用されるとした場合、企業は2023年1月1日からの年度について情報を揃えることが必要となる。企業が比較情報を提供できるようにするために適用を延期する（この例を使用すれば適用日を2025年1月1日に設定するなど）のではなく、この救済措置はISSBがより短い移行期間を検討することを可能にする。企業が当期についてのみ報告することを認めることで、一般目的財務報告の利用者に対し、これらの利用者が求めている情報を企業がより早く提供することが可能となる。

質問14：グローバル・ベースライン

(1) 質問文、(2) 回答の方向性

- IFRSサステナビリティ開示基準は、一般目的財務報告の利用者が企業価値の評価を行うことを可能とするためのニーズを満たすことを意図しており、企業価値の評価のための包括的なグローバル・ベースラインを提供している。その他の利害関係者も、サステナビリティ関連のリスク及び機会の影響（effects）に関心を持っている。それらのニーズは、規制当局や法域を含む、他者によって設定された要求事項によって満たされる可能性がある。ISSBは、そのような他者による要求事項が、IFRSサステナビリティ開示基準によって設定された包括的なグローバル・ベースラインの上に構築されることを意図している。
- 本公開草案の提案の中で、IFRSサステナビリティ開示基準がこのような形で利用されることを制限すると考えられる特定の側面はあるか。ある場合、それはどの側面で、それはなぜか。また、代わりに何を提案し、それはなぜか。

【回答の方向性】

- 「3. 総論について（主要な論点）」での議論を踏まえ、回答案を検討する。
（なお、回答内容については質問1と一部重複する可能性もある）
また、回答案作成にあたっては、S2に対する回答案と平仄を取る。

質問14：グローバル・ベースライン

(参考) 公開草案の関連箇所 ①提案の背景

- ISSBの基準はグローバルベースラインの位置づけであって、規制当局がより広いその他のステークホルダーのニーズに対応する基準を上乗せすることは可能と明記している。
- その前段でISSB基準はEUの基準開発を念頭に置きつつ開発したものである旨に言及。公開草案からはEUはビルディング・ブロックの2階部分の位置づけと読み取れる。

結論の根拠：BC77項-BC79項

- BC77 ISSBの目的は、資本市場のニーズを満たすためのサステナビリティ開示の要求事項に関する包括的なグローバル・ベースラインを開発することである。EUを含む一部の法域は、投資者よりも幅広い範囲の利害関係者に焦点を当てた公共政策の取組みを反映する提案を開発している。本公開草案はこれを念頭に開発された。
- BC78 IFRSサステナビリティ開示基準は、要求事項のグローバル・ベースライン（ビルディング・ブロック・アプローチ）を提供する。規制当局は、IFRSサステナビリティ開示基準の使用を要求し、必要に応じて他の利害関係者の情報ニーズを満たす情報でそれを補足することによって、公共政策ニーズを満たすことができる。本公開草案は、IFRSサステナビリティ開示基準で要求される情報に加えて、公共政策の目的を満たすために必要な情報を企業が報告することを認めている。ただし、この追加の情報がISSBの基準で要求される情報を覆い隠さないことが条件である。
- BC79 ISSB基準のグローバル・ベースラインを設けることで、国際的な比較可能性が向上する。また、ISSBの要求事項が変更される場合に、関連する基準書を適用するすべての企業について変更されることも確保される。IFRSサステナビリティ開示基準が要求する情報は、公共政策上の理由で要求される情報と重複（overlap）する可能性が高い。その理由は、とりわけ、社会に関連する情報は、投資者が企業価値を評価するにあたり関連する可能性が高いからである。

質問15：デジタル報告

(1) 質問文、(2) 回答案の方向性

- ISSBは、作業開始当初から、IFRSサステナビリティ開示基準に従って作成されたサステナビリティ関連財務情報のデジタル消費を可能にすることを優先的に行う予定である。紙ベースの消費と比較した場合のデジタル消費の主要な利点は、情報の抽出及び比較を容易にする、アクセス性の向上である。IFRSサステナビリティ開示基準に従って提供された情報のデジタル消費を促進するために、IFRS財団はIFRSサステナビリティ開示タクソミを開発している。本公開草案及びIFRSS2号「気候関連開示」[案] がタクソミの源泉である。
- タクソミのスタッフ草案は、本公開草案の公表後すぐに公表される予定であり、タクソミの重要な（essential）提案の概要を含むスタッフ・ペーパーが添付される予定である。後日、タクソミの提案の公開草案が、ISSBによって公開協議のために公表される予定である。
- 本公開草案の作成に関連して、タクソミ及びデジタル報告の開発を促進するようなコメントや提案はあるか（例えば、デジタルでのタグ付けが困難な特定の開示要求など）。

【回答の方向性】

- 本公開草案には、デジタル報告に関する規定はないが、タクソミ及びデジタル報告の開発に向けた積極的な提案が求められているところ、何かコメント等あればいただきたい。

質問16：コスト、便益及び見込まれる影響（effects）

（1）質問文、（2）回答の方向性

- ISSBは、本公開草案の提案の適用がコストと便益を適切にバランスさせることを約束している。
 - a. これらの提案の見込まれる影響を分析する上でISSBが考慮すべき、この提案の適用により見込まれる便益及び適用により見込まれるコストについて、コメントはあるか。
 - b. 提案の継続的な適用にかかるISSBが考慮すべきコストについて、コメントはあるか。

【回答の方向性】

- 本問については、他の問における議論を踏まえて、コストと便益のバランス、及び見込まれる影響について、改めて回答する方向でどうか。

1. 第7回研究会以降の関連動向
 2. ISSB公開草案及び関連公表文書
 3. 総論について（主要な論点）
 4. 全般的な要求事項（S1基準案）に関する主な質問
 - 5. 気候関連開示（S2基準案）に関する主な質問**
- （参考）その他の質問

質問 1 : 本公開草案の目的

(1) 質問文

- 本公開草案の第1項は目的を示しており、企業は、一般目的財務報告の利用者が以下を可能とする、気候関連のリスク及び機会に対するエクスポージャーに関する情報を開示することが要求されているとしている。
 - 気候関連のリスク及び機会が企業の企業価値に与える影響を評価すること
 - 企業による資源の利用とそれに対応するインプット、活動、アウトプット及び結果が、気候関連のリスク及び機会に対する企業の対応とこれを管理するための戦略をどのように支援しているのかを理解すること、及び
 - 企業の計画、ビジネスモデル及びオペレーションを、気候関連のリスク及び機会に適応させるための企業の能力を評価すること
- 結論の根拠の BC21 項からBC22 項は、本公開草案の提案の理由を述べている。

- a. 本公開草案で設定された**目的に賛成するか**。賛成又は反対の理由は何か。
- b. 目的は、**一般目的財務報告の利用者が、気候関連のリスク及び機会が企業価値に与える影響を評価できるような情報に焦点を当てているか**。
- c. 本公開草案で示した**開示要求は、第 1 項で述べた目的を満たしているか**。その理由又はそうでない理由は何か。そうでない場合、代わりに何を提案し、それはなぜか。

質問 1 : 本公開草案の目的

(2) 回答の方向性

- 質問a.について

- 本公開草案では、気候関連開示の利用者を一般目的財務報告の利用者（投資家、貸し手、その他債権者）と定義した上で、重大な気候関連のリスク及び機会が企業価値に与える影響について、それらの利用者が評価することが可能とすることを目的として定めている。
- これは、「基礎的見解」において、サステナビリティ関連財務情報が企業価値と明確に結びつけられる形で定義されたことに対して賛同を示したことと同様に、基本的に賛成できる考え方と考えられるか。

- 気候関連開示のタイトルについて

- 「基礎的見解」では、気候関連開示のタイトルを「気候関連財務情報開示基準」とすることを提案した。
- 公開草案のタイトルは変更されていないが、開示項目の目的の項において「気候関連財務開示」であることが明記されている。
- 改めてタイトルの変更を提案するべきか、あるいは、S2基準によって開示されるべき情報は十分に明確化されたと考えて良いか。

- 「重要性のある情報」の開示について

- 本公開草案では、第1項においてS2基準案の目的が定められており、気候関連開示において「重大な（significant）気候関連のリスク及び機会」に関する情報が要求されていることが理解できる。
- 続く第2項においては、「S1基準案に従い、気候関連開示を行う際にS2基準案を適用しなければならない」ことが定められている。
- 他方、S2基準が単独で適用される可能性※を踏まえると、S2基準案においても、「重要性がある情報を開示しなければならない」旨を明示的に規定すべきか。

※質問14（発効日）及びBC193項を踏まえると、S2基準案に比べ、S1基準案は導入に長期間を要する可能性があると考えられており、S2基準はS1基準よりも早く発効される可能性もある。

質問 1 : 本公開草案の目的 (参考) 公開草案・結論の根拠の関連箇所

公開草案 : 1項-2項

- IFRS S2号「気候関連開示」[案]の目的は、企業に重大な（significant）気候関連のリスク及び機会に対するエクスポージャーに関する情報を開示することを要求することにより、企業の一般目的財務報告の利用者が以下を可能とすることにある。
 - 重大な（significant）気候関連のリスク及び機会が企業の企業価値に与える影響（effects）を評価すること
 - 企業による資源の利用とそれに対応するインプット、活動、アウトプット及び結果が、重大な（significant）気候関連のリスク及び機会に対する企業の対応とこれを管理するための戦略をどのように支援しているのかを理解すること、及び
 - 企業の計画、ビジネスモデル及びオペレーションを、重大な（significant）気候関連のリスク及び機会に適応させるための企業の能力を評価すること
- 企業は、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」[案]に従い、気候関連開示を作成及び開示する際に本基準を適用しなければならない。

結論の根拠 : BC21項-BC22項

- BC21 本公開草案は、企業に重大な（significant）気候関連のリスク及び機会に対するエクスポージャーに関する情報を開示することを要求することにより、企業の一般目的財務報告の利用者が以下を可能とするという目的を有している。
- 気候関連のリスク及び機会が企業の企業価値に与える影響（effects）を評価すること
 - 企業による資源の利用とそれに対応するインプット、活動、アウトプット及び結果が、重大な（significant）気候関連のリスク及び機会に対する企業の対応とこれを管理するための戦略をどのように支援しているのかを理解すること。及び
 - 企業の計画、ビジネスモデル及びオペレーションを、重大な（significant）気候関連のリスク及び機会に適応させるための企業の能力を評価すること
- BC22 これらの目的を達成するために本公開草案で採用されたアプローチは、企業の気候関連のリスク及び機会の完全な理解を行うためには、ガバナンス、戦略、リスク管理並びに指標及び目標に関連した情報の組合せが必要となるという見解を反映している。ガバナンス及びリスク管理に関連して提案されている要求事項は、主として、一般目的財務報告の利用者に、気候関連のリスク及び機会の識別、評価及び監督についての企業の内部組織及びプロセスについての理解を提供する。戦略並びに指標及び目標に関連して提案されている要求事項は、主として、具体的な気候関連のリスク及び機会（レジリエンス、見通し及びKPIに関する情報を含む）に対する企業の戦略的対応についての理解を提供する。

(参考)「基礎的見解」における言及 (気候関連「財務情報」の明確化)

- 「基礎的見解」においては、気候関連開示のタイトルを「気候関連財務情報開示基準」とすることを提案。
- 公開草案のタイトルは変更されていないが、開示項目の目的の項において「気候関連財務開示」であることが明記されている。

基礎的見解

最初に、本基準プロトタイプタイトルにおいて、本気候基準によって開示すべき情報をより明確にすることを提案したい。パラグラフ 1 において、本基準の目的は、気候関連リスクと機会へのエクスポージャーに関する情報を開示することにより、一般目的財務報告の利用者による企業価値評価を支援することであると定められている。これは、全般的要求事項に定められたサステナビリティ関連財務開示の目的（一般目的財務報告の主要な利用者の投資判断等に有用な情報を提供する）とも合致している。一方、本基準のタイトルは「Climate-related Disclosures」とされており、開示すべきリスクや機会の範囲を誤解する可能性があるため、これは「気候関連財務情報開示基準（Climate-related Financial Information Disclosure Standard）」とすべきである。

公開草案

- 公開草案のタイトルは「IFRS S2号 気候関連開示」とされており、「財務情報」という言葉は含まれていない。
- 他方、開示項目（4つの柱）の目的の項において、「気候関連財務開示」であることが明記されている。
 - 4 ガバナンスに関する気候関連財務開示の目的は、一般目的財務報告の利用者が、気候関連のリスク及び機会をモニタリングし管理するために用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続を理解できるようにすることにある。
 - 7 戦略に関する気候関連財務開示の目的は、一般目的財務報告の利用者が、重大な（significant）気候関連のリスク及び機会に対処する企業の戦略を理解できるようにすることにある。
 - 16 リスク管理に関する気候関連財務開示の目的は、一般目的財務報告の利用者が、気候関連のリスク及び機会を識別、評価及び管理する単一又は複数のプロセスを理解できるようにすることにある。
 - 19 指標及び目標に関する気候関連財務開示の目的は、一般目的財務報告の利用者が、重大な（significant）気候関連のリスク及び機会を企業がどのように測定し、モニタリング及び管理するのかについて理解できるようにすることにある。

質問3：気候関連のリスク及び機会の識別

(1) 質問文

- 本公開草案の第9項は、重大な（significant）気候関連のリスク及び機会並びにそれらが短期、中期又は長期にわたり、企業のビジネスモデル、戦略及びキャッシュ・フロー、ファイナンスへの企業のアクセス並びに企業の資本コストに影響を与えることが合理的に予想される時間軸を識別し、開示することを企業に求めることを提案している。第9項(a)に記載された重大な（significant）気候関連のリスク及び機会を識別する際、企業は、産業別開示要求（付録 B）に定義された開示トピックを参照することが要求されることとなる。
- 結論の根拠のBC64項からBC65項は、本公開草案の提案の背景となる理由を説明している。

- a. 重大な気候関連のリスク及び機会を識別し、その内容を開示するという要求事項は、十分に明確であるか。その理由又はそうでない理由は何か。
- b. 気候関連のリスク及び機会を識別し説明する際に、**（産業別要求事項で定義された）開示トピックの適用可能性を検討するという提案に賛成するか**。賛成又は反対の理由は何か。このことは、開示の関連性及び比較可能性の改善につながると考えるか。その理由又はそうでない理由は何か。そのような開示の関連性及び比較可能性を改善させる可能性のある追加的な要求事項はあるか。ある場合、何を提案し、それはなぜか。

質問3：気候関連のリスク及び機会の識別

(2) 回答の方向性

- 質問b.について
 - 気候関連のリスク及び機会を識別し説明する際に、産業別開示要求において定義された開示トピックの適用可能性を検討することは、具体的なリスク及び機会を企業が検討するにあたり、有用な出発点となる可能性があり、総論における二段階アプローチの議論と整合的と捉えられるところ、開示トピックを参照することについては賛成を示しても良いか。
- 第11項について
 - 他方、第11項は、第12項から第15項にかかる開示を行う際に、「産業横断的指標カテゴリー及び開示トピックを伴う産業別の指標の適用可能性を参照し、考慮しなければならない」と定められている。
 - この点について、総論における記載の検討と併せて、その課題を指摘する方向で良いか。

質問3：気候関連のリスク及び機会の識別

(参考) 公開草案の関連箇所 (プロトタイプからの主な変更点)

- 第10項に、重大な気候関連のリスク及び機会の識別に際して、産業別開示要求の開示トピックを参照しなければならないことが追加された。

公開草案：9項-11項

- 9 企業は、一般目的財務報告の利用者が、短期、中期又は長期にわたり、企業のビジネスモデル、戦略及びキャッシュ・フロー、ファイナンスへの企業のアクセス並びに企業の資本コストに影響を与えることが合理的に予想される重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会を理解できるようにする情報を開示しなければならない。具体的には、企業は以下を開示しなければならない。
 - (a) 重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会に関する記述と、重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会が、短期、中期又は長期にわたり、企業のビジネスモデル、戦略及びキャッシュ・フロー、ファイナンスへの企業のアクセス並びに企業の資本コストに影響を与えることが合理的に見込まれる時間軸に関する記述
 - (b) 企業がどのように短期、中期及び長期を定義し、それらの定義がどのように企業の戦略計画の時間軸及び資本配分計画とつながっているか
 - (c) 識別されたリスクが、物理的リスク又は移行リスクのどちらであるか。例えば、急性の物理的リスクにはサイクロンや洪水といった極端な気象事象の深刻さの増大、慢性の物理的リスクの例には海面の上昇又は平均気温の上昇が含まれる。移行リスクには、規制、技術、市場、法律又は風評に関するリスクが含まれることがある。
- 10 第9項に記載した重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会の識別に際し、企業は産業別開示要求 (付録B) において定義される開示トピックを参照しなければならない。
- 11 第12項から第15項の要求事項を満たすための開示を作成する際、第20項に記載したとおり、企業は、産業横断的指標カテゴリー及び開示トピックを伴う産業別の指標の適用可能性を参照し、考慮しなければならない。

質問3：気候関連のリスク及び機会の識別 (参考) 結論の根拠の関連箇所

結論の根拠：BC64項-BC65項

物理的リスク及び移行リスク

- BC64 本公開草案で示したISSBの提案は、気候関連のリスクの2つの基本的なカテゴリーを区別している。移行リスクと物理的リスク(BC23項からBC27項参照)である。これらのリスクについて提案されている要求事項は、企業がさらされている重大な(significant)移行リスク及び物理的リスクに関する統合された開示の組合せに基づいており、以下のもので構成される。リスクの識別、評価及び管理についての定性的情報及び定量的情報、リスクに対する企業の対応及びリスク管理に関する戦略、リスクが財務業績及び財政状態に与える現在の及び予想される(anticipated)影響(implications)、これらのリスクをモニタリングし管理するために使用している指標及び目標である。(企業の目的に対して重大な(significant)影響(implications)を有する場合の) 具体的な移行リスク及び物理的リスクは、企業のビジネスモデル、セクター、所在地及びその他の状況に応じて異なることが予想され(expected)、したがって、本公開草案に従って開示される具体的な情報は企業ごとに異なることとなる。産業別要求事項において識別された開示トピック(BC123項からBC129項参照)は、対処する必要がある可能性がある具体的なリスク及び機会を企業が考慮するための有用な出発点となる可能性がある。
- BC65 「移行リスク」及び「物理的リスク」を幅広いカテゴリーとして使用することには異論はないことが予想される(expected)。これらのカテゴリーは幅広く認知され使用されているからである。しかし、気候関連のリスクの識別、評価及び管理は進展中の分野である。主要な課題には、データの利用可能性、事業レベルで適用可能な方法論及びモデル(特に物理的リスクの評価に関して)が、気候関連のリスクの財務上の影響(implications)とともに含まれる。したがって、本公開草案は、物理的リスク及び移行リスクに対する企業の戦略のレジリエンスに関する要求事項など、さまざまな分析が提供される開示の基礎となることを容認し、その結果として、さまざまな現在の実務について進展中の実務とともに考慮に入れた要求事項を含んでいる。

質問4：企業のバリュー・チェーンにおける気候関連のリスク及び機会の集中

(1) 質問文

- 本公開草案の第12項は、一般目的財務報告の利用者が、バリュー・チェーンを含む企業のビジネスモデルにおける重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会の影響を理解できるように設計された開示を要求することを提案している。当該開示要求は、測定上の課題（例えば、物理的リスクや信頼性のある地理的情報の入手可能性）と、利用者が企業のバリュー・チェーンにおける重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会の影響 (effects) を理解するために必要な情報との間で、バランスをとることを追求している。
- その結果、本公開草案は、企業のバリュー・チェーンにおける重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会の現在の及び予想される (anticipated) 影響 (effects) に関する定性的な開示要求の提案が含まれている。また、本提案では、企業のバリュー・チェーンにおいて、重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会がどこに集中しているかを開示することを求めている。
- 結論の根拠のBC66項からBC68項は、本公開草案の提案の背景となる理由を説明している。

- a. 重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会が企業のビジネスモデルやバリュー・チェーンに与える影響 (effects) について、提案されている開示要求に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。
- b. 企業の気候関連のリスク及び機会の集中について要求される開示は、定量的ではなく定性的であるべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、何を提案し、それはなぜか。

(Do you agree that the disclosure required about an entity's concentration of climate-related risks and opportunities should be qualitative rather than quantitative? Why or why not? If not, what do you recommend and why?)

質問4：企業のバリュー・チェーンにおける気候関連のリスク及び機会の集中

(2) 回答の方向性

- 質問a.について
 - バリュー・チェーン分析の結果を開示することについては、産業界から様々な懸念が示されている。
 - 例えば、バリュー・チェーン分析の結果を開示することにより、取引先の情報が開示されることになるが、各企業の技術を支えるサプライヤー情報を開示することは、企業の競争戦略上、困難である可能性が高い。また、特定の取引先のリスク情報を開示すること、及びバリュー・チェーンのどこに気候関連のリスク及び機会が集中しているかを開示することは、取引先との関係上、困難である可能性が高い。
 - 「基礎的見解」で示したとおり、企業は、自身の競争上の地位等を害するおそれのある情報の開示を求められるべきではないことから、企業の競争力に関連する情報については、基準の要求事項であっても開示する必要がないことを明確にすべきであることを、再度提案することは妥当か。
- 質問b.について
 - 企業の気候関連のリスク及び機会の集中についての情報について、定量的に示すのは非常に難しいことから、定性的な情報が多くなることが予想される。
 - この点、「結論の根拠」において、「関連性のある定量的開示は作成者に測定の困難を生じさせる可能性がある」「（定性的開示が提案されていることについて）このアプローチは、適切なバランスを達成して、一般目的財務報告の利用者にとって意思決定に有用な情報を、過大なコストを作成者に生じさせたり作成者に過大な労力を要求したりせずに促進するように設計されている。」と記載されていることは、産業界の懸念について適切な現状認識を持っていると評価して良いか。
 - しかし、「定性的であるべき」と定める必要はなく、どのような情報を開示すべきかについては、情報の利用可能性や重要性を踏まえ、企業の判断に基づくべきであるという方向性を示すことが妥当か。

質問 4 : 企業のバリュー・チェーンにおける気候関連のリスク及び機会の集中 (参考) 公開草案の関連箇所

公開草案 : 12項

- 12 企業は、一般目的財務報告の利用者が、重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会が企業のビジネスモデルに与える現在の及び予想される (anticipated) 影響 (effects) に関する企業の評価を理解できるようにする情報を開示しなければならない。具体的には、企業は以下を開示しなければならない。
- (a) 重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会が企業のバリュー・チェーンに与える現在の及び予想される影響 (effects) の記述、及び
 - (b) 企業のバリュー・チェーンのどの部分に重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会が集中しているか (例えば、地域、施設若しくは資産の種類、インプット、アウトプット又は流通チャネル) の記述

質問4：企業のバリュー・チェーンにおける気候関連のリスク及び機会の集中 (参考) 結論の根拠の関連箇所

結論の根拠：BC66項-BC68項

- BC66 本公開草案は、一般目的財務報告の利用者が、気候関連のリスク及び機会が企業のビジネスモデル（バリュー・チェーンを含む）に与える影響（impact）を理解できるように設計された開示要求の提案を含んでいる。IFRSS1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」[案]は、本公開草案に適用されるバリュー・チェーンの定義を提案している。「報告企業のビジネスモデル及びその事業を取り巻く外部環境に関連する活動、資源及び関係の全範囲」というものである。この定義はさらに、バリュー・チェーンには、製品又はサービスの構想から提供、消費及び寿命まで、企業が使用し依存する活動、資源及び関係が含まれることを明確化している。この定義は意図的に幅広くしている。しかし、このことは、企業のバリュー・チェーンに影響を与える（affecting）気候関連のリスク及び機会のすべてに関する情報を企業が提供しなければならないことを意味しない。本公開草案が企業に提供を要求することとなる情報は、一般目的財務報告の利用者が企業の企業価値を評価できるようにする情報に限定されており（このため、バリュー・チェーンから生じる影響（impact）はこの評価に関連がある必要がある）、また、提供される情報は重要性がある（material）ものである。
- BC67 当該開示要求は、測定上の課題と、企業のバリュー・チェーンのどこに重大な（significant）気候関連のリスク及び機会が集中しているかを理解するために一般目的財務報告の利用者が必要とする情報との間で、バランスを取ろうとしている。例えば、物理的な気候関連のリスクに対する企業のサプライチェーンのレジリエンスを評価する上で、信頼性のある（reliable）地域固有の情報の価値を利用者は強調している。しかし、関連性のある定量的開示は作成者に測定の困難さを生じさせる可能性がある。この結果、本公開草案には、企業のバリュー・チェーンにおける重大な（significant）気候関連のリスク及び機会の現在の及び予想される（anticipated）影響（effects）に関する定性的開示の提案を含んでいる。また、当該提案では、重大な（significant）気候関連のリスク及び機会が企業のバリュー・チェーンのどこに集中しているかを開示することも企業に要求することとなる。
- BC68 このアプローチは、適切なバランスを達成して、一般目的財務報告の利用者にとって意思決定に有用な情報を、過大なコストを生成者に生じさせたり作成者に過大な労力を要求したりせずに促進するように設計されている。

(参考) 基礎的見解における言及 (営業機密の取り扱いの明確化)

- 「基礎的見解」においては、企業の競争力に関連する情報については、基準の要求事項であっても開示する必要がないことを明確化するよう提案。
- 公開草案において、これに対応する記載は見られない。

基礎的見解

営業機密の取り扱いの明確化

- 企業は自身の競争上の地位等を害するおそれのある情報の開示を求められるべきではないことを確認したい。
(例)
 - ✓ パラグラフ 7.(b)は、バリューチェーン分析の結果を示すことを求めているが、各企業の技術を支えるサプライヤー情報や、特定の取引先のリスク情報を開示することは難しい可能性がある。
 - ✓ パラグラフ 8.(a)i.及び ii.で求められている資金調達や研究開発の情報は、重要な営業機密を含む可能性があり、全てを開示することは困難な可能性がある。
 - ✓ パラグラフ 9.(b)では企業の将来の資本配分計画や資金源の開示を求めているが、競争上の悪影響の発生及び調達コストの悪化の可能性が考えられる。
- このような企業の競争力に関連する情報については、基準の要求事項であっても開示する必要がないことが明確にされるべきであり、目的又は範囲のセクションにおいて但し書きを追加することを提案する。

公開草案

- 企業の競争力に関連する情報について、基準の要求事項であっても開示する必要がないことを明確化する但し書き等は見られない。

質問6：現在の及び予想される影響

(1) 質問文

- 本公開草案は、重大な（significant）気候関連のリスク及び機会について、将来予想される影響（effect）に関する情報を開示することを企業に求めることを提案している。本公開草案では、このような情報を定量的に提供する場合、単一の金額又は金額の範囲として表すことができるとしている。範囲を開示することで、企業にとって金額化された影響（effect）に関連する潜在的な結果についての著しい（significant）変動性（variance）を伝えることができる。一方、結果がより確実である場合には、単一の値の方がより適切である場合がある。
- TCFDの2021年のステータス・レポートは、TCFD提言を用いた気候関連のリスク及び機会に関する予想される財務的影響（effect）の開示は、ほとんど開示が行われていない分野であると識別された。課題としては、組織間の整合性、データ、リスク評価及び財務上の勘定における影響（effects）の帰属の難しさ、事業の時間軸と比較して気候関連のリスク及び機会に関する時間軸が長いこと、結果を公開するための承認の確保が含まれる。気候関連のリスク及び機会が企業に与える影響（effects）に関する具体的な情報を提供する場合、気候関連のリスク及び機会の財務的影響（effects）の開示はさらに複雑になる。財務的影響（effects）は、他のサステナビリティ関連のリスク及び機会との組合せによるものである可能性があり、気候関連開示の目的のために分離できない可能性がある（例えば、ある資産の価値にリスクがあると考えられる場合には、気候が当該資産の価値に及ぼす影響（effects）を他のリスクから分離して別個に識別することが困難な場合がある）。
- 気候関連開示のプロトタイプを開発する際、一部の作成者との対話を通じて、TRWGのメンバーから同様の懸念が示された。また、気候の結果と、その結果が特定の企業に与える影響（effect）の両方に関する不確実性の程度により、単一の見積りを提供することが困難であることも強調された。この結果、本公開草案では、これらの課題と、予想される（anticipated）金額的影響（effects）を範囲又は単一の推定値で開示することを認めることにより、気候関連の課題が現在の並びに短期、中期及び長期にわたって企業の財政状態及び財務業績にどのように影響（effects）するかについて一般目的財務報告の利用者に情報を提供することとのバランスを取ろうとしている。

質問6：現在の及び予想される影響

(1) 質問文（続き）

- 本公開草案は、重大な（significant）気候関連のリスク及び機会が、企業の当報告期間の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響（effects）、並びに短期、中期及び長期にわたり予想される（anticipated）影響（effects）（気候関連のリスク及び機会が企業の財務計画にどのように含まれているかを含む）を開示するよう企業に求めることを提案している（第14項）。また、この要求事項は、企業が当該情報を定量的に提供することができない場合（その場合、情報を定性的に提供しなければならない）を除き、定量的情報の開示を求めることにより潜在的な測定上の問題に対処しようとしている。
- 結論の根拠の BC96 項から BC100 項は、公開草案の提案の背景となる理由を述べている。

- a. 企業は、気候関連のリスク及び機会の現在の及び予想される（anticipated）影響（effects）について、定量的情報を開示できない場合を除き、定性的情報を提供しなければならないという提案に賛成するか（第14項参照）。賛成又は反対の理由は何か。
- b. 気候関連のリスク及び機会が、報告期間に係る企業の財務業績、財政状態及びキャッシュ・フローに与える財務的影響（effects）に関して提案されている開示要求に賛成するか。賛成しない場合、何を提案し、それはなぜか。
- c. 気候関連のリスク及び機会が、短期、中期及び長期にわたり企業の財政状態及び財務業績に与える予想される（anticipated）影響（effects）に関して、提案されている開示要求に賛成するか。賛成しない場合、どのような提案をするのか及びその理由を説明されたい。

質問6：現在の及び予想される影響

(2) 回答の方向性

- 質問a.及びb.について
 - 気候関連のリスク及び機会に関する財務的影響については、組織間の整合性、データ、リスク評価及び財務上の勘定における影響（effects）の帰属の難しさ、事業の時間軸と比較して気候関連のリスク及び機会に関する時間軸が長いこと、結果を公開するための承認の確保等の課題があるとの認識をISSBが有していることが確認できる（BC98項）。
 - 財務的影響に関する情報へのニーズは高いものと考えられるが、産業界の意見等を踏まえて、回答案を作成することとした。
- 質問c.について
 - 本要求事項については、産業界から以下のような懸念が示されている。
 - 機会は将来情報であり、不確かな見込み情報を開示することになる。また、企業間競争で戦略として開示できないものもある。将来情報ではなく事実に基づく開示義務にすべき。
 - 将来予測に関する財務的影響については、「免責事項」という位置づけを明確にしておかないと、企業側も開示に足踏みするだろう。
 - 企業の将来計画や資金調達の開示を求めているが、以下のような悪影響が発生するリスクがある。
 - 大型買収・売却について、事前に公開する場合、競合企業が案件の先取りを行うリスク
 - 資金調達方法について、事前に公開する場合、調達環境に影響を与え、競争が激しくなることで調達コストが悪化するリスク
 - 結論の根拠で指摘されているとおり、企業によって予想されるリスク及び機会、並びにその影響といった情報は、より多くの情報に基づいた企業価値評価を可能にするものであると理解。
 - 一方、上記懸念等も踏まえ、将来予測情報について開示を行う際には、その実現を約束するものではないという趣旨の注意表示を予め付記することを認めておくことを、「基礎的見解」と同様に、改めて提案する方向は妥当か。

質問6：現在の及び予想される影響

(参考) 公開草案の関連箇所・プロトタイプからの主な変更点

- 企業は、定量的情報を提供しなければならない（単一の金額又は範囲で表示することができる）が、それができない場合は、その理由を説明し、定性的情報を提供しなければならない旨が明確化された。

公開草案：14項

企業は、一般目的財務報告の利用者が、重大な（significant）気候関連のリスク及び機会が、報告期間の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響（effects）、並びに、短期、中期及び長期にわたり予想される（anticipated）影響（effects）（気候関連のリスク及び機会がどのように企業の財務計画に含められているかを含む）を理解できるようにする情報を開示しなければならない。企業は、そうすることができない場合を除き、定量的情報を開示しなければならない。企業は、定量的情報を提供することができない場合、定性的情報を提供しなければならない。定量的情報を提供する場合、企業は単一の金額又は金額の範囲を開示することができる。具体的には、企業は以下を開示しなければならない。

- (a) 重大な（significant）気候関連のリスク及び機会が、企業が直近で報告した財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローにどのような影響を与えたか
- (b) 翌会計年度中に財務諸表で報告される資産及び負債の帳簿価額に重要性がある（material）修正が生じる重大な（significant）リスクがある、第14項(b)において識別された気候関連のリスク及び機会に関する情報
- (c) 企業が、重大な（significant）気候関連のリスク及び機会に対処する企業の戦略を踏まえ、企業の財政状態が時間の経過とともにどのように変化することを見込んでいるか。以下を反映する。
 - (i) 企業の現在の及び約束した投資計画並びにそれらが企業の財政状態に与えると予想される（anticipated）影響（effects）（例えば、資本的支出、主要な買収及びダイベストメント、共同支配企業、事業変革、イノベーション、新規の事業地域並びに資産の除却）
 - (ii) 企業の戦略を実施するために計画された資金源
- (d) 企業が、重大な（significant）気候関連のリスク及び機会に対処するための企業の戦略を踏まえ、企業の財務業績が時間の経過とともにどのように変化することを見込んでいるか（例えば、気候変動に関する最新の国際協定と統合的な、低炭素経済に則した製品及びサービスによる売上又はコストの増加、気候事象から生じる資産への物理的な損害、並びに、気候への適応又は緩和のコスト）、及び
- (e) 企業が第14項(a)から(d)の定量的情報を開示することができない場合、その理由の説明

質問6：現在の及び予想される影響 (参考) 結論の根拠の関連箇所

結論の根拠 BC96項-BC100項

- BC96 一般目的財務報告の利用者は、重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会が企業の当報告期間の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響 (effects)、並びに短期、中期及び長期にわたる予想される (anticipated) 影響 (effects) を理解する必要がある。もちろん、財務的影響 (effects) は、企業がさらされている具体的な気候関連のリスク及び機会、並びにそれらの機会を捉えそれらのリスクを管理することに関する戦略的なリスク管理の意思決定から生じる。気候変動に関連した実際の及び予想される (anticipated) 財務的影響 (effects) の開示は、気候関連のリスク及び機会のより効果的な価格設定や、より多くの情報に基づいた企業価値の評価を可能にし、資本の効率的な配分を促進する。
- BC97 本公開草案は、重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会について、将来予想される (anticipated) 影響 (effects) に関する情報を企業が開示するという要求事項を提案している。本公開草案は、このような情報を定量的に提供する場合、単一の金額又は金額の範囲として表すことができると提案している。 範囲を開示することで、企業にとって金額化された影響 (effects) に関連する潜在的な結果についての著しい (significant) 変動性 (variance) を伝えることができる。一方、結果がより確実である場合には、単一の値の方がより適切である場合がある。
- BC98 TCFDの2021年のステータス・レポートは、TCFD提言を用いた気候関連のリスク及び機会に関する予想される財務的影響 (effect) の開示は、ほとんど開示が行われていない分野であると識別された。課題としては、組織間の整合性、データ、リスク評価及び財務上の勘定における影響 (effects) の帰属の難しさ、事業の時間軸と比較して気候関連のリスク及び機会に関する時間軸が長いこと、結果を公開するための承認の確保が含まれる。 気候関連のリスク及び機会が企業に与える影響 (effects) に関する具体的な情報を提供する場合、気候関連のリスク及び機会の財務的影響 (effects) の開示はさらに複雑になる。財務的影響 (effects) は、他のサステナビリティ関連のリスク及び機会との組合せによるものである可能性があり、気候関連開示の目的のために分離できない可能性がある (例えば、ある資産の価値にリスクがあると考えられる場合には、気候が当該資産の価値に与える影響 (effects) を他のリスクから分離して別個に識別することが困難な場合がある)。
- BC99 気候関連開示のプロトタイプを開発する際、一部の作成者との対話を通じて、TRWGのメンバーから同様の懸念が示された。また、気候の結果と、その結果が特定の企業に与える影響 (effects) の両方に関する不確実性の程度により、単一の見積りを提供することが困難であることも強調された。この結果、本公開草案では、これらの課題と、予想される (anticipated) 金額的影響 (effects) を範囲又は単一の推定値で開示することを認めることにより、気候関連の課題が現在の並びに短期、中期及び長期にわたって企業の財政状態及び財務業績にどのように影響 (effects) するかについて一般目的財務報告の利用者に情報を提供することとのバランスを取ろうとしている。
- BC100 本公開草案は、重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会が、企業の当報告期間の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響 (effects)、並びに短期、中期及び長期にわたり予想される (anticipated) 影響 (effects) (気候関連のリスク及び機会が企業の財務計画にどのように含まれているかを含む) を開示するよう企業に求めることを提案している (第14項)。また、この要求事項は、企業が当該情報を定量的に提供することができない場合 (その場合、情報を定性的に提供しなければならない) を除き、定量的情報の開示を求めることにより潜在的な測定上の問題に対処しようとしている。

(参考) 基礎的見解との比較 (将来情報、予測情報の取り扱いの明確化)

- 「基礎的見解」において、企業によって予想されるリスクや機会、影響といった情報は将来予測情報であるため、開示の際には、その実現を約束するものではないという趣旨の注意表示を予め付記することを認めることを提案。
- 公開草案において、**これに対応する記載は見られない。**

基礎的見解

将来情報、予測情報の取り扱いの明確化

- 「5. 戦略」では、短・中・長期にわたって企業に影響を与えることが合理的に予想される気候関連のリスクと機会や、そのリスクと機会がビジネスモデル、戦略と意思決定、財務状態、業績、キャッシュフローに及ぼす影響を開示することが求められている。企業によって予想されるリスクや機会、影響といった情報は、一般目的財務報告の利用者が企業価値を評価する際に大変重要である一方で、これらの情報は将来予測情報であるため、開示を行う際には、その実現を約束するものではないという趣旨の注意表示を予め付記することを認めておくことを提案する。このことにより、企業の積極的な開示を促すことができると考える。

公開草案

- 将来情報、予測情報の実現を約束するものではないという趣旨の注意表示を予め付記することについて、特段記載は見られない。

質問9：産業横断的指標カテゴリーと温室効果ガス排出

(1) 質問文

- 本公開草案は、産業を問わず報告企業間での開示の比較可能性を向上させる目的で、TCFDの産業横断的指標及び指標カテゴリーの概念を組み込むことを提案している。本公開草案の提案は、企業が特定の産業又はセクターに関係なく、（重要性（materiality）の条件のもとで）指標カテゴリーを開示することを企業に要求することとなる。これらの要求事項を提案するにあたり、TCFDの規準（criteria）を考慮した。これらの規準（criteria）は、以下のような指標カテゴリーを識別するために設計された。
 - 気候関連のリスク及び機会の基本的な側面及び要因を示している。
 - 企業が気候関連のリスク及び機会をどのように管理しているかを理解するのに有用である。
 - 気候報告のフレームワーク、融資者、投資者、保険引受人並びに地域及び国の開示要求により広く要請されている。
 - 気候変動が企業に与える財務的影響（effects）を見積もる上で重要（important）である。
- したがって、本公開草案は、すべての企業が開示を要求されることになる7つの産業横断的指標カテゴリーを提案している。すなわち、絶対量及び原単位に基づく温室効果ガス（GHG）排出、移行リスク、物理的リスク、気候関連の機会、気候関連のリスク及び機会に対する資本投下、内部炭素価格、並びに経営者に対する報酬のうち気候関連の考慮事項と結びついているものの割合である。本公開草案は、GHG排出の測定にGHGプロトコルを適用することを提案している。
- GHGプロトコルは、どの排出が企業によるスコープ1、2及び3の計算に含まれるのかの決定にさまざまなアプローチを採用することを認めている。これには、例えば、関連会社などの非連結企業の排出をどのように含めるのかなどが含まれる。このことは、ある企業の財務諸表における他の企業に対する投資に関して情報を提供する方法が、その企業のGHG排出の計算方法と整合しない可能性があることを意味する。また、同じ企業に対する投資を有する2つの企業が、GHGプロトコルを適用する上で行う選択によっては、その投資に関して報告するGHG排出が異なる場合があることも意味している。

質問9：産業横断的指標カテゴリーと温室効果ガス排出

(1) 質問文（続き）

- GHGプロトコルで認められているさまざまなアプローチにもかかわらず、比較可能性を高めるために、本公開草案は、企業が以下を開示しなければならないとすることを提案している。
 - 以下に区分した、スコープ1及びスコープ2の排出
 - 連結会計グループ（親会社及びその子会社）
 - 連結会計グループに含まれない関連会社（associates）、共同支配企業、非連結子会社又は関係会社（affiliates）
 - 関連会社（associates）、共同支配企業、非連結子会社又は連結会計グループに含まれない関係会社（affiliates）に関する排出を含めるために用いたアプローチ（例えば、GHGプロトコルのコーポレート基準における持分割合法又は経営支配法）
- スコープ3のGHG排出の開示は、データの入手可能性、見積りの使用、計算方法及びその他の不確実性の源泉に関連するものなど、多くの課題に直面している。しかし、これらの課題にもかかわらず、スコープ3排出を含むGHG排出の開示については、すべてのセクター及び法域にわたり、開示を提供する企業の数と情報の質の両方において急速に増加している。この進展は、スコープ3排出が、ほとんどの企業にとって、企業のカーボン・フットプリントの最も大きな部分を占めていることから、投資リスク分析の重要な（important）要素であるという認識が広まっていることを反映している。
- 多くの産業において、企業は、バリュー・チェーンの上下両方のスコープ3排出を生む活動に関連するリスク及び機会に直面している。例えば、進展し、ますます厳しくなるエネルギー効率基準に対して、製品設計を通じて対処するか（移行リスク）、又はエネルギー効率の高い製品に対する需要の増加を取り込もうとする、若しくは上流の排出削減を可能にしたり、インセンティブを与えたりしようとする（気候の機会）が必要となることがある。リスク及び機会のこれらの具体的な要因に関連した産業指標と組み合わせることで、スコープ3のデータは、低炭素への移行に企業がどの程度まで適応しているのかを一般目的財務報告の利用者が評価する助けとなることができる。したがって、利用者の評価は、企業及び投資者がバリュー・チェーン全体にわたって最も重大な（significant）GHG削減の機会を識別し、それにより関連するインプット、活動及びアウトプットに関する戦略的及び経営的意思決定に情報をもたらすことを可能にする。

質問9：産業横断的指標カテゴリーと温室効果ガス排出

(1) 質問文（続き）

- スコープ3排出について、本公開草案では以下のように提案している。
 - 企業は上流及び下流の排出をスコープ3排出の測定値（measure）に含めなければならない。
 - 企業はスコープ3排出の測定値（measure）に含めた活動の説明を開示しなければならない。どのスコープ3排出が報告された排出に含まれているのか、又は除外されているのかを一般目的財務報告の利用者が理解できるようにするためである
 - 企業のスコープ3排出の測定値（measure）が企業のバリュー・チェーンに含まれる企業により提供された情報を含む場合、企業はその測定の基礎を説明しなければならない。
 - それらのGHG排出を除いている場合、企業はそれらを省略する理由（例えば、忠実な測定値（measure）を入手することができないため）を記載しなければならない。
- GHG排出カテゴリー以外の産業横断的指標カテゴリーは、本公開草案では幅広く定義されている。しかしながら、本公開草案では、各産業横断的指標カテゴリーについて、企業の指針となるような、強制力を持たない「例示的ガイダンス」が含まれている。
- 結論の根拠の BC105 項から BC118 項では、本公開草案の提案の背景となる理由を述べている。

- a. 産業横断的な要求事項は、セクター及び産業を超えて適用可能な、共通の1組のコアになる気候関連開示を提供することを意図している。産業及びビジネスモデル間での適用可能性や、企業価値評価における有用性を含め、提案されている7つの産業横断的指標カテゴリーに賛成するか。その理由又はそうでない理由は何か。賛成しない場合、何を提案し、それはなぜか。
- b. 産業横断的な比較や企業価値の評価を促進するために有用な、気候関連のリスク及び機会に関する追加的な産業横断的指標カテゴリーはあるか（又は、提案されている中で有用でないものはあるか）。ある場合、それらの開示について説明し、それらが一般目的財務報告の利用者にとって有用である、又は有用でない理由を説明されたい。
- c. スコープ1、スコープ2及びスコープ3排出を定義し、測定するために、GHGプロトコルの使用を企業に要求することに賛成するか。

質問9：産業横断的指標カテゴリーと温室効果ガス排出

(1) 質問文（続き）

- d. 企業が、スコープ1、スコープ2及びスコープ3について、7つの温室効果ガスすべてを集約し、CO2換算で提供することを求める提案に賛成するか。あるいは、スコープ1、スコープ2及びスコープ3排出を、温室効果ガスの成分ごとに分けて開示する（例えば、メタン（CH4）と亜酸化窒素（NO2）を分けて開示する）べきであると考えてるか。
- e. 次のスコープ1及びスコープ2排出を別個に開示することを企業に要求することに賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。
 - (i) 連結企業
 - (ii) 関連会社（associates）、共同支配企業、非連結子会社及び関係会社（affiliates）
- f. 重要性（materiality）を条件に、すべての企業が開示するための産業横断的指標カテゴリーとして、スコープ3排出の絶対総量（absolute gross）を含めるという提案に賛成するか。賛成しない場合、何を提案し、それはなぜか。

質問9：産業横断的指標カテゴリーと温室効果ガス排出

(2) 回答の方向性

● 質問a.～f.について

- 公開草案においては、第21項の産業横断的指標が「産業横断的指標カテゴリー」となり、これに関連する情報を開示しなければならないこととされた。この考え方については、「基礎的見解」における議論と軌を一にするものであり、評価できるものではないか。
- 産業横断的指標カテゴリーの内容については、産業界の意見等を踏まえつつ、回答案を作成したい。
- 回答案作成にあたって留意すべき点、コメント等あれば、いただきたい。

※プロトタイプと比較して追加された要求

第21項(a) (iii)～(vi)：温室効果ガス排出関連

第21項(g)(ii)：気候関連の考慮事項が役員報酬にどのように組み込まれているのかについての記述

● 質問f.について

- スコープ3排出量については、気候関連のリスク及び機会に対する企業のエクスポージャーを反映する重要な指標である一方、結論の根拠にも指摘されているとおり、排出量計測や算定方法の前提条件は依然として精緻化の途上にあり、作成者にとってデータ上及び方法論上の課題を伴っている。
- 質問文中でも、スコープ3のGHG排出の開示については、データの入手可能性、見積もりの使用、計算方法及びその他の不確実性の源泉に関連するものなど、多くの課題に直面していることが述べられている。
- 「基礎的見解」でも求めたとおり、また、最新のTCFDガイダンスにおける扱いと同様、重要性に応じて (subject to materiality) 開示を求めるという扱いが望ましく、基準上その旨を明文化することを提案することが妥当か。

質問9：産業横断的指標カテゴリーと温室効果ガス排出 (参考) 公開草案の関連箇所 (プロトタイプからの主な変更点)

- 19項において、指標と目標に関する気候関連財務開示の目的が明示された。
- 「産業横断的指標カテゴリー及び関連情報」をTCFD提言に沿って記載するよう、要求事項が更新された。指標カテゴリーに関連する情報を開示するようにしたことにより、企業は自社の状況を反映するよう開示を調整することが可能となるとしている。

公開草案：19項-21項

- 19 指標及び目標に関する気候関連財務開示の目的は、一般目的財務報告の利用者が、重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会を企業がどのように測定し、モニタリング及び管理するのかについて理解できるようにすることにある。これらの開示は、企業が設定した目標に向けた進捗を含め、企業がどのように企業のパフォーマンスを評価するのかについて利用者が理解できるようにしなければならない。
- 20 この目的を達成するため、企業は、以下を開示しなければならない。
- (a) 産業横断的指標カテゴリー (第21項参照) (これは、産業及びビジネスモデルに関わらず企業に関連する) に関連する情報
 - (b) 産業別の指標 (「付録B」において定められている) (これは、開示トピックに関連付けられており、産業に参加する企業又はそのビジネスモデル及び基礎となる活動が産業におけるそれらと共通の特徴を共有する企業に関連する)
 - (c) ボード又は経営者が第20項(d)で識別された目標に向けた進捗を測定するために用いる他の指標、及び
 - (d) 気候関連のリスクの軽減若しくはこれへの適応、又は気候関連の機会の最大化のために企業により設定された目標
- 21 企業は、産業横断的指標カテゴリーに関連する以下の情報を開示しなければならない。
- (a) 温室効果ガス排出。企業は以下を開示しなければならない。 (i)~(vi) 略
 - (b) 移行リスク：移行リスクの影響を受けやすい (vulnerable) 資産又は事業活動の金額及びパーセンテージ
 - (c) 物理的リスク：物理的リスクの影響を受けやすい (vulnerable) 資産又は事業活動の金額及びパーセンテージ
 - (d) 気候関連の機会：気候関連の機会と整合した資産又は事業活動の金額及びパーセンテージ
 - (e) 資本投下：気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資の金額
 - (f) 内部炭素価格 (i)~(ii) 略
 - (e) 報酬 (i)~(ii) 略

質問9：産業横断的指標カテゴリーと温室効果ガス排出 (参考) 結論の根拠の関連箇所

結論の根拠：BC105項-BC109項

- BC105 本公開草案は、産業を問わず報告企業間での開示の比較可能性を向上させる目的で、TCFDの産業横断的指標及び指標カテゴリーの概念を組み込むことを提案している。本公開草案の提案は、企業が特定の産業又はセクターに関係なく、（重要性（materiality）の条件のもとで）指標カテゴリーを開示することを企業に要求することとなる。これらの要求事項を提案するにあたり、規準（criteria）を考慮した。これらの規準（criteria）は、以下のような指標カテゴリーを識別するために設計された。
- (a) 気候関連のリスク及び機会の基本的な側面及び要因を示している。
 - (b) 企業が気候関連のリスク及び機会をどのように管理しているのかを理解するのに有用である。
 - (c) 気候報告のフレームワーク、融資者、投資者、保険引受人並びに地域及び国の開示要求により広く要請されている。
 - (d) 気候変動が企業に与える財務的影響（effects）を見積もる上で重要（important）である。
- BC106 したがって、本公開草案は、すべての企業が開示を要求されることになる7つの産業横断的指標カテゴリーを提案している。すなわち、絶対量及び原単位に基づく温室効果ガス（GHG）排出、移行リスク、物理的リスク、気候関連の機会、気候関連のリスク及び機会に対する資本投下、内部炭素価格、並びに経営者に対する報酬のうち気候関連の考慮事項と結びついているものの割合である。本公開草案は、GHG排出の測定にGHGプロトコルを適用することを提案している（BC112項からBC114項参照）。
- BC107 TCFDは、2021年の公開協議において、ほとんどの回答者（75%超）が、産業横断的指標カテゴリーが比較可能性を改善する可能性があることに同意したことを見いだした。TCFDの公開協議は、投資者は圧倒的に（71%から91%）GHG排出、物理的リスク又は移行リスク、気候関連の機会、及び投下資本についての産業横断的指標が非常に有用であると考えたが、内部炭素価格と報酬の指標は相対的に有用性が低い（42%が非常に有用であると考えた）ことも示した。同じ公開協議において、これらの指標カテゴリーの開示の範囲が企業ごとに異なっていることが示された。GHG排出は、回答者の64%が現在開示しているか又は開示を予定していた。残りの産業横断的指標カテゴリーについては、報告企業の25%から47%がすでに開示しているか又は開示を予定していた。
- BC108 GHG排出カテゴリー以外では、本公開草案は、その他の産業横断的指標カテゴリーを幅広く定義している。このことは、提供される情報の比較可能性を低下させる可能性がある」と指摘されている。理解可能性を改善し、適用の手引きとなるために、本公開草案は、産業横断的指標カテゴリーを満たすために使用される可能性のある、強制力のない、設例を提供する適用ガイダンスを提案している。これらの資料はTRWGの気候関連開示プロトタイプにはなく、TCFDの「指標、目標及び移行計画に関するガイダンス」に基づいている。
- BC109 こうした比較可能性の課題にかかわらず、識別された課題（ここで議論した課題を含む）への対処を図りつつ、産業横断的な比較を容易にするための情報を含めることが重要（important）と考えられた。要求される開示の記述が幅広い理由の1つは、この領域における測定の進展の帰結である。企業及び産業が適切な指標を識別する能力はさまざまであり、方法論及びデータの現状は一部の領域においてさらに進化が必要である可能性がある。例えば、移行リスク及び物理的リスクについて要求される情報は、リスクに対し「影響を受けやすい（vulnerable）資産又は事業活動の金額及び範囲」である。この要求事項は、一部の情報について、具体性が低くなることを認めている。多くの企業は、資本的支出を分解して特定の部分を気候関連のリスク及び機会に帰属させることが困難である（特に複数の目標があるプロジェクトについて）と考えることが予想される（expected）からである。最後に、GHG排出はGHGプロトコル基準において十分に定義されているが、当該プロトコルにおけるスコープ3排出の計算は、依然として精緻化の途上であり、作成者にとっての多数のデータ上及び方法論上の課題を伴っている。しかし、スコープ3排出について困難はあるものの、そうしたデータは一般的には、バリュー・チェーン全体にわたりリスク・エクスポージャーの計算への重要なインプットとして一般的に使用されている（金融機関のファイナンスに係る排出（financed emissions）を含む）。

質問9：産業横断的指標カテゴリーと温室効果ガス排出 (参考) 公開草案の関連箇所 (プロトタイプからの主な変更点)

- プロトタイプに比べ、GHG排出量に関する要求事項が拡充された。
- スコープ1、2排出については、①連結会計グループ、②関連会社等 を別個に開示すること、及び②に分類するために用いたアプローチ等の開示が求められている。また、スコープ3排出については、その測定値に含めたカテゴリーや、バリュー・チェーン上の企業から提出された情報の基礎についても説明が求められている。
- スコープ3排出量を開示しない場合には、その理由を記載することが求められている。

公開草案： 21項

21 企業は、産業横断的指標カテゴリーに関連する以下の情報を開示しなければならない。

- (a) 温室効果ガス排出。企業は以下を開示しなければならない。
- (i) 温室効果ガスプロトコル (GHGプロトコル) のコーポレート基準に従って測定し、CO₂換算のメートルトンで表す、報告期間中に企業が生成した温室効果ガス排出の絶対総量 (absolute gross)。以下のように分類する。
- (1) スコープ1排出
 - (2) スコープ2排出
 - (3) スコープ3排出
- (ii) 第21項(a)(i)(1)から(3)の各スコープについての企業の温室効果ガス排出原単位。物理的又は経済的なアウトプットの単位当たりのCO₂換算のメートルトンで表す。
- (iii) 第21項(a)(i)(1)及び(2)に従い開示するスコープ1排出及びスコープ2排出について、企業は以下に関して別個に排出を開示しなければならない。
- (1) 連結会計グループ (親会社及びその子会社)
 - (2) 関連会社 (associates)、共同支配企業、非連結子会社又は第21項(a)(iii)(1)に含まれていない関係会社 (affiliates)
- (iv) 第21項(a)(iii)(2)に含まれる企業の排出を含めるために企業が使用したアプローチ (例えば、GHGプロトコルのコーポレート基準における持分割合法又は経営支配法)
- (v) 第21項(a)(iv)におけるアプローチの選択の単一又は複数の理由及びそれがどのように第19項の開示目的と関連しているか
- (vi) 第21項(a)(i)(3)に従って開示されたスコープ3排出について以下のようにしなければならない。
- (1) 企業は、そのスコープ3排出の測定値 (measure) において上流及び下流の排出を含めなければならない。
 - (2) 一般目的財務報告の利用者が、どのスコープ3排出が報告に含まれているか、又は除外されているかを理解できるようにするため、企業は、そのスコープ3排出の測定値 (measure) に含めたカテゴリーを開示しなければならない。
 - (3) 企業のスコープ3排出の測定値 (measure) に企業のバリュー・チェーンに含まれる企業により提供された情報が含まれる場合、企業は当該測定値の基礎を説明しなければならない。
 - (4) 第21項(a)(vi)(3)のGHG排出を除いている場合、企業はそれらを省略する理由 (例えば、忠実な測定値 (measure) を入手することができないため) を記載しなければならない。

質問9：産業横断的指標カテゴリーと温室効果ガス排出 (参考) 結論の根拠の関連箇所

結論の根拠：BC110項-BC118項

- BC110 気候変動は、大気中のGHG濃度の不均衡によってもたらされる。したがって、基本的な気候関連のリスク指標は、企業のカーボン・フットプリント、すなわち、GHG排出への企業の寄与である。そうした排出に関する開示が一般目的財務報告の利用者にとって意味のあるものとなるためには、企業はGHG排出総量（すなわち、除去の取組み（オフセット及びクレジット）を考慮する前の排出）を開示しなければならないこととなる。GHG排出総量の開示は、企業が自己の排出についてどの程度、軽減させているのかを一般目的財務報告の利用者が決定するのに役立つ。利用者は、企業がGHG排出の純量及び関連するリスクを削減するために採用する可能性のあるさまざまなアプローチを理解する必要もある（本公開草案第13項及びBC76項からBC85項）。この結果、本公開草案は、GHG排出の純量を導き出すために、除去の取組み（オフセット及びクレジット）を区分して開示することを提案している。これにより、企業が排出をオフセットするために他の関係者にどのくらい依拠しているのか（企業GHG排出の純量を削減するために使用している他のアプローチの種類及び質を含む）を利用者が理解できるようになる。
- BC111 総量ベースでの排出の報告は、そこから他のいくつかの気候関連のリスク及び機会の指標（規模について調整された排出原単位指標及び指数を含む）が算定されモニタリングされる基本的データである。排出データは、設備又は産業を比較し、年ごとの排出を追跡し、特定の産業が削減の機会を識別することを助け、財務及び投資のコミュニティに重要な（important）情報を提供し、排出権取引スキームを調整するために使用することができる。移行リスクの指標として、この情報は、もちろん、一般目的財務報告による企業の企業価値の評価にとって重要（important）である。

質問9：産業横断的指標カテゴリーと温室効果ガス排出 (参考) 結論の根拠の関連箇所 (続き)

結論の根拠：BC110項-BC118項 (続き)

- BC112 経済協力開発機構は、GHG排出の測定、報告及び検証についてのさまざまな基準、プロトコル、コード、原則及びガイドン
スが世界中の民間及び公共セクターの取り組みによって開発されてきたが、最も広く使用されている方法論はGHGプロトコル及
び国際標準化機構の基準14064 (GHGプロトコルと互換性がある) であり、他のスキームの多くがこれに依拠していると報
告した。GHGプロトコルのコーポレート基準は2001年に最初に公表され、企業がバリュー・チェーン全体を通じて排出をどのよ
うに測定し説明する (account for) ことができるのかを明確化するために定期的に更新されてきた。GHGプロトコルのコー
ポレート基準は、GHG排出の3つのスコープを報告企業の視点から定義している。
- (a) スコープ1—GHG排出は、所有又は支配する資源からの直接の排出である。
 - (b) スコープ2—GHG排出は、購入したエネルギーの生成から生じた間接的な排出である。
 - (c) スコープ3—GHG排出は、報告企業のバリュー・チェーンにおいて発生するすべての間接的な排出 (スコープ2に含まれて
いないもの) であり、上流と下流の両方の排出が含まれる。スコープ3排出はさらに15のカテゴリーに分解され、そのうち8
つは報告企業からみて上流、7つは報告企業からみて下流である。スコープ3のカテゴリー15は「投資」、すなわち、報告
企業がファイナンスを提供する、第三者が排出したGHGである。投資カテゴリー (「ファイナンスに係る排出 (financed
emissions) 」と呼ばれることもある) は、GHG排出目録の最も大きな (significant) 部分であることが多いため、
金融機関にとって特に重要な (important) 報告カテゴリーである (BC149項からBC172項参照)。
- BC113 本公開草案が提案しているGHG排出に関する開示要求は、GHGプロトコルに基づいている。その理由は以下のとおりである。
- (a) このプロトコルは、企業の排出の真実かつ公正な説明を表すGHG排出目録を企業が作成するための標準化されたアプ
ローチ及び原則を提供している。
 - (b) このプロトコルの使用は、GHG排出目録の調製についての支配的な (predominant) 企業実務と合致する。及び
 - (c) その使用は、さまざまな企業及びGHGプログラム (本公開草案が基礎とするTCFD提言及びSASBスタンダードを含
む) の間でのGHGの説明及び開示の一貫性及び透明性を促進することになる。

質問9：産業横断的指標カテゴリーと温室効果ガス排出 (参考) 結論の根拠の関連箇所 (続き)

結論の根拠：BC110項-BC118項 (続き)

BC114 本公開草案は、企業がGHG排出について、GHGプロトコルのコーポレート基準に従って測定しなければならないとすることを提案している。GHG排出データの収集及び報告は、精密かつ正確な科学ではない。例えば、GHGプロトコルは、どの排出が企業によるスコープ1、2及び3の計算に含まれるのかの決定にさまざまなアプローチを採用することを認めている。これには、例えば、関連会社などの非連結企業の排出をどのように含めるのかなどが含まれる。このことは、ある企業の財務諸表における他の企業に対する投資に関して情報を提供する方法が、その企業のGHG排出の計算方法と整合しない可能性があることを意味する。また、同じ企業に対する投資を有する2つの企業が、GHGプロトコルを適用する上で行う選択によっては、その投資に関して報告するGHG排出が異なる場合があることも意味している。GHGプロトコルで認められているさまざまなアプローチにもかかわらず、比較可能性を高めるために、本公開草案は、企業が以下を開示しなければならないとすることを提案している。

(a) 以下に区分した、スコープ1及びスコープ2の排出

(i) 連結会計グループ（親会社及び子会社）に関するもの、及び

(ii) 関連会社（associates）、共同支配企業、非連結子会社又は連結会計グループに含まれない関係会社（affiliates）に関するもの、並びに

(b) 関連会社（associates）、共同支配企業、非連結子会社又は連結会計グループに含まれない関係会社（affiliates）に関する排出を含めるために用いたアプローチ（例えば、GHGプロトコルのコーポレート基準における持分割合法又は経営支配法）

BC115 一部の産業に属する企業にとっては、産業別要求事項（BC123項からBC172項参照）が、スコープ1排出に関する追加の情報の開示を提案している。他の産業の企業については、産業別要求事項がスコープ2排出の重要な（important）要因である企業のエネルギー管理実務に関する情報の開示を提案している。

質問9：産業横断的指標カテゴリーと温室効果ガス排出 (参考) 結論の根拠の関連箇所 (続き)

結論の根拠：BC110項-BC118項 (続き)

BC116 スコープ3について、本公開草案は以下を提案している。

- (a) 企業は上流及び下流の排出をスコープ3排出の測定値に含めなければならない。
- (b) 企業はスコープ3排出の測定値に含めた活動の説明を開示しなければならない。どのスコープ3排出が報告された排出に含まれているのか、又は除外されているのかを一般目的財務報告の利用者が理解できるようにするためである。例えば、企業は顧客に売却した製品の外国向け物流のために購入する第三者の輸送及び配送サービスから生じたGHG排出に関するリスク又は機会にさらされていることがある。企業は、一般目的財務報告の利用者にとって企業の企業価値の評価において重要性がある (material) 場合には、そのような排出に関する情報を含めることとなる。
- (c) 企業のスコープ3排出の測定値が企業のバリュー・チェーンに含まれる企業により提供された情報を含む場合、企業はその測定の基礎を説明しなければならない。
- (d) B116項(c)のGHG排出を除いている場合、企業はそれらを省略する理由 (例えば、忠実な測定値 (measure) を入手することができないため) を記載しなければならない。

BC117 特に、スコープ3のGHG排出の開示は、データの入手可能性、見積りの使用、計算方法及びその他の不確実性の源泉に関連するものなど、多くの課題に直面している。しかし、これらの課題にもかかわらず、スコープ3排出を含むGHG排出の開示については、すべてのセクター及び法域にわたり、開示を提供する企業の数と情報の質の両方において急速に増加している。この進展は、スコープ3排出が、ほとんどの企業にとって、企業のカーボン・フットプリントの最も大きな部分を占めていることから、投資リスク分析の重要な (important) 要素であるという認識が広まっていることを反映している。多くの産業において、企業は、バリュー・チェーンの上下両方のスコープ3排出を生む活動に関連するリスク及び機会に直面している。例えば、進展し、ますます厳しくなるエネルギー効率基準に対して、製品設計を通じて対処するか (移行リスク) 、又はエネルギー効率の高い製品に対する需要の増加を取り込もうとする、若しくは上流の排出削減を可能にしたり、インセンティブを与えたりしようとする (気候の機会) が必要となることがある。リスク及び機会のこれらの具体的な要因に関連した産業指標と組み合わせることで、スコープ3のデータは、低炭素への移行に企業がどの程度まで適応しているのかを一般目的財務報告の利用者が評価する助けとなることができる。したがって、利用者の評価は、企業及び投資者がバリュー・チェーン全体にわたって最も重大な (significant) GHG削減の機会を識別し、それにより関連するインプット、活動及びアウトプットに関する戦略的及び経営的意思決定に情報をもたらすことを可能にする。

BC118 これらの考慮事項は、直接的及び間接的なGHG排出をネット・ゼロに削減する公約をした企業の数の増大や、開示義務を満たすにあたりGHG排出 (スコープ3排出を含む) を報告する金融機関に対する市場、社会及び規制上の期待の増大にも反映されている。

質問9：産業横断的指標カテゴリーと温室効果ガス排出 (参考) 気候関連開示に関する例示的ガイダンス

- 気候関連開示に関する例示的ガイダンスは、基準案とともに公開された資料で、業種横断的指標カテゴリーに関連する情報の例を示している。

表：気候関連の産業横断的指標カテゴリーに関連する情報の例

指標カテゴリー	測定単位	指標例
移行リスク	金額及びパーセンテージ (%)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移行リスクに大きくさらされる不動産担保の金額 ・ 炭素関連資産へのクレジット・エクスポージャーの集中 ・ 石炭鉱業からの売上高の割合 (%) ・ 「国際民間航空のためのカーボン・オフセット及び削減スキーム」でカバーされない有償旅客キロの割合 (%)
物理的リスク	金額及びパーセンテージ (%)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 100年洪水地域における住宅ローンの件数及び金額 ・ 100年洪水地域内における排水処理能力 ・ ベースラインの水ストレスが高い又は極めて高い地域における取水及び消費に関連する売上高 ・ 洪水、熱ストレス又は水ストレスにさらされる地域にある不動産、インフラ又はその他の代替資産のポートフォリオの割合 ・ 気候関連ハザードにさらされる実物資産の割合
気候関連の機会	金額及びパーセンテージ (%)	<ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー効率化及び低炭素化技術に関連する正味収入保険料 ・ (1) ゼロエミッション車、(2) ハイブリッド車、及び(3) プラグイン・ハイブリッド車の販売台数 ・ 低炭素経済への移行を支援する製品及びサービスからの売上高 ・ 第三者機関の多属性グリーンビルディング基準で認証された住宅の引渡し割合
資本投下	表示通貨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低炭素製品及びサービスの研究開発に投資している年間売上高の割合 ・ 気候適応策への投資 (例えば、土壌の健全性、灌漑技術)

質問10：目標

(1) 質問文及び回答の方向性

- 本公開草案の第23項は、排出削減目標について、その目的（例えば、緩和、適応若しくはセクターへの準拠、又は科学的根拠に基づく取組み）及び、気候変動に関する最新の国際協定において定められた目標との比較に関する情報の開示を企業に要求することを提案している。
- 「気候変動に関する最新の国際協定」は、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の加盟国間の最新の合意と定義している。UNFCCCの下で結ばれた合意は、温室効果ガス削減のための規範及び目標を設定している。本公開草案の公表時点で、最新のそのような合意は、パリ協定（2016年4月）であり、その調印国は、地球温暖化を産業革命前の水準より摂氏2度より十分に低く抑えること、及び産業革命以前の水準より摂氏1.5度まで温暖化を抑える取組み（efforts）を追求することに合意している。パリ協定が置き換えられるまで、本公開草案の提案の効果は、企業が自らの目標をパリ協定の目標と比較するかどうか、又はどのように比較されるかを開示する際に、パリ協定で定められた目標を参照することが要求されるということである。
- 結論の根拠の BC119 項から BC122 項は、本公開草案の提案の背景となる理由を述べている。

- a. 気候関連の目標について提案されている開示に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。
- b. 提案されている「気候変動に関する最新の国際協定」の定義は十分明確だと思うか。そうでない場合、何を提案し、それはなぜか。

【回答の方向性】

- 追加された項目であるため、産業界の追加意見等を踏まえ、回答案を検討したい。

質問10：目標

(参考) 公開草案の関連箇所 (プロトタイプからの主な変更点)

- 気候関連の目標に関する要求事項が追加された。また、各目標について、進捗を評価する指標、最新の国際協定において作成された目標との比較、適用期間等の関連情報の開示も求められている。
- 「気候変動に関する最新の国際協定」とは、国連気候変動枠組条約の締約国間の最新の合意と定義されており (付録A:用語の定義)、現時点ではパリ協定を指している。

公開草案：23項

- 23 企業は、**気候関連の目標 (target)** を開示しなければならない。それぞれの気候関連の目標 (target) について、企業は以下を開示しなければならない。
- (a) 目標 (target) への到達及び企業の戦略的目標 (goal) の達成に向けた進捗を評価するために用いられる指標 (goals)
 - (b) 企業が気候関連のリスク及び機会に対処するために設定した具体的な目標 (target)
 - (c) この目標 (target) が絶対量目標 (absolute target) か原単位目標 (intensity target) か
 - (d) 目標 (target) の目的 (例えば、緩和、適応若しくはセクターへの準拠、又は科学的根拠に基づく取組み)
 - (e) 目標 (target) は**気候変動に関する最新の国際協定**において作成されたものとどのように比較するのか、及びそれは第三者により検証されているのかどうか
 - (f) 目標 (target) がセクター別脱炭素アプローチを用いて算定されたか
 - (g) 目標 (target) が適用される期間
 - (h) 進捗が測定される基礎となる期間、及び
 - (i) マイルストーン又は中間目標 (target)

(資料) IFRS財団「公開草案 - IFRS S2号「気候関連開示」[案]」(2022年3月) から経済産業省作成。

質問10：目標

(参考) 結論の根拠の関連箇所

結論の根拠：BC119項-BC122項

- BC119 排出削減に関する提案は、科学的及び政治的な合意が進展する可能性があることを認めた上で、企業の気候関連の目標がどのように科学的及び政治的な合意と比較されるのかに関して企業が情報を提供することを要求している。したがって、本公開草案は、企業が設定している目標に関して情報を提供することを提案しており、現在合意されている規範を固定する方法で「科学に基づく」目標を定義することはしない。
- BC120 本公開草案の第23項は、排出削減目標 (targets) の目的 (例えば、緩和、適応若しくはセクターへの準拠、又は科学的根拠に基づく取組み) のほか、企業の目標がどのように気候変動に関する最新の国際協定において作成された目標と比較されるのかを含む、排出削減目標に関する情報の開示を企業に要求することを提案している。
- BC121 「気候変動に関する最新の国際協定」は、国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) の加盟国間の最新の合意と定義している。UNFCCCの下で結ばれた合意は、温室効果ガス削減のための規範及び目標を設定している。本公開草案の公表時点で、最新のそのような合意は、パリ協定 (2016年4月)であり、その調印国は、地球温暖化を産業革命前の水準より摂氏2度より十分に低く抑えること、及び産業革命以前の水準より摂氏1.5度まで温暖化を抑える取組み (efforts) を追求することに合意している。パリ協定が置き換えられるまで、本公開草案の提案の効果は、企業が自らの目標をパリ協定の目標と比較するかどうか、又はどのように比較されるかを開示する際に、パリ協定で定められた目標を参照することが要求されるということである。
- BC122 また、本公開草案の第15項は、企業が自ら使用したシナリオの中で、「気候変動に関する最新の国際協定」と整合するシナリオを使用したのかどうかを開示することも企業に要求することとなる (BC121項参照)。目標と同様に、この要求は、企業が最新の国際的合意で設定された目標 (すなわち、現時点では、産業革命以前の水準より摂氏2度より十分に低く抑え、産業革命以前の水準より摂氏1.5度まで温暖化を抑える取組み (efforts) を追求する) と整合的なシナリオを使用したのかどうかを利用者が理解できるように設計されている。

質問11：産業別要求事項（j~l）

（1）質問文

- 全体として、提案されている産業別のアプローチは、気候関連のリスク及び機会は、企業のビジネスモデル、従事している基礎となる経済活動及びビジネスが依拠しているか又は企業の活動が影響を与える（affect）資源に関連して、異なる方法で明らかになる傾向があることを認識している。これは企業価値の評価に影響を与える。このように、本公開草案では、SASBスタンダードに由来する、産業別要求事項が組み込まれている。
- SASBスタンダードは、独立の基準設定主体によって、厳格かつオープンなデュー・プロセスを通じて、10年近くにわたり、企業価値の評価に関連するサステナビリティ情報を企業が一般目的財務報告の利用者に伝えることを可能にするという目的で開発された。当該プロセスの結果は、所与の産業でオペレーションを行う企業の企業価値に重大な（significant）影響（effect）を与える可能性が非常に高いサステナビリティ要因（すなわち、「開示トピック」）を識別し定義している。さらに、SASBスタンダードは当該トピックに関しての企業のパフォーマンスを利用者が評価するのに役立つための標準化された指標（measures）を定めている。
- 結論の根拠のBC123項からBC129項は、産業別開示要求に関する本公開草案の提案の背景となる理由を説明している。付録Bの産業別要求事項は、本公開草案の要求事項の一部を構成する不可欠な要素であるが、これらの要求事項は、重大な（significant）気候関連のリスク及び機会の識別（BC49項からBC52項参照）など、本公開草案の他の要求事項の充足に情報を与えることができるとされている。

- j. 提案されている産業別要求事項に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。 賛成しない場合、何を提案し、それはなぜか。
- k. 一般目的財務報告の利用者が企業価値を評価するために必要な、気候関連のリスク及び機会に対応する、追加的な産業別要求事項はあるか（又は、提案されている中で必要ではない提案はあるか）。ある場合、それらの開示について説明し、それらが必要であるか又は必要でない理由を説明されたい。
- l. 産業別開示要求の適用可能性を確保するために産業分類が用いられていることに留意した上で、要求事項が適用される活動を定義する産業の説明に関して、コメントや提案はあるか。その理由又はそうでない理由は何か。ない場合、何を提案し、それはなぜか。

質問11：産業別要求事項（j~l）

（2）回答の方向性

- 質問j.について

- 「基礎的見解」で指摘した通り、グローバルベースラインとして、各国制度への反映を前提とすると、産業別要求事項は、要求事項が多くかつ細則的であることに起因する課題があることから、質問11のj.に対する回答に際しては、総論の回答に合わせ、提案することとしたい。
- （また、回答案作成に際しては、基準の構造上、産業別要求事項は上位の概念（指標カテゴリー/ディスクロージャートピック）とした上で、基準側が提示する個別の指標は例示的な位置付けとする考え方及び二段階アプローチの考え方について、両者の関係性のより明確な整理が必要になるものと考えられる。）

- 質問k.について

- 産業界からの意見を踏まえ、検討することとしたい。

- 質問l.について

- 各業種の産業の説明については、産業界からの意見を踏まえ、回答の方向性を検討することとしたい。
- 業種分類に関連して、業種の選定について、企業によっては、示されている68の業種分類に該当する業種がない場合や、複数事業を展開する企業においては、どの業種の指標を開示すべきか判断が難しい場合があるため、「基礎的見解」でも求めた通り、業種別指標の選定の考え方について示したガイダンスの策定を提案してはどうか。加えて、業種の選定においては、企業経営者が重大な（significant）経営課題を特定し、それに対応する業種を選定し、当該経営課題等を適切に表す重要情報を開示する2段階アプローチの採用を提案してはどうか。

質問11：産業別要求事項（j~l）

（参考）基礎的見解の関連箇所（1/2）

基礎的見解

2. 比較可能性と独自性のバランスを実現するための提案

②基準全体の構造と、基準において示す開示項目の詳細度の検討

- 基準全体として、全般的要求事項、テーマ別、業種別という構造を採用することは、テーマ毎や業種毎に異なるサステナビリティ関連財務情報と企業価値の関連性をチューニングしつつ、比較可能性を高めていくための工夫として賛同する。
- 他方、気候関連開示プロトタイプ本文、別紙 B及び付属書（業種別指標）において示されている指標は、特に産業別指標について、細則的であることに起因する課題を有している。

（例）

- ✓ 地域やビジネスモデルによっては必ずしもマテリアルとは言えない指標が含まれており、国際的なベースライン基準として捉える上では課題がある
- ✓ 現状のプロトタイプでは、米国等の固有の基準や制度を前提とした指標が数多く含まれており、国際的な適用性の観点から課題がある
- ✓ 企業によっては現在の付属書に該当する業種がない場合や、複数事業を展開する企業においてはどの業種の指標を開示すべきか判断が難しい場合がある
- また、指標の内容や算定方法が過度に具体的になることで、国際的な環境変化や、将来的な産業構造や各国規制環境の変化に機動的に対応することを難しくする可能性がある。
- このため、特に別紙B及び付属書（業種別指標）において示す業種別の開示要求事項については、より一般化したディスクロージャー・トピックベースとし、個別具体的な指標は例示としての位置づけとすることを提案する。

（例）

- ✓ 住宅建設業において求められているHERS指数について、個別の指標を要求事項とするのではなく、住宅のエネルギー効率に関するより上位の概念をディスクロージャー・トピックとして明確化した上で、指標は例示としての位置づけとすることなどが考えられる。

質問11：産業別要求事項（j~l） （参考）基礎的見解の関連箇所（2/2）

基礎的見解

③マテリアリティ判断に関するガイダンス文書の作成

- ISSBプロトタイプについて、企業価値についての利用者の評価に影響を与える場合に重要性（マテリアリティ）があるとする考え方を示した上で、「本基準で特定の要件のリストを定めている場合でも、要件を適用した結果得られた情報が重要でない場合、その情報を開示する必要はない」としたことは作成者・利用者双方にとって効率的かつ効果的な考え方であり賛同する。
- また、重要性についての統一した定量的閾値や特定の状況において何が重要であるか明示をしないことについても理解する。
- 他方、気候関連開示プロトタイプや業種別指標において、広範かつ詳細な要求事項が示されていることから、作成者側にマテリアリティ判断に関する混乱が生じている。
- マテリアリティ判断は「（その情報が）省略されたり、誤っていたり、覆い隠されている状態の場合、一般目的財務報告の主たる利用者のこれらの報告書に基づきされる意思決定に影響を与えると合理的に見込まれるもの」を企業自身が判断する行為であり、開示内容の比較可能性と独自性のバランスを実現する上で鍵となる要素となる。
- このため、重要事項（material issue）の粒度や企業価値への影響度の判断の方法自体に過度なばらつきが生じることは避ける必要がある。この観点から、マテリアリティの検討にあたっての考慮事項、検討プロセス等に関するガイダンス文書を作成することが望ましい。
- その際、現在のプロトタイプでは、指標等の重要性を個別に直接判断する形をとっているが、企業経営者が重要な経営課題等を特定したうえで、当該経営課題等を適切に表す重要情報を開示する2段階アプローチの方が、企業の主体的な判断にもとづく価値関連性の高い開示につながるものと考えられる。
- 重要な経営課題等を特定した上で開示情報を選択するアプローチは、国際統合報告フレームワークやGRIスタンダードにおいても採用されており、既存のサステナビリティ報告や統合報告に関する実務蓄積との連続性が担保できる。

3. 全般的要求事項のプロトタイプ、気候関連開示プロトタイプ本文、別紙B及び付属書（業種別指標）への提案

iii) 気候関連開示プロトタイプ（別紙 B 及び付属書（業種別指標））

気候関連開示プロトタイプ（別紙 B 及び付属書（業種別指標））について、下記3点提案する。

- ① 地域ごとの基準や測定方法のうち、どのような内容であれば認められるかについて、より上位の記載箇所において明確化することを提案する。
- ② 特殊なビジネスモデルを有する企業や、複数事業を展開する企業における業種別指標の選定の考え方について、ガイダンスを策定することを提案する。
- ③ 業種別指標のベースとなっている SASB（サステナビリティ会計基準審議会）では、ビジネス環境の変化に対応するために、開示項目について定期的な意見募集を行い、適宜見直しを行っている。それと同様に指標の妥当性について、継続的な見直しを行うことを提案する。

質問11：産業別要求事項（j~l）

（参考）公開草案の関連箇所（はじめに、構造及び用語）

- 公開草案では、産業別要求事項の構造や用語について、明確化する補足が行われた。

公開草案：B1項-B4項

この付録は、IFRS S2号[案]の不可欠な一部であり、本基準書[案]の他の部分と同じ権威を有する。

- B1本基準[案]は、特定のビジネスモデル、経済活動、及び産業への参加により特徴付けられる他の一般的な特徴に関連する、企業の重大な（significant）気候関連のリスク及び機会に関連する情報を識別、測定及び開示するための要求事項を示している。本基準[案]を適用するに当たり、特定の産業に参加する企業は、その要求事項において示された情報を提供することが要求される。
- B2産業別開示要求は、SASBスタンダードに由来している（B10項からB12項を参照）。これらは、SASBスタンダードにおいて相当する要求事項からほとんど変更されていない。変更が提案されている箇所は、参照しやすいようにマークアップされている。要求事項は産業別であるため、特定の企業に適用されるのは、その一部分のみである可能性が高い（B13項からB15項参照）。
- B3 産業別開示要求は産業ごとに編成されており、企業がビジネスモデル及び関連する活動に適用可能な要求事項を識別することができるようにしている。産業ごとに、気候関連のリスク又は機会に関連する開示トピックが識別されている。各開示トピックについて、一組の指標が関連付けられている。開示トピックは、その産業に属する企業にとって重大である（significant）可能性が最も高いと識別された気候関連のリスク及び機会を表しており、関連する指標は、企業価値の評価に関連する情報の開示となる可能性が最も高いと識別されたものである。
- B4 この付録の産業別開示要求には、以下が含まれる。
- (a) **産業の説明**：関連するビジネスモデル、基礎となる経済活動、一般的なサステナビリティ関連の影響（impacts）及び依存関係（dependencies）、並びに当該産業への参加に特徴的な他の共有される特徴を定義することにより、適用範囲を明確にすることを意図している。
 - (b) **開示トピック**：特定の産業内の企業によって行われる活動に基づいて、特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会を定義する。これには、経営又は経営の失敗が企業の企業価値にどのように影響するかについての簡単な説明が含まれる。
 - (c) **指標**：開示トピックに付随し、個別に又は1セットの一部として、特定の開示トピックのパフォーマンスに関する有用な情報を表示するように設計されている。
 - (d) **技術的プロトコル**：定義、範囲、適用及び調製に関するガイダンスを提供する。及び
 - (e) **活動指標**：企業による特定の活動又はオペレーションの規模を定量化するものであり、データを正規化して比較を容易にするための指標と組合せて使用することを意図している。

質問11：産業別要求事項（j~l）

（参考）結論の根拠の関連箇所（産業別の構成要素）

結論の根拠：BC33項-BC36項

産業別の構成要素

- BC33 BC32項で記述したすべての企業に適用される産業横断的な構成要素を補完するため、産業別の構成要素も本公開草案に含まれている。評議員会の2020年公開協議への回答により、以下のような情報を求める投資者コミュニティの間での強い要望が示された。企業の気候関連のパフォーマンスについて、類似するビジネスモデルを有する企業と比較するとともに、産業固有（又は活動固有）の要因に関連した企業のパフォーマンス並びに気候関連のリスク及び機会の帰結の評価に関連するベンチマークを定量化し、比較する能力を高めるような情報である。ISSB に対する期待を示すにあたり、IOSCOは産業別の開示のニーズに同調した。
- BC34 この産業別のアプローチは、気候関連のリスク及び機会は、企業のビジネスモデル、従事している基礎となる経済活動及びビジネスが依拠しているか又は企業の活動が影響を与える（affect）資源に関連して、異なる方法で明らかになる傾向があることを認識している。したがって、一般目的財務報告の利用者は、気候関連のリスク及び機会に対するエクスポージャーを評価し管理するために適合された情報の有用性を強調してきた。例えば、不動産投資者は、建物のエネルギー効率及び地域による建築ストックの脆弱性についての情報を必要としていると述べている。自動車業界では、投資者は、使用段階での排出を削減し、企業が規制に先行すること及び変化する顧客の選好から便益を得ることに役立つ、ゼロエミッション車又はハイブリッド車の開発に向けた進捗度を追跡できるようにする必要性を示している。同様に、商業銀行に対する投資者は、ファイナンスに係る排出（financed emissions）（融資ポートフォリオに組み込まれたもの）がどの程度、融資者自身の財政状態計算書に認識される資産の価値に対するリスクを生じさせる可能性があるのかを理解する必要性を示している。
- BC35 したがって、本公開草案は、おおむねSASBスタンダードを基礎とした産業別の要素を含めている。SASB スタンダードは、独立の基準設定主体によって、厳格かつオープンなデュー・プロセスを通じて、10年近くにわたり、企業価値の評価に関連するサステナビリティ情報を企業が一般目的財務報告の利用者に伝えることを可能にするという目的で開発された。当該プロセスの結果は、所与の産業でオペレーションを行う企業の企業価値に重大な（significant）影響（effect）を与える可能性が非常に高いサステナビリティ要因（すなわち、「開示トピック」）を識別し定義している。さらに、SASBスタンダードは（企業が利用可能な影響（influence）の直接のレバー、及び企業がそれらをどのように利用しているのかを理解することなどによって）当該トピックに関しての企業の業績を利用者が評価するのに役立つための標準化された指標（measures）を定めている。したがって、本公開草案における産業別の提案（BC123項からBC129項参照）は、SASBスタンダードにおける気候関連の資料に基づいている。これは評議員会の2020年公開協議からのフィードバック（ISSB が企業価値に焦点を当てた確立されたフレームワーク及び基準を基礎とすること）とも整合的である。

質問11：産業別要求事項（j~l）

（参考）結論の根拠の関連箇所（産業別の構成要素）

結論の根拠：BC33項-BC36項（続き）

産業別の構成要素

BC36 本公開草案の付録B「産業別開示要求」は、産業別要求事項の関連資料に言及している。それらは別個に公表され、詳細な技術的プロトコルを含んでいる。しかし、さまざまなサステナビリティ関連のリスク及び機会にわたるこれら及び他の産業別要求事項は、気候又は他のテーマ別の基準と関連付けられるのではなく、さまざまなサステナビリティ関連のリスク及び機会を扱う産業別の資料として、IFRS サステナビリティ開示基準の中に一緒にグループ分けすることができる。これらの産業別要求事項の提案は参照の便宜のため本公開草案とともに公表されているが、IFRSサステナビリティ開示基準におけるこれらの要求事項の最終的な記載場所は変わる可能性がある。当該要求事項が公表される方法に関するそのような変更は、要求事項の位置付けや適用可能性を変えるものではない。

質問11：産業別要求事項（j~l） （参考）結論の根拠の関連箇所（産業別指標）

結論の根拠：BC123項-BC129項

産業別指標

BC123 BC105項からBC118項において議論した産業横断的指標カテゴリーのほか、本公開草案は産業別指標の開示を企業に要求することを提案している。多くの場合、産業別指標は、本公開草案に付随している例示的ガイダンスにおいて例示されているように、産業横断的指標カテゴリーに密接に関連することとなる。産業別指標の包括的でなく選択されたものは、付録B「産業別開示要求」に含まれている開示トピックに関連している。

BC124 気候変動は、企業のビジネスモデル及び関連する経済活動に応じて異なる形で企業に影響を与える（affect）こととなる。このため、一般目的財務報告の利用者が企業価値を評価するにあたって有用な情報の提供を支援するため、本公開草案は産業別に合わせた重大な（significant）構成要素を含んでいる。SASBスタンダードを開発している間に、利用者は企業価値の主要な要因に関連付けられた、産業ごとに異なる傾向がある、指標を必要としていると述べた。気候関連のリスク及び機会を、関連するエクスポージャー及び脆弱性（vulnerability）とともに、意味のあるように評価するためである。さらに、評議員会の2020年の公開協議への回答及びIOSCOがISSBの作業に関して公表した声明は、ISSBが産業別要求事項を開発することの重要性（importance）を強調した。

BC125 この市場ニーズに対処するため、本公開草案のための出発点をSASBスタンダードとした。これらの資料は、本公開草案に含まれている産業別要求事項の堅牢な基礎を提供することとなると決定された（BC33項からBC36項参照）。このことは、SASBが過去に受け取ったインプットからISSBが便益を得ることも可能にする。さらに、提案の基礎をこれらの要求事項に置くことによって、本公開草案は、SASBスタンダードを既に適用している企業又は当該スタンダードからもたらされる情報を消費している人々が、IFRSサステナビリティ開示基準へのより簡単な移行を行うことを可能にする。

BC126 しかし、このアプローチを採用する上でのいくつかの潜在的な課題が識別された。これらの課題、及びそれぞれに対処するために採用したアプローチの要約には、以下が含まれる。

- (a) 国際的な適用可能性（多くのセクター） 法域固有の規制又は基準を引用した産業別指標に対処するため、本公開草案は、いくつかのSASB 要求事項の改訂案を含み、参照先を国際的な基準及び定義に更新しているか、又は適切な場合には、各法域のそれらに相当するものに更新している。
- (b) 実際の又は認知された重複（特定のセクター） 本公開草案のコア・コンテンツで要求されている開示と重複している（又は重複していると解釈される可能性のある）産業別指標（GHG 排出の測定値など）に対処するため、本公開草案は、相互関係を明確化するための適切な道標（signposting）及び適用ガイダンスを提案している。及び
- (c) （ファイナンスに係る排出（financed emissions））について生じている合意（金融セクター） 金融セクターにおけるファイナンスに係る排出（financed emissions）の開示について生じている合意に対処するため、本公開草案は、現在の規範及び実務と整合する新たな産業別指標を提案している。

質問11：産業別要求事項（j~l） （参考）結論の根拠の関連箇所（産業別指標）

結論の根拠：BC123項-BC129項（続き）

- BC127 これらの作業の流れのそれぞれについて、BC130項からBC172で詳述されている。この作業はISSBのテクニカルスタッフ（CDSBから参加したスタッフを含む）及び価値報告財団のテクニカルスタッフにより、SASB等の過去の作業を基礎として2021年11月のTRWGプロトタイプの公表以来、行われてきた。
- BC128 本公開草案に含まれている産業別要求事項のほとんどは、SASBスタンダードにおける要求事項から変更されておらず、したがって、ISSBはSASBスタンダードを使用している人々及びその適用からもたらされる情報を使用している人々の過去の経験から便益を享受する。ISSBは、これらの要求事項に対するこれらの最近の作業の流れを通じて提案された改訂に関する市場参加者からのフィードバックに特に関心がある。
- BC129 その他の産業別要求事項は、SASBスタンダードが2018年に公表されて以来、広く使用されてきているため、価値報告財団はインプットを収集し潜在的な改訂を識別する機会を有してきており、この情報はISSBの作業（アジェンダに関する協議を含む）に情報を与えるであろうと指摘された。さらに、気候変動、関連する事業上のリスク及び機会、並びに市場の理解及び実務についての動的な性質を考えると、気候関連情報が一般目的財務報告の利用者のニーズを満たすことを確保するために、継続的な維持管理が必要となることも強調された。本公開草案における提案は、気候関連開示の強固な基盤をISSBに提供する。

質問11：産業別要求事項（j~l）

（参考）公開草案の関連箇所（重要性（materiality））

- 公開草案では、産業別指標については引き続き、shall discloseであるが、付録Bでマテリアリティの項目が追加され、そこでは、企業が、その情報が企業の企業価値を評価する上で情報の利用者にとって重要性がある（material）と結論付けた場合、特定の要求事項に関連する情報を開示しなければならないとなっている。

公開草案：B5項-B7項

重要性（マテリアリティ）（materiality）

B5 本基準の目的は、一般目的財務報告の利用者が企業価値を評価し、経済的資源を企業に提供するかどうかについて意思決定を行う際に有用な、気候関連のリスク及び機会へのエクスポージャーに関する重要性のある（material）情報を提供することを企業に要求することである。

B6 B3項に記載したとおり、付録B及び関連する巻に示している開示は、一般目的財務報告の利用者が企業の企業価値を評価する際に有用である可能性が高いものとして識別されている。しかしながら、本基準を含め、IFRSサステナビリティ開示基準のすべての要求事項について、重要性（materiality）の判断及び決定を行う責任は報告企業にある。したがって、企業は、その情報が企業の企業価値を評価する上で情報の利用者にとって重要性がある（material）と結論付けた場合、特定の要求事項に関連する情報を開示しなければならない。

B7 本基準の開示トピック及び関連する指標は網羅的ではない。企業は、本基準で識別されていないものを含め、直面する気候関連のリスク及び機会の全範囲を検討し、第9項(a)に従い重大である（significant）と結論付けたものを記載しなければならない。したがって、特に、企業が、急速に出現しているか、又は企業のビジネスモデル若しくは状況の固有の側面に関連する気候関連のリスク及び機会に直面している場合、企業は、本基準の要求事項を満たすため、（企業によって使用されている関連する指標のみならず）産業別要求事項に含まれていない追加的なトピックに関連する情報を提供する必要がある可能性がある。

質問11：産業別要求事項（j~l）

（参考）結論の根拠の関連箇所（重要性（materiality））

結論の根拠：BC182項-BC186項

- BC182 本公開草案の目的は、気候関連のリスク及び機会に対する企業のエクスポージャーに関して、一般目的財務報告の利用者が企業価値を評価して企業に経済的資源を提供するかどうかを決定するにあたり有用な、重要性がある（material）情報の提供を企業に要求することを提案することである。気候関連情報を作成し開示する際に、企業はIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」[案]で提案されている要求事項に整合する方法で行わなければならない。IFRS S1号[案]は、「サステナビリティ関連財務情報は、当該情報を省略したり、誤表示したり覆い隠したりしたときに、特定の報告企業に関する情報を提供する一般目的財務報告書の主要な利用者が当該報告に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与える（influence）と合理的に予想される（expected）場合には、重要性がある（material）」と述べている。この定義はすべてのIFRSサステナビリティ開示基準にわたり適用されると提案されている。IFRS S1号[案]は、IFRSサステナビリティ開示基準の文脈における重要性（materiality）の適用に関しての追加的な情報を提供している。
- BC183 IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」[案]で説明しているように、重要性がある（material）情報についての統一的な定量的閾値は定められておらず、あらかじめ決められた特定の状況において何が重要性がある（material）ものとなるのかも定められていない。むしろ、IFRSサステナビリティ開示基準は、気候関連のリスク及び機会に関する情報のうち、企業の一般目的財務報告の文脈において企業の状況に対して重要性がある（material）情報を識別するために、判断を適用することを経営者に要求している。企業は、財務情報と非財務情報の両方に関して、このような判断を行うにあたっての多大な（significant）経験及び専門知識を有している。
- BC184 本公開草案で提案している開示（産業別要求事項に含まれている開示トピック及び関連する指標を含む）は、重要性がある（material）場合に開示することが要求される。産業別要求事項に含まれている開示トピック及び関連する指標で示されている要求事項の提案は、所定の産業に属している企業により重要性がある（material）情報の開示がもたらされる可能性が非常に高いと考えられる気候関連のリスク及び機会を扱っている。しかし、IFRS サステナビリティ開示基準のすべての要求事項（産業別要求事項を含む）について重要性（materiality）の評価を行う責任は、最終的には報告企業にある。企業は、本公開草案で要求している特定の開示（関連する産業別要求事項で識別されている開示を含む）について、企業の判断では当該開示からもたらされる情報に重要性がない（not be material）であろう場合には、当該開示を提供する必要はない。
- BC185 これには、産業別指標が、報告された情報を分解することを企業に要求している場合が含まれる。例えば、地域別の予想損失（不動産金融において）や、産業別及び資産クラス別の投資された資産（商業銀行）のような分解である。そのような場合、もたらされる分解情報に重要性がある（material）場合には、項目を分解しなければならない。例えば、特定の地域又は産業に関連した情報が、経営者の観点から、企業価値の評価に対して重要性がない（not material）場合には、当該情報を分解する必要はないこととなる。どの情報を集約又は分解すべきかに関する選択を行うにあたり、企業は、重要性がある（material）情報が覆い隠されないこと及び開示する情報の理解可能性が低下しないことを確実にすべきである。
- BC186 さらに、産業別要求事項に含まれている開示トピックのリストが網羅的でないことも指摘される。重要性がある（material）場合、企業は自らのビジネスモデル又は状況に適用される気候関連のリスク又は機会に関して、本公開草案で提案している要求事項を満たすために追加的な産業別の開示（指標を含む）を提供することが必要となることがある。

質問11：産業別要求事項（j~l）

（参考）公開草案の関連箇所（適切な産業の選択）

- 公開草案において、コングロマリット等の場合、複数の産業別要求事項を適用する必要がある可能性があるとしてされているが、具体的な判断基準等は示されていない。

公開草案：B8項-B9項

適切な産業の選択

B8 産業別要求事項は、Sustainable Industry Classification System®（SICS®）に従って編成されている。産業別要求事項に従って開示を作成する際、企業は、選択した単一又は複数の産業を識別しなければならない。出発点として、企業は、SASBスタンダードのウェブサイトにおいて主要な産業分類を識別することができる。

B9 企業の一部は、複数の産業にまたがる可能性が高い、幅広い活動に参加している。事業が産業横断的に水平方向に統合されている企業（コングロマリットなど）又はバリュー・チェーンを通して垂直方向に統合されている企業の場合、完全性の目的を達成し、企業価値を生み出す企業の能力に影響を与える可能性が高いと合理的に見込まれる気候関連の開示トピックの全範囲に対応するために、複数の産業別要求事項を適用する必要がある可能性がある。

質問11：産業別要求事項（j~l）

（参考）結論の根拠の関連箇所（産業分類）

結論の根拠：BC37項-BC45項

BC37 本公開草案の産業別の構成要素は、SASBスタンダードに由来し、それは価値報告財団の「持続可能な産業分類システム（SICS®）」に基づいている。他の分類システムも使用されているが、SICSは企業の証券について、企業が直面しているサステナビリティ関連のリスク及び機会に基づいて同質的なグループに区分し、一般目的財務報告の利用者にとって関連性のある開示を設定するための適切な基礎を提供していると考えられた。したがって、SICSはサステナビリティ関連の基準設定によく適合していることが合意された。

BC38 SICSは、すべての企業は同様に財務資本に依存している一方で、他の形の資本（自然資本、人的資本又は社会資本など）との関係は、企業が行うビジネスモデル及び関連する事業活動に基づいて、さまざまとなる傾向があるという事実を考慮に入れるために特に設計された。SICSは77の産業グルーピングで構成される11のテーマ別セクター（そのそれぞれが、価値の源泉として機能する非財務資本への同様の影響（impacts）及び依存によって特徴付けられている）を設定することによって、これらの考慮の代用として機能するように設計された。これには、本公開草案における産業別要求事項に反映されている、気候関連の影響（impacts）及び依存が含まれる。

BC39 その他の産業分類スキーム（例えば、国際産業分類基準（GICS）や産業分類ベンチマーク（ICB））は、市場インフラに深く組み込まれている。同時に、多数の利害関係者のニーズに焦点を当てた他のサステナビリティ報告フレームワークが追加の分類を提案してきた。例えば、グローバル・レポート・イニシアティブは、GICS、ICB及び国際標準産業分類（ISIC）に関連付けられた40のセクターについての基準を設定することを優先した。一方、欧州連合では、強制的なサステナビリティ報告は、ISICに由来する、「欧州共同体における経済活動の統計的分類（NACE）」に関連付けられていることがある。

BC40 企業はIFRSサステナビリティ開示基準における適切な産業別開示要求を識別するためにSICSを使用することが期待される（expected）ものの、他の目的のために他のシステムを使用する可能性が高いことが認識されている。それぞれのシステムは特定の目的に有用であるが、どれも、あらゆる利用者又は目的に役立つために十分に適合したものではない。例えば、サステナビリティ関連財務開示を基準化する目的上、システムについては以下が必要となるという見解であった。

(a) 細かさ(granularity)と実務上の有用性(practicality)との間のバランスを達成すること。言い換えれば、経済活動の重要な(important)ニュアンスを、十分に大きな企業のグループを比較するための道具としてのシステムの有用性を損なわずに反映する必要がある。産業（又は活動）を狭く定義すればするほど、それぞれに含まれる企業は少なくなり、潜在的な競争者の中での比較可能性が減少することとなる。

(b) ヒエラルキーにおいて、主要な産業の適切な組合せを扱うこと。例えば、サステナビリティの影響（impacts）及び依存の文脈において、ISSBの作業は代替エネルギー（例えば、太陽光エネルギー及び風力エネルギー）の生成に焦点を当てた産業に適用されるが、その多くは伝統的な分類システムではその他のおおむね異質な産業の中に含まれるため、基準設定において「見落とされる」可能性がある。

(c) サステナビリティの影響（impacts）及び依存が合理的に類似する企業及び産業のグルーピングを促進するフレームワークに基づくこと。伝統的な分類システムのほとんどは、（使用しているインプット及び製造工程に応じて企業をグループ分けする）供給サイド若しくは製造本位のアプローチ、又は（提供する製品又はサービスに応じて企業をグループ分けする）需要サイド若しくは商品本位のアプローチのいずれかを採用している。サステナビリティの影響（impacts）及び依存は、インプット、プロセス又は製品に関連している可能性がある。

質問11：産業別要求事項（j~l）

（参考）結論の根拠の関連箇所（産業分類）

結論の根拠：BC37項-BC45項（続き）

- BC41 さらに、SASBスタンダードを基礎とした産業別要求事項の提案が、関連する分類システムを使用することに実務上の便益があることが認識された。すなわち、すでにSASBスタンダードを使用して情報を作成又は消費している人々にとってはIFRSサステナビリティ開示基準へのより円滑な移行が可能となるということである。
- BC42 クルーズ会社産業が、このようなシステムが基準設定にどのように便益を与えることがあるのかの一例として挙げられた。伝統的なシステムでは、クルーズラインの運行者は、ホテルやリゾートと並んで単一の産業区分に含まれることが多い。しかし、これらのビジネスモデルのそれぞれは、経済的な類似性はあるものの、サステナビリティの影響（impacts）及び依存の異なる組合せで特徴付けられる。生態系への影響（impacts）や労働慣行などのサステナビリティの幅広い諸側面がホテルとクルーズラインの両方に適用されることがあっても、一方又は他方の事業における企業が直面する具体的なサステナビリティ関連のリスク及び機会、異なる可能性がある。一般目的財務報告の利用者にとって意思決定に最も有用な情報は、この違いを反映する可能性が高い。例えば、利用者はホテルの生態系への影響（impact）に関するリスクを、保護区域又は絶滅危惧種の居住地の近くでオペレーションを行っている施設の数を理解することによって、より容易に評価できる。他方、クルーズラインについては、排出管理（discharge management）に関連した指標から便益を受ける可能性の方が高いであろう。これらの産業を非財務資源との基本的な関係をより適切に捕捉するように区分することによって、SICSが企業価値の評価に焦点を当てた適切に調整された基準設定を可能にするのに役立つ可能性があると考えられる。BC39 その他の産業分類スキーム（例えば、国際産業分類基準（GICS）や産業分類ベンチマーク（ICB））は、市場インフラに深く組み込まれている。同時に、多数の利害関係者のニーズに焦点を当てた他のサステナビリティ報告フレームワークが追加の分類を提案してきた。例えば、グローバル・レポートング・イニシアティブは、GICS、ICB及び国際標準産業分類（ISIC）に関連付けられた40のセクターについての基準を設定することを優先した。一方、欧州連合では、強制的なサステナビリティ報告は、ISICに由来する、「欧州共同体における経済活動の統計的分類（NACE）」に関連付けられていることがある。
- BC43 個々の産業がどのようにしてさらにセクターに編成されるのかの一例として、SICS は、サステナビリティのプロファイルが類似する 9つの輸送業をグループにしたテーマ別セクターを設定している。「航空貨物及びロジスティクス」、「航空会社」、「自動車部品」、「自動車」、「レンタカー及びカーリース」、「クルーズ会社」、「海上輸送」、「鉄道輸送」、「道路輸送」である。これらの産業は、類似したサステナビリティ関連のリスク及び機会に直面する可能性がある。GHG排出、燃料管理、大気品質及び乗客の安全などに関するものである。伝統的な分類システムは、これらの産業を異なるセクターに区分する。例えば、GICSは、自動車及び自動車部品の製造業者について、「専門小売業者」、「ホテル」及び「レストラン」とともに、「一般消費財」セクターにグループ分けしている。他方、航空会社、鉄道運行者、自動車レンタル会社、ロジスティクス、輸送会社及び海運会社は、専門的サービスや建設及びエンジニアリング会社とともに、「工業」セクターにグループ分けされている。需要サイドの観点からは、自動車製造会社及びその仕入先の財務業績は可処分所得の水準に大きく依存し、工業活動は財の輸送に関わる産業が提供するサービスに対する需要に影響を与える（influences）ため、これらは筋が通っている。しかし、この純粋に経済的な分解では、サステナビリティの観点からこれらの企業のパフォーマンスにも影響を与える（affect）可能性のある伝統的でない要因を、投資者が容易に識別することができないことが認識された。
- BC44 本公開草案は、最も重要（important）なのは一般目的財務報告の作成者及び利用者のすべてがあらゆる目的に同じ産業分類を適用することではなく、使用するシステムが十分に関連付けられ相互運用可能であることであるという見解を反映している。サステナビリティ関連財務開示の利用者及び作成者の助けとするため、価値報告財団はSICSをGICS、NACE、北米産業分類システム（NAICS）及び米国証券取引委員会が使用している標準産業分類（SIC）システムのほか、国際証券コード（ISIN）システムなど、いくつかの他の一般に使用されている分類システムにマッピングした。これらのマッピング及びより幅広いSICSの効用は、6大陸にわたる60か国近くの企業（S&Pグローバル1200の半数以上を含む）が**現在、サステナビリティ関連情報を投資者に開示するためにSASBスタンダードを使用しており、30か国の約200の投資家（50兆米ドル以上の資産を管理している）がSISCベースのツール及び資源をライセンス使用しているという事実によって証明されている。**
- BC45 これらの利点にかかわらず、関連性を維持するためには、SICSは維持管理（upkeep）が必要となる。企業が変化している競争環境に適応するため（又は技術革新を通じてそれらの変化を生み出すのを助けるため）にビジネスモデルを変革させるとつれて、セクター及び産業の構成やそれらの相互関係は進化し続けるであろう。これまで、SICSのシステムは比較的少数の大幅な改訂を経験してきた。最も顕著なものとして2016年に4つの産業及び1つのサブの産業（subindustry）が再構成され、2つの産業が統合され、1つのセクターが分割されて、いくつかの産業及びセクターの名称が変更された。これらの変更は、これらの産業のサステナビリティのプロファイルのより正確な評価を可能にするための市場本位の基準設定を通じて表面化した証拠として生じた。

質問11：産業別要求事項（j~l）

（参考）公開草案の関連箇所（重大なリスク及び機会の識別並びに開示の作成）

- S2本体の戦略パートの第9項(a)の重大な（significant）気候関連のリスク及び機会の識別に際し、付録Bにおいて定義される開示トピックを参照しなければならないとされている。
- また、戦略パートの第12項から第15項において、企業が第9項(a)で識別及び記載されている重大な気候関連のリスクについて追加の開示を提供することを要求しており、そのような開示を作成する際、企業は産業別要求事項に関連する指標を参照しなければならないとされている。

公開草案：10項、11項、B13項、B14項

戦略：気候関連のリスク及び機会

- 10 第9項に記載した重大な（significant）気候関連リスク及び機会の識別に際し、企業は産業別開示要求（付録B）において定義される開示トピックを参照しなければならない。
- 11 第12項から第15項の要求事項を満たすための開示を作成する際、第20項に記載したとおり、企業は、産業横断的指標カテゴリー及び開示トピックを、産業別の指標の適用可能性を参照し、考慮しなければならない。

付録B：重大な（significant）リスク及び機会の識別並びに開示の作成

- B13 第9項(a)は、企業がさらされている重大な（significant）気候関連のリスク及び機会を識別し、記述することを企業に要求している。この要求事項を満たす際、作成者は、産業別要求事項がリスク及び機会を識別するための有用な出発点であると考えられる可能性が高い。特に、開示トピックは、特定の産業に属する企業によって行われた活動に基づいて有用な情報の開示をもたらす可能性が高いと識別された気候関連のリスク又は機会を定義している。（設例省略）
- B14 第12項から第15項において、本基準は、企業が第9項(a)で識別及び記載されている重大な（significant）気候関連のリスクについて追加の開示を提供することを要求している。そのような開示を作成する際、企業は、第11項に従い、産業別要求事項に関連する指標を参照しなければならない（設例省略）

質問11：産業別要求事項（j~l）

（参考）結論の根拠の関連箇所（重大なリスク及び機会の識別並びに開示の作成）

結論の根拠：BC49項-BC52項

- BC49 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が述べているように、気候変動の物理的影響（impacts）及び経済的影響（impacts）は幅広い範囲に及んでおり、海面上昇、氷の面積、豪雨の頻度、野火事象の変化、人類の健康、土地の使用と利用可能性、水の品質と利用可能性、生物多様性、食料供給及び国内総生産に影響を与えている（affecting）。この背景により、またこれらの影響（impacts）の多くが関連していることから、企業及び企業の企業価値の評価に影響を与える（affect）可能性の高い気候関連のリスク及び機会の完全な範囲を正確に定義することは可能でない。したがって、提案されている要求事項は何が「気候関連」であるのかを明示的に定めていない。しかし、本公開草案は、TCFD提言及びSASBスタンダードにおける産業別要求事項のうち、「気候関連のリスク及び機会」のパラメータについての理解の助けとする（provide a sense）ためにTRWGが気候関連であると識別したものと整合させている。当該パラメータは意図的に（deliberately）幅広くしているが、包括的なものと解釈されることは意図されていない。このアプローチは、企業価値の評価に影響を与える（affect）可能性のあるすべての気候関連のリスク及び機会の開示を促進し奨励することを意図したものである。
- BC50 提案されている要求事項は、関連する論点（水の利用可能性、生物多様性の維持、森林破壊及び気候関連の社会的影響（impacts）など）を明示的に参照していないが、一般目的財務報告の利用者が気候関連のリスク及び機会が企業価値に与える影響（impact）を評価する上で、そのような情報に重要性がある（material）と作成者が判断する場合には、それらの論点及び他の論点に関する開示をもたらすことがある。これらのリスク及び機会の多くに関する企業のパフォーマンスは、本公開草案の付録B（一般的な産業横断的な要求事項を補足し補完することが明確に意図されている）に含まれている産業別の開示トピック及び関連する指標によって捕捉される可能性が高い。しかし、産業別要求事項は包括的であることを意図したのではなく、企業は具体的な事実及び状況に関連する追加的な気候関連のリスク又は機会（及び関連するパフォーマンス指標）を識別することがある。
- BC51 例えば、飲料製造会社は気候変動が（特に特定の地域での）水の利用可能性に与える短期、中期及び長期の影響（impacts）に対処する可能性が高いと予想される（expected）。当該企業の戦略、オペレーション、資本計画、資産価値及び水のコストの安定性に対する影響（implications）は、気候関連のリスクの評価に関連するであろう。この産業における企業の企業価値に重大な（significant）影響（effects）を有する可能性が合理的に高いからである。付録Bで参照している産業別要求事項には、飲料製造会社について水管理の指標が含まれ、これには、引き出した水の総量、消費した水の総量及び、水不足又は著しい水ストレスの地域におけるそれぞれの割合が含まれる。このような産業関連の指標は、産業横断的な開示要求を基礎とし、提供される気候関連のリスクのより完全な像をもたらす比較可能性を高めることが意図されている。
- BC52 しかし、これらの開示トピック及び関連する指標を本公開草案に含めたことは、それらが関連するより幅広いサステナビリティ関連のリスク及び機会（水の利用可能性、調達及び品質、生物多様性の維持並びに森林破壊を含む）について、サステナビリティ関連財務開示の目的で本公開草案によって十分に扱われていることを示すものではない。実質上、ISSBの提案では、開示が要求されるのは気候変動に最も密接に関連しているものと識別された事項の諸側面についてのみとなる。アジェンダの優先順位についてさらに協議することを条件に、企業価値評価に関連するサステナビリティ関連財務開示をより幅広く（すなわち、気候変動の範囲を超えて）扱うという目的に合わせて、ISSBはこれらの及び他のサステナビリティ関連のリスク及び機会を将来の基準設定において、より全面的に検討することを意図している。

質問11：産業別要求事項（j~l）

（参考）公開草案の関連箇所（産業横断的指標カテゴリーを満たす情報の作成）

- 公開草案では、産業横断的指標カテゴリーの開示に際し、関連するフルセットの産業別要求事項をすべて参照することを求めている。

公開草案：B15項-B17項

産業横断的指標カテゴリーを満たす情報の作成

B15 同様に、企業は、定量的情報の開示に係る産業に基づく要求事項が、第21項(a)から(e)の産業横断的指標カテゴリーに関連する開示の要求事項を満たすかどうかを確認し、検討しなければならない。以下は例である。

- (a) 第21項(a)は、企業のスコープ1 温室効果ガス排出の総量の開示を要求している。半導体産業に属する企業は、ペルフルオロ化合物に関連するスコープ1 排出の割合（TC-SC-110a.1 の指標を参照）を開示することによってこれを補強する可能性がある。
- (b) 第21項(c)は、企業の物理的気候リスクのエクスポージャーに関連する定量的情報の開示を要求している。農産物産業に属する企業は、水ストレスのある地域から供給される主要作物の割合を開示することによってこれを満たす可能性がある（FB-AG-440a.2 の指標を参照）。
- (c) 第21項(d)は、企業の気候関連の機会に関連する定量的情報の開示を要求している。化学産業に属する企業は、使用段階の資源効率のために設計された製品からの収益を開示することによってこれを満たす可能性がある（RT-CH410a.1 の指標を参照）。及び
- (d) 第21項(e)は、企業の気候関連の資本投下に関する定量的情報の開示を要求している。石油及びガスの企業は、再生可能エネルギーに投資した金額を開示することによってこれを満たす可能性がある（EM-EP-420a.3 の指標を参照）。

B16 作成者が特定の産業横断的指標カテゴリーと、所定の産業に基づく開示トピック又はそれに対応する指標との間の直接的又は明示的なつながりを識別するかどうかにかかわらず、企業は、企業がさらされている気候関連のリスク及び機会を適正に表示するという視点を持って、関連するフルセット（一組又は複数組）の産業別要求事項をすべて参照しなければならない。

B17 本基準に関連する産業別の開示の要求事項は、表1に記載されているように、本基準のB1巻からB68巻として分類された、個別の産業に基づく巻として公表されている。

質問11：産業別要求事項（a～c）

（1）質問文

- 本公開草案は、付録Bにおいて、気候変動に関連する重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処する、産業別開示要求を提案している。要求事項は産業別であるため、特定の企業に適用されるのはその一部のみとなる。この要求事項は、SASBスタンダードに由来している。これは、ISSBが既存のサステナビリティ基準及びフレームワークを基に構築することを提案した、評議員会のサステナビリティに関する2020年公開協議への回答と整合している。また、このアプローチは、TRWGの気候関連開示のプロトタイプとも整合している。
 - 提案されている産業別開示要求は、SASBスタンダードにおける相当の要求事項とほとんど変わらないものである。しかしながら、本公開草案に含まれる要求事項は、既存のSASBスタンダードと比較して、いくつかの的を絞った修正を含んでいる。この改善案は、TRWGの気候関連開示のプロトタイプ公表以降に開発されたものである。
 - 提案されている第1の変更点は、法域特有の規制又は基準を引用している指標のサブセットの国際的な適用可能性に対処するものである。この点について、本公開草案では、国際的な基準及び定義、又は適切な場合には、法域において同等の基準を参照するように（SASBスタンダードと比較した場合の）修正を提案している。
 - 結論の根拠のBC130項からBC148項では、産業別要求事項の国際的な適用可能性を向上させるという本公開草案の提案の背景となる理由を説明している。
- a. 国際的な適用可能性を向上させるためにSASBスタンダードを改訂するアプローチに賛成するか。これには、ガイダンスの明瞭性を低下させたり、その意味を実質的に変更したりすることなく、企業が法域にかかわらず要求事項を適用することを可能にすることを含む。賛成しない場合、代わりにどのようなアプローチを提案し、それはなぜか。
 - b. 産業別開示要求のサブセットの国際的な適用可能性を向上させることを意図した修正案に賛成するか。賛成しない場合、それはなぜか。
 - c. 提案されている修正により、過去の期間に関連するSASBスタンダードを使用していた企業が、過去の期間の同等の開示と整合する情報を継続して提供することが可能になることに賛成するか。賛成しない場合、それはなぜか。

質問11：産業別要求事項（a～c）回答の方向性

（2）回答の方向性

- 質問a.b.について

- 昨年、公表されたプロトタイプでは、米国等の固有の基準と制度を前提とした指標が数多く含まれており、国際的な適用の観点から課題があったが、公開草案で示されたアプローチによる修正は、地域的な偏りが改善されており、国際的な適用可能性を向上させるものと捉えられ、評価できるのではないか。
- 一方で、「基礎的見解」で指摘した通り、グローバルベースラインとして、各国制度への反映を前提とすると、産業別要求事項は、要求事項が多くかつ細則的であることに起因する課題があり、公開草案で示されたアプローチによる修正では不十分ではあることから、総論及び質問11. j .の回答に合わせて、基準全体における産業別要求事項の位置づけについて、提案することとしたい。

質問11：産業別要求事項（a～c） （参考）基礎的見解の関連箇所（1/2）

基礎的見解

2. 比較可能性と独自性のバランスを実現するための提案

②基準全体の構造と、基準において示す開示項目の詳細度の検討

- 基準全体として、全般的要求事項、テーマ別、業種別という構造を採用することは、テーマ毎や業種毎に異なるサステナビリティ関連財務情報と企業価値の関連性をチューニングしつつ、比較可能性を高めていくための工夫として賛同する。
- 他方、気候関連開示プロトタイプ本文、別紙 B及び付属書（業種別指標）において示されている指標は、特に産業別指標について、細則的であることに起因する課題を有している。

（例）

- ✓ 地域やビジネスモデルによっては必ずしもマテリアルとは言えない指標が含まれており、国際的なベースライン基準として捉える上では課題がある
- ✓ 現状のプロトタイプでは、米国等の固有の基準や制度を前提とした指標が数多く含まれており、国際的な適用性の観点から課題がある
- ✓ 企業によっては現在の付属書に該当する業種がない場合や、複数事業を展開する企業においてはどの業種の指標を開示すべきか判断が難しい場合がある
- また、指標の内容や算定方法が過度に具体的になることで、国際的な環境変化や、将来的な産業構造や各国規制環境の変化に機動的に対応することを難しくする可能性がある。
- このため、特に別紙B及び付属書（業種別指標）において示す業種別の開示要求事項については、より一般化したディスクロージャー・トピックベースとし、個別具体的な指標は例示としての位置づけとすることを提案する。

（例）

- ✓ 住宅建設業において求められているHERS指数について、個別の指標を要求事項とするのではなく、住宅のエネルギー効率に関するより上位の概念をディスクロージャー・トピックとして明確化した上で、指標は例示としての位置づけとすることなどが考えられる。

（出典）ISSBプロトタイプに対する基礎的見解（非財務情報の開示指針研究会、2022年3月）

質問11：産業別要求事項（a～c） （参考）基礎的見解の関連箇所（2/2）

基礎的見解

③マテリアリティ判断に関するガイダンス文書の作成

- ISSBプロトタイプについて、企業価値についての利用者の評価に影響を与える場合に重要性（マテリアリティ）があるとする考え方を示した上で、「本基準で特定の要件のリストを定めている場合でも、要件を適用した結果得られた情報が重要でない場合、その情報を開示する必要はない」としたことは作成者・利用者双方にとって効率的かつ効果的な考え方であり賛同する。
- また、重要性についての統一した定量的閾値や特定の状況において何が重要であるか明示をしないことについても理解する。
- 他方、気候関連開示プロトタイプや業種別指標において、広範かつ詳細な要求事項が示されていることから、作成者側にマテリアリティ判断に関する混乱が生じている。
- マテリアリティ判断は「（その情報が）省略されたり、誤っていたり、覆い隠されている状態の場合、一般目的財務報告の主たる利用者のこれらの報告書に基づきされる意思決定に影響を与えると合理的に見込まれるもの」を企業自身が判断する行為であり、開示内容の比較可能性と独自性のバランスを実現する上で鍵となる要素となる。
- このため、重要事項（material issue）の粒度や企業価値への影響度の判断の方法自体に過度なばらつきが生じることは避ける必要がある。この観点から、マテリアリティの検討にあたっての考慮事項、検討プロセス等に関するガイダンス文書を作成することが望ましい。
- その際、現在のプロトタイプでは、指標等の重要性を個別に直接判断する形をとっているが、企業経営者が重要な経営課題等を特定したうえで、当該経営課題等を適切に表す重要情報を開示する2段階アプローチの方が、企業の主体的な判断にもとづく価値関連性の高い開示につながるものと考えられる。
- 重要な経営課題等を特定した上で開示情報を選択するアプローチは、国際統合報告フレームワークやGRIスタンダードにおいても採用されており、既存のサステナビリティ報告や統合報告に関する実務蓄積との連続性が担保できる。

3. 全般的要求事項のプロトタイプ、気候関連開示プロトタイプ本文、別紙B及び付属書（業種別指標）への提案

iii) 気候関連開示プロトタイプ（別紙 B 及び付属書（業種別指標））

気候関連開示プロトタイプ（別紙 B 及び付属書（業種別指標））について、下記 3 点提案する。

- ① 地域ごとの基準や測定方法のうち、どのような内容であれば認められるかについて、より上位の記載箇所において明確化することを提案する。
- ② 特殊なビジネスモデルを有する企業や、複数事業を展開する企業における業種別指標の選定の考え方について、ガイダンスを策定することを提案する。
- ③ 業種別指標のベースとなっている SASB（サステナビリティ会計基準審議会）では、ビジネス環境の変化に対応するために、開示項目について定期的な意見募集を行い、適宜見直しを行っている。それと同様に指標の妥当性について、継続的な見直しを行うことを提案する。

質問11：産業別要求事項（a～c） （参考）プロトタイプ、公開草案の関連箇所

- 公開草案では、産業別要求事項のベースとなるSASBスタンダードの地域的な偏りのある36の指標について、国際的な適用可能性を高める観点から、見直しが行われている。

プロトタイプ：Appendix B 注釈

（略）さらに、ISSBによる検討のためのTRWGの提言の中に、ISSBが解決すべき以下の問題に関して、業種別開示にタグ付けをすること含まれている。

- 国際的な適用可能性（全セクター）。
- 重複（特定のセクター）；および
- 融資された排出量とポートフォリオの整合性（金融セクター）。

ISSBがこれらの課題やその他の潜在的な課題に取り組むのを支援するため、TRWGは、以下の表に示すように、課題のサブセットを特定し、4つの分野に分類した。

業種別開示の問題	説明と例
国際的な適用性	<u>エネルギースター（米国環境保護機関）など、管轄地域固有の規制や基準を引用した指標。</u>
気候の範囲	水質など、気候変動と間接的に関係する指標。
ガバナンス、戦略、またはリスク管理についての要求との重複	リスクに関する記述など、規格本体で要求される開示と重複する、または対立するような測定基準
業種横断指標との重複	Scope1GHG 排出量など、業種横断的に要求される指標と同一または類似している指標

公開草案：B10項-B12項

SASBスタンダードとの比較可能性

- B10 産業別要求事項は、SASBスタンダードに由来している。過去の報告期間において、サステナビリティ関連財務開示を作成するための基礎としてSASBスタンダードを使用した企業は、B11項で識別された項目を除き、要求事項がSASBスタンダードと整合的であることに気付くであろう。そのような整合性には、以下が含まれる。
- 産業分類
 - 開示トピック
 - 指標及び技術的プロトコル、及び
 - 活動指標
- B11 SASBスタンダードと本基準の産業別要求事項との間で、2つの違いが提案されている。それらは適切な巻において示されている（B16項参照）。これらの違いは参照しやすいようにマークアップされており、追加には下線が引かれ、削除には取り消し線が引かれている。これらの違いには、以下を含む。
- 国際的な適用可能性を高めるために提案された変更を含む、産業別要求事項のサブセット、及び
 - ファイナンスに係る排出及びファシリテーションに係る排出からのリスクに対処するため、関連する指標とともに、金融セクターの4つの産業に追加することが提案されている開示トピック
- B12 該当ある場合、産業別要求事項には、IFRSサステナビリティ開示基準への移行に際して、SASBスタンダードを使用した作成者を支援するために派生した、関連するSASB指標コードが付随している。

質問11：産業別要求事項（a～c）

（参考）結論の根拠の関連箇所（国際的な適用可能性）

結論の根拠：BC130項-BC133項

- BC130 ISSBの使命は、一般目的財務報告の利用者のためのサステナビリティ関連開示のグローバル・ベースラインを示すことにある。基準案がより詳細かつ具体的になるにつれて、比較可能性を促進することと複雑性を回避することの間で、根源的なトレード・オフが生じる。各地域にわたる規制環境、任意の基準、産業構造及びビジネスモデルの主要な相違点は、各法域にわたり容易に適用可能なサステナビリティ関連開示基準を開発することの困難さを悪化させることがある。
- BC131 本公開草案に関連した産業別指標の圧倒的多数が、国際的に適用する上で適合していることが指摘された。例えば、本公開草案は68産業にわたる350の産業別指標を含んでいる。これらのうち、36の指標（およそ10%）が、国際的な適用可能性を高めるため、追加の技術的な精緻化が必要なものとして識別された。この論点について、的を絞った法域の作成者のための暫定的なガイダンスを開発することによって対処できるのかが検討された。しかし、36の指標は12の的を絞った技術的な修正を通じて対処することができることが決定された。
- BC132 次々と並べた一連の質問は、各指標を評価し改訂案に至るために検討された。質問は以下のことを決定しようとした。
- (a) 国際的な基準、定義又は計算方法が適用されているか。
 - (b) その場合、それはほとんどの又はすべての法域に適用可能かどうか。
 - (c) そうでない場合、法域別の基準から、広く理解されている一般的な定義又は計算方法を導き出すことができるかどうか。及び
 - (d) 一般的な定義又は計算方法を導き出せない場合、企業が準拠しなければならない法域別の要求事項があるかどうか。

質問11：産業別要求事項（a～c）

（参考）結論の根拠の関連箇所（国際的な適用可能性）

結論の根拠：BC130項-BC133項（続き）

BC133 これらの質問への回答に基づき、3つのアプローチ案が開発された

- (a) 改訂アプローチ1 — 以下のようなものに関連する、国際的に適用されている基準、定義又は計算方法を参照することによって改訂する。
 - (i) ほとんどの法域が従っている。
 - (ii) 各法域におけるそれに相当するものは、広まっている国際的な基準、定義又は計算方法と意味のある相違がない。
 - (iii) 各法域におけるそれに相当するものの例が、理解可能性を高めるために関連する場合に提供される。
- (b) 改訂アプローチ2 — 以下の場合に一般的な定義を示すことにより改訂する。
 - (i) 国際的に適用されている基準、定義又は計算方法が存在しない場合。
 - (ii) 基礎となる概念が広く理解されていて、一般的な定義又は計算方法が幅広く受入可能な場合。
 - (iii) 定義、基準又は計算方法が比較可能性を高めることができる場合。
- (c) 改訂アプローチ3 — 以下の場合に法域別の要求事項を参照することにより改訂する。
 - (i) 国際的に適用されている基準、定義又は計算方法が存在しない。及び
 - (ii) 法域レベルの基準、定義又は計算方法が適用される。

（出典）公開草案 – IFRS S2号「気候関連開示」[案]に関する結論の根拠（IFRS財団 2022年3月）

質問11：産業別要求事項（a～c）

（参考）結論の根拠の関連箇所（国際的な適用可能性）

結論の根拠：BC134項-BC135項

改訂アプローチ 1 の例：国際的に適用されている基準、定義又は計算方法を参照して改訂

BC134 SASB指標IF-EU-420a.2は、「スマートグリッド」技術で提供される電力施設の電力負荷の割合を測定する。この指標の技術的プロトコルは、米国の2007年エネルギー独立法（Energy Independence Act of 2007）の第8編に従って「スマートグリッド技術特性」を参照している。

BC135 国際的な関係機関である国際エネルギー機関（IEA）が、それらの特性を報告書「技術的ロードマップ：スマートグリッド」（2011年）で定義しているため、当該指標はIEAのスマートグリッド特性を含めるように改訂された。

表1 – SASBスタンダードへの適応に対する改訂アプローチ

SASBスタンダード	改定案
F-EU-420a.2 スマートグリッド技術により供給される電力負荷の割合	IF-EU-420a.2 スマートグリッド技術により供給される電力負荷の割合
電力負荷は、 <u>米国の2007年エネルギー独立法の第8編に示されている特徴的な特性の1つ以上を実現する技術</u> であれば、スマートグリッド技術によって供給されているとみなされる。	電力負荷は、 <u>国際エネルギー機関（IEA）が定義する特徴的な特性の1つ以上を実現する技術</u> であれば、スマートグリッド技術によって供給されているとみなされる。
(i) スマートグリッド技術の例としては、デマンドレスポンス・システム、配電自動化、スマートインバーター、自動検針装置、他のスマートホーム及びインテリジェント・ビルディング制御製品などが挙げられるが、それらに限るものではない。	(i) スマートグリッド技術の例としては、エネルギー貯蔵、デマンドレスポンス・システム、配送自動化、スマートインバーター、自動検針装置、他のスマートホーム及びインテリジェント・ビルディング制御製品が含まれるが、それらに限るものではない。

質問11：産業別要求事項（a～c）

（参考）結論の根拠の関連箇所（国際的な適用可能性）

結論の根拠：BC136項-BC137項

改訂アプローチ2の例：一般的な定義を示すことによって改訂

BC136 SASBスタンダードは、9つの産業の基準において再生可能燃料の消費を測定する指標を含んでいる。当該指標で使用されている再生可能燃料の定義は、米国の再生可能燃料基準に基づいている。

BC137 国際的に及び複数の産業で使用されている再生可能燃料の単一の定義はないように思われるが、再生可能燃料を定義する多くの法域レベルの再生可能燃料規制、及び国際的に特定の産業について使用されている再生可能燃料の定義がある。さまざまな法域別及び産業別の定義はすべて、再生可能燃料をめぐる一貫した1組の一般原則を反映している。したがって、法域別及び産業固有の定義におけるコアとなる原則を反映するために、一般的な定義が導き出され改訂後の指標において示された。

表2 – SASBスタンダードへの適応に対する改訂アプローチ2

SASBスタンダード	改定案
再生可能燃料は、 <u>米国の再生可能燃料基準（U.S. 40 CFR 80.1401）</u> によって、 <u>以下の要件のすべてを満たす燃料として定義</u> される。	再生可能燃料は、 <u>一般的に以下の要件のすべてを満たす燃料として定義</u> される。
(i) 再生可能なバイオマスから製造されたもの、 (ii) 輸送用燃料、暖房用燃料油、又はジェット燃料に含まれる化石燃料の代替又は削減も使用されるもの、及び、 (iii) (iii) U.S. 40 CFR 80.1403に従ってこの要求から免除されていない限り、ライフサイクルの温室効果ガス（GHG）排出が、ベースラインのライフサイクルGHG排出より少なくとも20%少ないもの。	(i) 再生可能なバイオマスから製造されたもの、 (ii) 輸送用燃料、暖房用燃料油、又はジェット燃料に含まれる化石燃料の代替又は削減に使用されるもの、及び、 (iii) ライフサイクルのベースでの温室効果ガス（GHG）排出の純排出削減を達成したものを。

質問11：産業別要求事項（a～c）

（参考）結論の根拠の関連箇所（国際的な適用可能性）

結論の根拠：BC138項-BC140項

改訂アプローチ3の例：法域別の要求事項を参照して改訂

BC138 SASBスタンダードの中の3つの産業別基準は、ENERGY STAR®プログラムに従って認証される適格製品から生じた収益の割合を指標として含んでいる。

BC139 ENERGY STAR®プログラムは、米国の環境保護庁がエネルギー効率の高い製品を識別し奨励するための取組みである。その他の法域レベルのプログラム、認証及び方法論（中国のエネルギー・ラベル・プログラムや欧州のエネルギー・ラベリング・データベースなど）も、エネルギー効率の高い製品の製造及び使用を奨励している。国際的に受け入れられている単一の分類システムはなく、「エネルギー効率が高い」の意味を決定するために使用される定義、方法論及び閾値が法域間で異なっているため、本公開草案に示した提案は一般的な定義を含んでいない。

BC140 国際的に受け入れられているアプローチ及び一般的な定義がないことから、改訂アプローチ3に従い、本公開草案において示した提案は、要求される開示を法域別のプログラム及び方法論に基づいて行うことを企業に要求することとなる。この改訂は、製品のエネルギー効率についてのデータを、企業が最も該当する方法論を使用することによって提供できるようにすることを意図している。（何が「最も該当する」となるのかは、企業がさらされている固有のリスク及び機会を強調するため、当該製品がどこで販売されるのかに基づくこととなる。）

表3 – SASBスタンダードへの適応に対する改訂アプローチ3

SASBスタンダード	改定案
ENERGY STAR®プログラムに認証された適格製品から生じた収益の割合	エネルギー効率基準に認証された適格製品から生じた収益の割合
企業は、 <u>米国の環境保護庁（EPA）のENERGY STAR®プログラムに認証された適格製品から生じた収益の割合を開示しなければならない。</u>	企業は、 <u>エネルギー効率基準に認証された適格製品から生じた収益の割合を開示しなければならない。</u>
(i) 適格製品とは、ENERGY STAR®認証が存在する製品カテゴリーにおける製品であり、次の機器並びに冷暖房製品カテゴリーを含む。空気清浄機、衣類乾燥機、洗濯機、除湿機、食器洗浄機、冷凍庫、冷蔵庫、空調、ボイラー、ダクトレス冷暖房、炉、ヒートポンプ及び換気扇。 (ii) 企業は当該割合を、ENERGY STAR®認証の要件を満たす製品から生じた収益を、ENERGY STAR®認証に適格な製品から生じた総収益で除して算定しなければならない。	(i) 企業は当該割合を、適用可能な認証の要件を満たす製品から生じた収益を、認証に適格な製品から生じた総収益で除して算定しなければならない。 (ii) 適格製品とは、認証が存在する製品カテゴリーにおける製品であり、これには次のものが含まれるが、これらに限らない。空気清浄機、衣類乾燥機、洗濯機、除湿機、食器洗浄機、冷凍庫、冷蔵庫、空調、ボイラー、ダクトレス冷暖房、炉、ヒートポンプ及び換気扇。

質問11：産業別要求事項（a～c）

（参考）結論の根拠の関連箇所（国際的な適用可能性）

結論の根拠：BC141項-BC142項

- BC141 表1から3は、地域的な偏りを示しているものとして識別された36の指標に対処するために開発された3つの規準に基づくアプローチを使用した改訂案の例を示している。他のいくつかの例において、単一の国に固有の例が、産業別指標の基礎となるプロトコルにおいて、例示目的又は他の本質的でない目的で参照されている場合、そのような参照は削除された。改訂された指標のすべてについて、参照の便宜のため、産業別要求事項において見え消し方式で、追加に下線を付し削除は取消線を付して示しており、既存のSASBスタンダードからの変更点を反映している。
- BC142 これらの改訂は、指標の国際的な適用可能性を高めることを意図した、的を絞った利害関係者に対するアウトリーチによって情報がもたらされた。一部の回答者は、多数の指標について、どのようにしてパフォーマンスをより効果的に測定できるのかも提案した。しかし、このような改善は本公開草案で示している要求事項案（SASBの気候関連の産業別要求事項を本公開草案に適時に組み込むことを促進するための国際化への対処にのみ焦点を当てている）の範囲外である。すべての追加的なフィードバックは、ISSBが将来の改訂を審議する際にさらに検討するために文書化されている。

質問12：コスト、便益及び可能性が高い影響（effects）

（1）質問文及び回答の方向性

- 結論の根拠の BC46項からBC48 項は、本公開草案の提案の適用により、コスト及び便益の適切なバランスを確保するための約束を示している。
 - a. 提案の適用により生じる可能性が高い便益及び適用により生じる可能性が高いコストについて、これらの提案から生じる可能性が高い影響（effects）を分析する上でISSBが考慮すべきコメントはあるか。
 - b. 提案の継続的な適用に係るコストについて、ISSBが考慮すべきコメントはあるか。
 - c. 本公開草案に含まれる開示要求の中で、その情報の作成に関連するコストを便益が上回らないと思われるものはあるか。その理由又はそうでない理由は何か。

【回答の方向性】

- 本問については、他の問における議論を踏まえて、コストと便益のバランス、及び見込まれる影響について、改めて回答することとしたい。

質問12：コスト、便益及び可能性が高い影響（effects） （参考）結論の根拠の関連箇所

結論の根拠：BC46項-BC48項

コスト、便益及び可能性が高い影響（effects）

- BC46 ISSBは、本公開草案で示している提案の適用がコストと便益を適切にバランスさせるようにすることを約束している。すなわち、ISSBは、それを適用した場合に、導入及び継続的適用のコストを正当化する便益を生じさせる基準を開発することを目指している。
- BC47 本公開草案に基づく基準の導入及び継続的適用に関連したコストが企業に生じる可能性があることが認識されている。情報の収集、高品質の開示を達成するための統制の設計及び当該情報についての第三者の保証の入手に関連したコストなどである。幅広く使用されているサステナビリティのフレームワーク及び基準のコアとなる要素を織り込みこれらを基礎とすることによって、本公開草案で示した提案はそうしたコストを最小限にするように設計されている。さらに、これらのコスト及び他のコストは期待される便益と比較された。その便益には、運用の効率性、資本へのアクセス、資本コスト、評判及び従業員の関与への好影響（impacts）など、広範な学術研究及び市場調査やその資料が本公開草案の基礎を形成している、基準設定主体によって確認されたものが含まれる。作成者はまた、一般目的財務報告の利用者のためのより合理化されたサステナビリティ報告から便益を享受する可能性がある。国際資本市場における投資者、融資者及び他の債権者のニーズを満たすために使用される際の本公開草案における提案の適用を通じてである。関連性のある回避されるコスト（手作業によるデータ収集、翻訳及び分析の非効率に関して投資者が頻繁に挙げるコストなど）の可能性も考慮された。
- BC48 費用対効果の高い基準を作成するように努めるにあたり、ISSBは、新たな要求事項の提案の導入及び当該提案の継続的適用により生じる可能性の高いコストに関する知識を収集、評価及び共有することを約束している。本公開草案は、ISSBの意思決定に情報をもたらすために、本提案により生じる可能性の高いコスト及び便益に関する情報を提供するようコメント提出者に求めている。ISSBは本公開草案で提案している要求事項のうち、企業が導入し適用している範囲がそれほど広くないものについてのフィードバックを得ることに特に関心がある。もっともらしい（plausible）将来の気候経路（climate trajectories）に対する企業のレジリエンスのシナリオ分析又は他の評価に関する要求事項案や、ファイナンスに係る排出（financed emissions）及びファシリテーションに係る排出（facilitated emissions）に関する新たな産業固有の要求事項を導入するという提案などである。ISSBは、提案している新たな要求事項により生じる可能性の高い影響（effects）についての洞察を、正式な（formal）公開協議プロセス（本公開草案の公表など）及び非公式の協議を通じて得る予定である。

質問14：発効日

(1) 質問文

- 本公開草案は、一部の企業が利用しているサステナビリティ関連及び統合報告のフレームワークを基礎としているため、適用初年度に遡及アプローチを適用して比較情報を提供できる企業もいる場合がある。しかしながら、遡及アプローチを適用する能力は企業によってさまざまであることを認識している。
 - このような状況を踏まえ、本公開草案の提案を適時に適用するために、企業は適用初年度に比較情報を開示する必要はないとすることを提案している。
 - IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」[案]では、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関するすべての重要性がある（material）情報を開示することを企業に要求している。なお、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的求事項」[案]は、本公開草案とあわせて適用されることを意図している。しかしながら、本公開草案では、気候関連のリスク及び機会に関する開示が求められており、これは、サステナビリティ関連のリスク及び機会のサブセットであるため、作成者にとって課題となることがある。したがって、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」[案]に含まれる要求事項の適用には、より長い時間がかかることがある。
 - 結論の根拠の BC190 項から BC194 項は、本公開草案の提案の背景となる理由を述べている。
- a. 本公開草案の発効日は、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」の発効日より早くすべきか、遅くすべきか、それとも同じにするべきか。それはなぜか。
 - b. ISSBが発効日を設定する場合、最終基準公表後、どの程度の期間が必要か。本公開草案の提案を適用する企業が必要とする準備について、具体的な情報を含めて、回答の理由を説明されたい。
 - c. 本公開草案に含まれる開示要求の一部について、企業が他の開示要求より早く適用することは可能だと考えるか（例えば、ガバナンスに関する開示要求が、企業の戦略のレジリエンスに関する開示要求よりも早く適用される可能性はあるか）。ある場合、どの要求事項が早く適用することができ、本公開草案中の要求事項の一部について、他の要求事項よりも早い時期に適用することを要求すべきと考えるか。

質問14：発効日

(2) 回答の方向性

● 質問a.について

- S2基準案が単独で発効される場合、以下をはじめとするS1基準案の規定が適用されなくなる可能性がある。

第2項：報告企業は、企業がさらされている重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会のすべてに関して重要性がある（material）情報を開示しなければならない。

第60項：企業は、IFRSサステナビリティ開示基準で要求される特定の開示に重要性がない（not material）場合には、提供する必要はない。このことは、IFRSサステナビリティ開示基準が特定の要求事項のリスト又は最低限の要求事項を定めている場合であっても該当する。

- そのため、基本的にはS1基準案とS2基準案が同時に発効されるのが望ましいと考えられるが、この点についてどのように考えるか。

● 質問b.について

- サステナビリティ関連財務情報については、新たに開示に取り組む企業も多く存在する。また、既に取り組む・開示を進めている企業についても、バリュー・チェーンレベルでの開示等、従来よりも広範囲に渡る情報収集・集約の作業が発生することが想定される。
- 産業界からも、「早期適用を可能としつつも、多くの企業が適切な開示ができるように、本規則確定日から効力発生日までの間に、相当な準備期間を設けていただきたい。」「各国の状況を踏まえ、適用時期については移行段階を設ける必要があると考えている。」といったように、適用にあたっての準備期間を求める声が上がっている。
- 上記を踏まえ、提案を適用する企業、サステナビリティ関連財務情報開示を利用する企業等が必要とする準備について、具体的な論拠とともに移行期間の必要性を主張する方向性でどうか。
- これに向けて、対応に時間を要すると見込まれる領域（例：社内の現状（情報）把握、開示に取り組む社内横断体制の整備、グループ企業への周知、サステナビリティ論点毎の開示要否の判断（重要性の判断）、「バリュー・チェーン」の範囲検討等）、及びその理由、また具体的な移行期間について、業界団体等を通じた情報収集を実施した上で、その結果を具体的な論拠として落とし込んだ上で、意見書に盛り込むという方向でどうか。

質問14：発効日

(参考) 公開草案の関連箇所 (プロトタイプからの主な変更)

- 本基準を最初に適用する際は、比較情報の開示は要求されないことが明確化された。

公開草案：C1項-C2項

- C1 企業は、20XX年1月1日以降に開始する年次報告期間より本基準[案]を適用しなければならない。早期適用は認められる。企業は、本基準[案]を早期に適用する場合には、その旨を開示しなければならない。
- C2 企業は、初度適用日より前のいかなる期間についても、本基準[案]において定められた開示を提供することは要求されない。したがって、企業が本基準[案]を適用する最初の期間において、比較情報の開示は要求されない。

質問14：発効日

(参考) 結論の根拠の関連箇所

結論の根拠：BC190項-BC194項

発効日

- BC190 本公開草案は、時とともに企業の気候関連のパフォーマンスについての洞察を提供するため、過去の期間における気候関連情報と比較可能な情報の開示を要求している。比較可能性は、一般目的財務報告の現在の及び潜在的な利用者にとって有用となり得る情報を提供するために重要 (important) と考えられる。
- BC191 気候関連のリスク及び機会に関する新しいIFRSサステナビリティ開示基準の初度適用において、比較情報が過去の報告期間について提供されたならば一般目的財務報告の利用者にとって有用であるであろうことが認識された。本公開草案は、現在、市場で報告企業が使用しているサステナビリティ関連及び統合報告のフレームワークを基礎としているので、企業はそうした比較情報を適用初年度に提供するために遡及的アプローチを適用できる可能性がある。しかし、遡及的アプローチを使用できる能力は、企業によって異なるであろうことが認識された。
- BC192 この状況を認識して、本公開草案の適時な適用を促進するため、企業は本公開草案を適用する最初の期間において比較情報の開示を要求されないことが提案されている。
- BC193 IFRSS1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」[案] は、サステナビリティ関連のリスク及び機会のすべてに関する重要性がある (material) 情報の開示を企業に要求することとなる。IFRSS1号 [案] を本公開草案とともに適用することが意図されている。これは作成者に困難を生じさせる可能性がある。本公開草案は、サステナビリティ関連のリスク及び機会の部分集合である、気候関連のリスク及び機会についての開示要求を提案しているからである。したがって、IFRSS1号 [案] に含まれている要求事項は、導入するのにより長い期間を要する可能性がある。
- BC194 ISSBは、提案している要求事項の発効日を、最終的な基準を承認する際に設定する予定である。ISSBは、多くの国が翻訳に時間を必要とすること、各法域で本基準が法律上又は規制上の要求事項に組み込まれる際に、承認及び管理のプロセスのための時間を設ける必要があることを認識している。さらに、企業は新しい基準を導入するために時間を要することとなる。提案を適用するために必要とされる期間に関して、本公開草案に回答する利害関係者が提供する情報は、ISSBが適切な発効日を決定するにあたり考慮される予定である。

質問16：グローバル・ベースライン

(1) 質問文及び回答の方向性

- IFRSサステナビリティ開示基準は、一般目的財務報告の利用者が企業価値の評価を行えるようにするためのニーズを満たすことを意図しており、企業価値の評価のための包括的なグローバル・ベースラインを提供している。その他の利害関係者も、気候変動の影響（effects）に関心を持っている。それらのニーズは、規制当局や法域を含む、他者によって設定された要求事項によって満たされる可能性がある。ISSBは、そのような他者による要求事項が、IFRSサステナビリティ開示基準によって設定された包括的なグローバル・ベースラインの上に構築されることを意図している。
- 本公開草案の提案の中で、IFRSサステナビリティ開示基準がこのような形で利用されることを制限すると考えられる特定の諸側面はあるか。ある場合、それはどの側面で、それはなぜか。また、代わりに何を提案し、それはなぜか。

【回答の方向性】

- 「3. 総論について（主要な論点）」での議論を踏まえ、S1基準案の質問への回答と同じ方向性で回答案を検討することとしたい。

1. 第7回研究会以降の関連動向
2. ISSB公開草案及び関連公表文書
3. 総論について（主要な論点）
4. 全般的な要求事項（S1基準案）に関する主な質問
5. 気候関連開示（S2基準案）に関する主な質問

（参考）その他の質問

全般的要求事項 (S1基準案)

質問3：範囲（第8項から第10項）

（1）質問文

- 本公開草案における提案は、IFRSサステナビリティ開示基準に基づいてサステナビリティ関連財務情報を作成及び開示する際に適用されるものである。利用者による企業の企業価値の評価に影響を与えることが合理的に予想できないサステナビリティ関連のリスク及び機会は、サステナビリティ関連財務情報の開示の範囲外である。
- 本公開草案は、どの法域における一般に公正妥当と認められた会計原則（GAAP）でも（IFRS会計基準でも他の一般に公正妥当と認められた会計原則（GAAP）でも）、一般目的財務諸表を作成する企業が適用できるように作成されたものである。
- 本公開草案の提案は、（IFRS会計基準に準拠した財務諸表だけでなく）どの法域における一般に公正妥当と認められた会計原則（GAAP）に準拠していても一般目的財務諸表を作成する企業に適用できるとすることに賛成するか。賛成しない場合、その理由は何か。

質問11：比較情報、見積り及び結果の不確実性の源泉並びに誤謬（第63項から第65項、第79項から第83項及び第84項から第90項）

（1）質問文

- 本公開草案は、比較情報、見積り及び結果の不確実性の源泉、並びに誤謬に関して提案された要求事項を示している。これらの提案は、IAS第1号及びIAS第8号に含まれる、財務諸表の対応する概念を基礎としている。しかし、本公開草案では、見積りの変更を当期の開示の一部として報告することを要求するのではなく、実務上不可能な場合を除き、更新された見積りを反映した比較情報を開示する、すなわち、より良い見積りを反映するために比較対象を修正再表示することを提案している。
- また、公開草案は、サステナビリティ関連財務開示に含まれる財務データ及び仮定は、可能な限り、企業の財務諸表で使用されている対応する財務データ及び仮定と整合的でなければならないという要求を含んでいる。
 - a. これらの全般的な特徴は、提案に適切に適合しているか。していない場合、何を変えるべきか。
 - b. 前年度に報告された指標をより適切に測定できる場合、比較情報において更新された指標を開示することに賛成するか。
 - c. サステナビリティ関連財務開示における財務データ及び仮定は、可能な限り、企業の財務諸表で使用されている対応する財務データ及び仮定と整合的なものとするという提案に賛成するか。この要求事項が適用できないような状況を承知しているか。

質問11：比較情報、見積り及び結果の不確実性の源泉並びに誤謬（第63項から第65項、第79項から第83項及び第84項から第90項）

（参考）公開草案の関連箇所

公開草案：64項

- 64 サステナビリティ関連財務開示を提供する場合、企業は、更新された見積りを反映した比較情報を開示しなければならない。企業は、前期に報告した情報と異なる比較情報を報告する場合、以下を開示しなければならない。
- (a) 前期に報告された金額と、比較対象の更新された金額との差額 及び
 - (b) 金額が更新された理由



結論の根拠：BC82-BC83項

- BC82 ほとんどの会計フレームワークは、見積りの不確実性について、誤謬や会計方針の変更とは異なる方法で会計処理する。本公開草案は、過去に報告した指標及び目標に関するすべての見積りの変更及び誤謬の訂正について、表示する比較情報を修正再表示することによって訂正することを提案している。この提案は、傾向に関して可能な限り最善の情報を一般目的財務報告の利用者に提供するのに役立つように設計されている。
- BC83 本公開草案は、企業は見積りの重要性（material）がある変更又は重要性（material）がある誤謬に関する情報を開示することを要求することを提案している。この要求事項は、財務諸表において見積りの変更が扱われる方法と対照的である。通常、見積りの変更は将来に向かって（すなわち、変更の期間において）認識される。将来に向かって認識するということは、比較数値は変更されず、見積りの変更は当期の純損益に反映されることを意味する。サステナビリティ関連財務情報について比較数値の変更を要求する理由となった主要な相違点の1つは、指標は報告された資本（equity）に影響を与える（affects）複式簿記モデルの一部ではないことである。サステナビリティ関連指標の一部の性質により、重大な（significant）見積りを必要とすることがある。過去の期間に関連する見積りの変更を、比較数値を通じて反映する方が、当期の情報について承知の上で誤表示するよりも有用であると考えられた。

気候関連開示（S2基準案）

質問2：ガバナンス

(1) 質問文

- 本公開草案の第4項及び第5項は、一般目的財務報告の利用者が、気候関連のリスク及び機会をモニタリングし管理するために用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続を理解できるようにする情報を開示することを企業に要求することを提案している。この目的を達成するため、本公開草案では、気候関連のリスク及び機会を監督する単一又は複数のガバナンス機関（ボード、委員会又はガバナンスの責任を負う同等の機関が含まれることがある）に関する情報、並びに気候関連のリスク及び機会に関する経営者の役割についての記述を開示することを企業に要求することを提案している。
- 本公開草案で提案されたガバナンスの開示要求は TCFD提言に基づくものであるものの、本公開草案は、一般目的財務報告の利用者の情報ニーズを満たすため、気候関連のガバナンス及び管理の一部の側面について、より詳細な開示を行うことを提案している。例えば、本公開草案では、気候関連のリスク及び機会に関するガバナンスの機関の責任が、企業の付託事項、ボードの義務及びその他の関連する方針にどのように反映されているかを開示することを作成者に要求することを提案している。関連するTCFD提言は、「気候関連のリスク及び機会に対するボードの監督と、気候関連のリスク及び機会の評価及び管理における経営者の役割について記述すること」である。
- 結論の根拠のBC57項からBC63項は、本公開草案の提案及びその背景となる理由を説明している。

- 気候関連のリスク及び機会をモニタリングし管理するために用いるガバナンスプロセス、統制及び手続きについて提案された開示要求に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。

質問2：ガバナンス

(参考) 公開草案の関連箇所 (プロトタイプからの主な変更)

- 4項において、ガバナンスに関する気候関連財務開示の目的が明示された。
- 5項について、プロトタイプから大きな変更はない。(a)～(g)は、プロトタイプでは「以下を含む」とされていたが、公開草案では「具体的には、以下を開示しなければならない」とされたことにより、開示要件が明確化された。
- 6項において、「5項の開示を行う際に、全般的要求事項に従い、不必要な繰り返しを回避しなければならない」旨が追加された。

公開草案：4項-6項

- 4 ガバナンスに関する気候関連財務開示の目的は、一般目的財務報告の利用者が、気候関連のリスク及び機会をモニタリングし管理するために用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続を理解できるようにすることにある。
- 5 この目的を達成するため、企業は、気候関連のリスク及び機会を監督する単一又は複数の機関（ボード、委員会又はガバナンスの責任を負う同等の機関が含まれることがある）に関する情報、並びにこれらのプロセスにおける経営者の役割に関する情報を開示しなければならない。具体的には、企業は以下を開示しなければならない。
(a)～(g) 略
- 6 第5項の要求事項を満たすための開示を作成する際、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」[案]に従い、企業は不必要な繰り返しを回避しなければならない（第78項参照）。例えば、企業は第5項で要求される情報を提供しなければならないが、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督が統合的に管理されている場合は、重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会ごとの個別の開示ではなく、統合されたガバナンスの開示を提供することにより繰り返しを削減することになる。

質問2：ガバナンス

(参考) 結論の根拠の関連箇所

結論の根拠：BC57項-BC63項

- BC57 一般目的財務報告の利用者は、企業のガバナンス機関が気候関連のリスク及び機会の監督において果たしている役割を理解することへの関心を示した。これらの利用者はまた、気候関連のリスク及び機会の評価及び管理における経営者の役割を理解することにも関心がある。そうした情報は、重大な（significant）気候関連のリスク及び機会がボード及び経営者の適切な注意を受けているかどうかの評価を支援することができる。
- BC58 本公開草案の第4項及び第5項は、気候関連のリスク及び機会をモニタリングし管理するために用いるガバナンスプロセス、統制及び手続を一般目的財務報告の利用者が理解できるようにする情報を開示することを企業に要求することを提案している。この目的を達成するため、本公開草案では、気候関連のリスク及び機会を監督するガバナンス機関（ボード、委員会及びガバナンスの責任を負う同等の機関が含まれることがある）に関する情報並びに気候関連のリスク及び機会に関する経営者の役割についての記述を開示することを企業に要求することを提案している。
- BC59 本公開草案で提案されたガバナンスの開示要求は、TCFD提言に基づくものである。ボードによる気候関連のリスク及び機会の監督及び気候関連のリスク及び機会の評価における経営者の役割を記述するというものである。しかし、本公開草案は、一般目的財務報告の利用者の情報ニーズを満たすため、気候関連のガバナンス及び管理の一部の側面について、より詳細な開示を行うことを提案している。例えば、本公開草案では、気候関連のリスク及び機会に関するガバナンス機関の責任が、企業の付託事項、ボードの義務及びその他の関連する方針にどのように反映されているかを作成者が開示するという要求事項を提案している。
- BC60 提案されている開示要求は、気候関連のリスク及び機会の監督について整備されている組織、プロセス及び能力だけでなく、気候関連のリスク及び機会が企業のガバナンスの他の側面にどのように統合されているのかも扱っている。例えば、提案している要求事項には、気候関連業績目標の設定の監督及び当該目標に向けた企業の進捗状況のモニタリングへのガバナンス機関の関与、並びに気候関連のリスク及び機会の評価及び管理における経営者の役割の監督に関する開示が含まれる。

質問2：ガバナンス (参考) 結論の根拠の関連箇所

結論の根拠：BC57項-BC63項（続き）

- BC61 一部の人は、気候関連のリスク及び機会の監督に責任を負っているガバナンス機関に関する情報は、これらの機関又はそのメンバーが気候関連事項について有している具体的な専門性に関して情報が提供された場合に増強される可能性があると考えている。この結果、本公開草案の提案は、気候関連のリスク及び機会に対応するように設計された戦略を監督するために適切なスキル及びコンピテンシーが利用可能であることを、当該機関がどのように確実にしているかに関する情報の開示を要求することとなる。スキル及びコンピテンシーについての具体的なレベルは、一部の作成者（特に、監査、テクノロジー及び産業経験を含むさまざまなスキルをすでに含めなければならない小規模な企業のボード）にとっては整備するのが困難であることがある。しかし、多くのコーポレート・ガバナンス機関については、必要とされる専門性は、気候変動の特定の側面（例えば、洪水の被害を受けやすい特定の地域でオペレーションを行っている企業にとっての物理的リスク）についてであり、より幅広い気候科学についてではない。必要とされる専門性が特定されている場合、当該産業における経験がより関連性がある。本提案は、採用したアプローチ及びその理由を作成者が説明することが有用であるという見解を反映している。
- BC62 気候関連のリスク及び機会の評価及び管理における経営者の役割に関して、これらの開示要求が企業の特定の文脈を捕捉できる必要がある。この結果、本公開草案は、気候関連のリスク及び機会の評価及び管理における経営者の役割に関する記述の開示要求の提案を含んでおり、これには、その役割が具体的な経営者レベルの地位又は委員会に委任されているかどうか及び当該地位又は委員会に対し、どのように監督が実施されているかが含まれる。
- BC63 本公開草案は、企業が気候関連のリスク及び機会に関連するガバナンスについての開示において、不必要な繰り返しを回避するという提案を含んでいる。多くの企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会（気候関連のリスク及び機会を含む）のガバナンス及び管理を統合していると指摘された。この結果、本公開草案は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に対する企業の監督が統合的に管理されている場合、重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会ごとの個別の開示ではなく、統合されたガバナンスの開示を提供することにより繰り返しを削減することになると述べている。

(参考) 基礎的見解における言及 (原則主義に基づく基準設計)

- 「基礎的見解」においては、ISSB 基準が、原則主義に基づく基準として発展していくため、開示要素についての基本的な考え方を明確にすることを提案。
- 公開草案では、4つの柱の開示目的が明記されている。

基礎的見解

原則主義に基づく基準設計

- ISSB 基準が、原則主義に基づく基準として、ビルディングブロック・アプローチのもと発展していくため、それぞれの開示要素についての基本的な考え方を明確にすることを提案する。
(例)
 - ✓ 報告内容に関する4つの柱について、各柱がどのような開示目的を有し、どのような情報ニーズに応えるものかという点についての、基本的な考え方を示すことを提案する。
 - ✓ 気候関連開示プロトタイプの指標・目標で示されているディスクロージャー・トピックについて、なぜそのディスクロージャー・トピックが企業価値との関係において重要と考えられるかについて基本的な考え方を示すことを提案する。

公開草案 (4つの柱について)

- 4つの柱については、**冒頭にその開示目的が明記**されている。

【例】ガバナンスに関する気候関連財務開示の目的は、一般目的財務報告の利用者が、気候関連のリスク及び機会をモニタリングし管理するために用いるガバナンスプロセス、統制及び手続きを理解できるようにすることである。(第4項)

公開草案 (指標・目標の開示項目について)

- 指標・目標の産業横断的指標カテゴリーについて、**定義が掲載されているものもある** (付録A)。

【例】物理的リスク：事象を契機とすることがある気候変動（急性）及び気候パターンの長期的な変化（慢性）に起因するリスク。これらのリスクは、資産への直接的な損害やサプライチェーンの分断による間接的な影響（effects）など、企業に財務上の影響（implications）を与えることがある。また、企業の財務業績は、水の利用可能性、調達及び品質の変化、並びに企業の施設、オペレーション、サプライチェーン、輸送ニーズ及び従業員の安全に影響を及ぼす極端な気温の変化によっても影響を受ける場合がある。

(参考) 基礎的見解における言及 (基準全体の構造)

- 「基礎的見解」においては、4つの柱に沿った開示項目が全般的な要求事項と気候関連開示の双方で位置づけられている点について懸念を表明。
- 公開草案では、「ガバナンス」及び「リスク管理」において、不必要な繰り返しを避けなければならない旨が追加されている。

基礎的見解

全般的な要求事項のプロトタイプについて下記4点提案する。

①基準全体の構造

- 4つの柱に沿った開示項目が全般的な要求事項と気候関連開示プロトタイプの双方で位置付けられている点について、サステナビリティ関連財務開示における記載の重複につながることを懸念する。この点について、本年2月9日に英国 FRC が公表した「予備的見解」における4つの柱の重複に関する懸念と問題意識を共有している。
- また、気候変動以外の他の全ての分野の基準においても4つの柱の構造が基本的な構造として踏襲されるべきかについては、留保が必要であると認識している。全般的な要求事項とテーマ別基準の関係性と双方における枠組みについて更なる整理が行われることが望ましい。

公開草案

- 「ガバナンス」及び「リスク管理」において、全般的な要求事項（第78項）に従って、**不必要な繰り返しを回避しなければならない旨が追加されている。**

- 6 第5項の要求事項を満たすための開示を作成する際、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」[案]に従い、**企業は不必要な繰り返しを回避しなければならない**（第78項参照）。例えば、企業は第5項で要求される情報を提供しなければならないが、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督が統合的に管理されている場合は、重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会ごとの個別の開示ではなく、**統合されたガバナンスの開示を提供することにより繰り返しを削減することになる。**
- 18 第17項の要求事項を満たすための開示を作成する際、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」[案]に従い、**企業は不必要な繰り返しを回避しなければならない**（第78項参照）。例えば、企業は第17項で要求される情報を提供しなければならないが、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督が統合的に管理されている場合は、重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会ごとの個別の開示ではなく、**統合されたガバナンスの開示を提供することにより繰り返しを削減することになる。**

質問5：移行計画とカーボンオフセット

(1) 質問文

- 低炭素経済への移行計画を開示することは、一般目的財務報告の利用者が、企業の企業価値に影響を与えると合理的に予想される脱炭素関連のリスク及び機会に対する企業の現在及び計画中の対応を評価できるようにするために重要（important）である。
- 本公開草案の第13項では、企業の移行計画に関するさまざまな開示が提案されている。本公開草案では、一般目的財務報告の利用者が、気候関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定（その移行計画を含む）に与える影響（effects）を理解できるような情報の開示を求めることを提案している。これには、企業が設定した気候関連の目標をどのように達成する計画か（カーボン・オフセットの使用に関する情報を含む。）、レガシー資産に関する計画及び重要な（critical）仮定、企業が以前に開示した計画の進捗に関する定量的及び定性的情報が含まれる。
- 企業がカーボン・オフセットに依拠する程度、企業が使用するオフセットの生成方法、オフセットの取得元のスキームの信頼性（credibility）及び完全性（integrity）は、短期、中期及び長期の企業価値に対して影響を与える（implications）。そこで、本公開草案では、企業の排出目標の達成のためのカーボン・オフセットの使用について開示を要求している。この提案は、一般目的財務報告の利用者が、企業の排出削減計画、カーボン・オフセットが果たす役割、オフセットの質について理解する必要性を反映したものである。
- 本公開草案は、企業が、オフセットの炭素除去に関する基礎（自然に基づくものなのか又は技術に基づくものなのか）及び、第三者によるオフセット検証又は認証スキームに関する情報を開示することを提案している。カーボン・オフセットは、排出回避に基づくことができる。排出回避とは、ある製品、サービス、プロジェクトが存在しなかった状況と比較した場合、あるいはベースラインと比較した場合に、その製品、サービス、プロジェクトにより減少する可能性がある将来の排出をいう。企業の気候関連戦略における排出回避のアプローチは、企業の排出目録（emission inventory）に関する説明（accounting）や排出削減の移行目標とは補完的であるが、基本的には異なるものである。そのため、本公開草案では、達成されたカーボン・オフセット量が、炭素除去によるものか、排出回避によるものかを開示することを企業に求めることを提案している。
- また、本公開草案では、企業が使用するオフセットの持続性の仮定に関する情報など、一般目的財務報告の利用者がその信頼性を理解するために必要なその他の重大な（significant）要因を開示することを提案している。
- 結論の根拠の BC71 項から BC85 項は、本公開草案の提案の背景となる理由を述べている。

質問5：移行計画とカーボンオフセット

(1) 質問文 (続き)

- a. 提案されている移行計画に係る開示要求に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。
- b. 移行計画に関する追加的な開示で必要なもの（又は提案されたものの必要ではないもの）はあるか。ある場合、それらの開示について説明し、それらが必要である（又は必要でない）理由を説明されたい。
- c. 提案されているカーボン・オフセットの開示は、一般目的財務報告の利用者が、排出削減に対する企業のアプローチ、カーボン・オフセットが果たす役割、カーボン・オフセットの信頼性（credibility）を理解することを可能にすると思うか。その理由又はそうでない理由は何か。そうでない場合、何を提案し、それはなぜか。
- d. 提案されているカーボン・オフセットの要求事項は、作成者のコストと、一般目的財務報告の利用者が、排出削減に対する企業のアプローチ、カーボン・オフセットが果たす役割、カーボン・オフセットの健全性（soundness）や信頼性（credibility）を理解できるような情報の開示を適切にバランスさせていると思うか。その理由又はそうでない理由は何か。また、そうでない場合、代わりに何を提案し、それはなぜか。

質問5：移行計画とカーボンオフセット

(参考) 公開草案の関連箇所 (プロトタイプからの主な変更)

- 移行計画の開示目的を満たすために必要な情報の具体性・明確性を向上させるため、以下を含む要求事項が追加された。
 - 企業の排出目標がカーボン・オフセットの使用に依拠する程度
 - オフセットは第三者によるオフセット検証又は認証スキームの対象か
 - 使用されるカーボン・オフセットの種類 (自然に基づくものか技術的解決策かの区別、及び、カーボンオフセットが炭素除去に基づくか又は排出回避によるものかを含む)

公開草案：13項

企業は、一般目的財務報告の利用者が、重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定 (移行計画を含む) に与える影響 (effects) を理解できるようにする情報を開示しなければならない。具体的には、企業は以下を開示しなければならない。

(a) 企業が重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会にどのように対応しているか (企業が気候関連の目標を設定している場合、それらの目標を達成するためにどのような計画を立てているかを含む。) 。これには以下を含めなければならない。

(i) 企業のビジネスモデルに対する現在の及び予想される変更に関する情報 (以下を含む。)

- (1) 第12項において識別されたリスク及び機会に対処するために企業が戦略及び資源配分に関して実施する変更についての情報。
このような変更の例には、需要若しくは供給の変化、新規事業ラインから生じる資源配分、又はオペレーション若しくは研究開発に関する資本的支出若しくは追加的支出を通じた事業開発から生じる資源配分、並びに買収及びダイベストメントを含む。この情報には、レガシー資産に関する計画及び重要な (critical) 仮定 (炭素エネルギー及び水を多用するオペレーションを管理する戦略並びに炭素エネルギー及び水を多用する資産を廃棄する戦略を含む。) を含む。
- (2) 企業が実施している直接的な適応及び緩和の取組み (例えば、生産プロセス、労働力調整、用いる原材料の変更、製品仕様、又は効率化手段の導入を通じたもの) に関する情報
- (3) 企業が実施している間接的な適応及び緩和の取組み (例えば、顧客及びサプライチェーンとの協働又は調達の使用によるもの) に関する情報

(ii) これらの計画について、どのように資源が調達される予定であるのか

質問5：移行計画とカーボンオフセット

(参考) 公開草案の関連箇所 (プロトタイプからの主な変更) (続き)

公開草案：13項

(b) これらの計画の気候関連の目標に関する情報 (以下を含む。)

(i) 目標の見直しのために設定されているプロセス

(ii) 企業のバリュー・チェーンにおける排出削減を通じて達成される企業の排出目標の量

(iii) 排出目標を達成する上で使用することを意図するカーボン・オフセット。カーボン・オフセットの意図的な使用について説明するにあたり、企業は以下を含む情報を開示しなければならない。

(1) 目標がカーボン・オフセットの使用に依拠する程度

(2) 当該オフセットは第三者によるオフセット検証又は認証スキーム (認証済カーボン・オフセット) の対象となるかどうか、及び、対象となる場合、どの単一又は複数のスキームか

(3) カーボン・オフセットの種類 (当該オフセットが自然に基づくものなのか技術的な炭素除去に基づくものなのか、及び達成することを意図した量は炭素除去によるものか排出回避によるものかを含む)、及び

(4) 企業が使用することを意図するオフセットの信頼性 (credibility) と完全性 (integrity) を利用者が理解するために必要な、その他の重大な (significant) 要素 (例えば、カーボン・オフセットの永続性に関する仮定)

(c) 第13項(a)及び(b)に従って過去の報告期間に開示した計画の進捗に関する定量的及び定性的情報。関連する要求事項が第20項において定められている。

質問5：移行計画とカーボンオフセット

(参考) 結論の根拠の関連箇所

結論の根拠：BC71項-BC85項

移行計画

- BC71 低炭素経済への移行計画に関する開示は、一般目的財務報告の利用者が、企業の企業価値に影響を与える（effects）と合理的に予想される（expected）脱炭素関連のリスク及び機会に対する企業の現在の及び計画中の対応を評価できるようにする上で重要（important）である。
- BC72 移行計画は低炭素経済に向けての企業の全体的な事業戦略の一部を構成する。そうした計画は、気候関連のリスク及び機会への対処のための企業のより幅広い活動並びに全体的な事業戦略と通常は整合し、関連する産業固有の情報を含めながら企業の個別的な状況を反映する。
- BC73 移行計画にはさまざまな情報が含まれることがあるが、どのような情報が気候関連財務開示として最も有用であるのかに関して市場の視点はさまざまである。TCFDは、最低限、移行計画に関する開示には、企業の現在のGHG排出並びにそれに関連した企業の事業、戦略及び財務計画への戦略的な影響（implications）を含めることを提案している。一般目的財務報告の利用者は、そうした計画において、その特定の企業が移行を支援するために実施（undertake）することを計画している具体的な行動及び活動を説明すべきであることをますます強調している。こうした行動又は計画には、GHG排出を削減するための目標、現在の又は予想されている事業及び戦略に対する変更、並びに進捗度を測定するための定期的なマイルストーン又はKPIが含まれる場合がある。利用者はさらに、透明性を促進するために、基礎となる仮定及び不確実性を含めるべきであると同時に、進捗度をモニタリングするために、目標期日、範囲及びカバレッジも提供すべきであると提案している。
- BC74 本公開草案は、移行計画に関する様々な要求事項の提案を示している。移行計画は戦略の要求事項の提案（本公開草案第13項）に最も明示的に関連しているが、企業の移行計画に関する開示に、公開草案の指標及び目標に関する要求事項に従って行った関連する開示も含めることが提案されている。例えば、移行計画に関する情報を開示するにあたり、多くの企業はGHG排出の開示（第21項）及び排出を削減するための目標（第23項）を含めるか又はそれらへの明示的な関連付けを行うことになる。計画に向けた当期の進捗状況を示すため、多くの企業はまた、具体的な緩和又は適応についての産業固有の指標を使用した定量的な業績指標の開示を織り込むか又は当該開示への明示的な関連付けを行い（付録B）、これは目標に関しての進捗状況の指標（第23項）となることがある。企業はまた、（第15項に従って開示した）レジリエンスについてのシナリオ分析又は他の評価の諸要素を移行計画の開示に含めることがある。複数のもっともらしい（plausible）気候関連のシナリオにおける当該計画及び関連する目標の達成可能性をどのように検証したのかを示すためである。

質問5：移行計画とカーボンオフセット (参考) 結論の根拠の関連箇所 (続き)

結論の根拠：BC71項-BC85項 (続き)

BC75 最も具体的には、本公開草案の第13項は、企業の移行計画に関するさまざまな開示を提案している。本公開草案では、一般目的財務報告の利用者が、気候関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定（その移行計画を含む）に与える影響（effects）を理解できるような情報の開示を要求することを提案している。これには、企業が設定した気候関連の目標をどのように達成する計画であるのかについての情報（カーボン・オフセットの使用に関する情報を含む）、レガシー資産に関する計画及び重要な（critical）仮定、並びに企業が過去に開示した計画の進捗に関する定量的及び定性的情報が含まれる。

カーボン・オフセット

- BC76 本公開草案の提案は、一般目的財務報告の利用者が排出の削減に対する企業のアプローチ（カーボン・オフセットが果たす役割及び当該オフセットの質を含む）についての洞察を得る必要性を反映している。
- BC77 気候関連の目標を満たそうとする企業は、自社のバリュー・チェーンからの排出の削減（削減）、自社のバリュー・チェーンの排出を中和又は補償するためのカーボン・オフセットの入手（除去）、又はその両方を検討する場合がある。企業のバリュー・チェーンの中での炭素削減は、通常、企業が指示するか又は影響を与える（influenced）プロセス、テクノロジー又はビジネスモデルの変更を通じて行われる。例えば、企業はオペレーションのエネルギー効率を高めてスコープ2排出を下げたり、炭素回収技術を導入してスコープ1排出を減らしたりすることがある。炭素削減は、企業が大気中に排出する温室効果ガスの絶対量を少なくする。
- BC78 炭素除去は、自然的手段又は技術的手段のいずれかによる、（すでに排出した）GHG排出の大気からの抽出を伴う。企業のバリュー・チェーンの外での除去は、カーボン・オフセットで表現されることが多い。オフセットは、通常、企業のバリュー・チェーンの純量に基づく（on a net basis）排出の一部分を中和又は補償するために、第三者が生み出し、第三者から入手する。カーボン・オフセットの一種（カーボン・クレジットとして知られている）は、移転可能又は売買可能な金融商品の形態を取り、政府又は独立の認証機関の認証を受けているオフセットであり、二酸化炭素の1トン又はそれに相当する量の他のGHGの除去を表す。企業は、例えば、キャップ・アンド・トレードのスキームを通じて、売却できるクレジットを生み出すことや、排出の一部を相殺するにあたって自己の使用のためにカーボン・オフセット・クレジットを購入することがある。

質問5：移行計画とカーボンオフセット (参考) 結論の根拠の関連箇所 (続き)

結論の根拠：BC71項-BC85項 (続き)

- BC79 気候関連の排出目標を達成するために炭素除去（したがってオフセットも）をどの程度まで使用すべきか、また、炭素削減プログラムとともに又はそれに代えて信頼性をもって（reliably）使用できるのかどうかに関して、各法域の見解はさまざまである。こうした異なる見解は、総量及びネット・ゼロの排出削減目標に対してのさまざまな地域ごとのアプローチによって例証されている。例えば、ネット・ゼロ目標を有している74か国のうち、5か国が、別個の達成すべき総量での排出削減目標をネット・ゼロ目標とともに表明しており、10か国が、国際的なオフセットを購入せずにネット・ゼロ目標を満たすことを約束している。それでも、技術的又は経済的な制約により、多くの企業において、排出のすべてを削減することは困難であり、このため、カーボン・オフセットが企業の移行計画において重要な（important）役割を果たすことがある。
- BC80 企業がカーボン・オフセットに依拠する程度、使用するオフセットの生成方法、及びオフセット取得元のスキームの信頼性（credibility）と完全性（integrity）は、短期、中期及び長期の企業価値に対して影響（implications）を与える。例えば、炭素の回収及び貯留の技術が有効ではないことが判明したり、変化する規制により、突然のリーケージ、食料不足、制度変更又はアドボカシー運動（advocacy efforts）の後に特定のカーボン・オフセットを使用しないことが奨励されたり禁止されたりする場合がある。カーボン・オフセットの将来の価格に関する重大な（significant）不確実性は、追加的な気候関連の（価格設定の）リスク及び機会を示唆する。したがって、本公開草案の提案は、企業の排出目標達成のためのカーボン・オフセットの使用についての開示要求を含んでいる。この提案は、一般目的財務報告の利用者が、企業の排出削減計画、カーボン・オフセットが果たす役割及び当該オフセットの質について理解する必要性を反映したものである。
- BC81 使用されるカーボン・オフセットに関する情報を提供する際に、本公開草案は、企業はオフセットが自然の炭素除去又は技術的な炭素除去のいずれに基づいているのかを開示することを要求することを提案している。これらの方法はそれぞれ、投資者にとって異なるリスク・プロファイルを生じさせる。例えば、多くの技術的な解決策は、現時点では商業的規模では採算が合わず、多大な投資を要し多大なエネルギーを必要とすることとなり、正味の貢献を後退させ、また、解決策のもとでは、回収した炭素の長期的な貯留に関する課題が生じることがある。他方、自然的アプローチは、自然な炭素吸収の増大を伴うものであり、例えば、植林、土壌をベースとした炭素隔離、その他のバイオマス貯留の使用などを通じて行われる。現時点では技術的な解決策よりも費用対効果の高い解決策であることが多いが、自然的アプローチは、リーケージ、「永続性」及び「追加性」に関する懸念のほか、食料生産など他の社会問題及び環境問題に対する二次的な影響（effects）に関する懸念を提起する可能性がある。

質問5：移行計画とカーボンオフセット (参考) 結論の根拠の関連箇所 (続き)

結論の根拠：BC71項-BC85項 (続き)

- BC82 オフセットのプロジェクトを評価するにあたり、「追加性」及び「永続性」がカーボン・オフセットの質を評価するための2つの本質的な特性として強調されている。永続性とは、どれだけ長く炭素が大気から安全に除去されるのかをいい、追加性とは、投資が新たな気候上の便益を生じさせるのか、それとも便益が投資と関係なく生じるのかをいう。これらの指標は有用であるが、追加性及び永続性の評価は複雑である。
- BC83 本公開草案は、追加性及び永続性の評価を開示することを企業に要求するのではなく、オフセットの炭素除去の基礎（自然に基づくか技術に基づくか）及び第三者によるオフセット検証又は認証のスキームを開示するという要求事項を提案している。本公開草案はまた、企業が使用するオフセットの信頼性（credibility）及び完全性（integrity）を一般目的財務報告の利用者が理解するために必要な他の重大な（significant）要因を企業が開示することも提案している。例えば、これらの要求事項を満たすために、テクノロジー・セクターに属する企業が、複数のスキームを評価した後に、気候関連のリスクを軽減するという戦略的約束を満たすために、残余（residual）排出についてバリュー・チェーンの中で植林プログラムを通じてオフセットした旨を開示することがある。企業はさらに、どれだけ多くのオフセット・プログラムを選択したのか及び選択の基礎により、（半）永続性があり追加性がある結果をもたらし、かつ認定された検証基準を満たした旨を説明することができる。企業はまた、各プロジェクトの内容、当該プロジェクトがどこで運営されているか、オフセットのトン数、1トン当たりのコスト、排出削減が生じた年度及び当該スキームに適用された検証基準を記載することができる。
- BC84 カーボン・オフセットは、排出回避に基づくことができる。排出回避とは、ある製品、サービス若しくはプロジェクトが存在しなかった状況と比較した場合、又はベースラインと比較した場合に、その製品、サービス若しくはプロジェクトにより減少する可能性がある将来の排出をいう。排出回避は、一部から根源的に問題があると批判されている。そうしたプロジェクトが追加性のテストを満たすかどうかを投資家が判定するのは困難だからである。企業の気候関連戦略における排出回避のアプローチは、企業の排出目録に関する説明（accounting）及び排出削減の移行目標とは補完的であるが、基本的には異なるものである。そのため、本公開草案では、達成されたカーボン・オフセット量が炭素除去によるものか、排出回避によるものかを開示することを企業に求めることを提案している。
- BC85 本公開草案は、作成者のコストと、排出削減に対する企業のアプローチ、カーボン・オフセットが果たす役割及び当該カーボン・オフセットの健全性（soundness）又は信頼性（credibility）についての洞察を一般目的財務報告の利用者が得られるようにするために十分な情報を開示する必要性とのバランスを取ろうとしている。

質問7：気候レジリエンス

(1) 質問文

- 企業に影響を与える (affect) 気候関連のリスク及び機会の発生可能性、規模及び時期は、多くの場合、複雑かつ不確実である。そのため、一般目的財務報告の利用者は、関連する不確実性を考慮した上で、気候変動に対する企業の戦略（ビジネスモデルを含む）のレジリエンスを理解する必要がある。そこで本公開草案の第15項では、気候関連リスクに対する企業の戦略のレジリエンスについての企業の分析に関する要求事項を含んでいる。これらの要求事項は以下に焦点を当てている。
 - 企業の意思決定及びパフォーマンスへの影響（impacts）など、分析結果から利用者が理解できるようになること
 - 以下を使用して分析が行われたかどうか
 - 気候関連シナリオ分析 又は
 - 代替的な技法
- シナリオ分析は、気候変動がビジネスモデル、戦略、財務業績及び財政状態に与える潜在的な影響（effects）を企業及び投資者が理解するのに役立つためのツールとして、ますます確立されつつある。TCFDの作業により、投資者は、シナリオ分析で使用される前提条件や、分析から得られた企業の発見事項が、戦略及びリスク管理の決定及び計画にどのように情報をもたらすのかを理解しようとしていることが示された。また、TCFDは、投資者が、将来のさまざまな気候シナリオ（企業が気候変動に関する最新の国際協定と統合的なシナリオを使用したかどうかを含む。）に対する企業の戦略、ビジネスモデル及び将来キャッシュ・フローのレジリエンスに関して、結果が何を示すのかを理解したいと考えていることも明らかにした。さらに、企業のボードの委員会（特に監査及びリスク）では、企業固有の気候関連のリスクについて、さまざまな気候の結果及びその影響（effects）の深刻さを反映したシナリオを用いたリスク・マッピングに含めることをこれまで以上に要請している。
- シナリオ分析は、広く受け入れられているアプローチではあるが、事業（特に企業レベルで）における気候関連事項への適用及びセクター横断的な適用は、まだ進展中である。資源採掘及び鉱物処理のように、長年にわたり気候関連のシナリオ分析を使用してきたセクターもあれば、消費財又は技術及び通信など、気候関連シナリオ分析をビジネスに適用することを検討し始めたばかりのセクターもある。
- 多くの企業がリスク管理においてシナリオ分析を他の目的で使用しており、堅牢なデータ及び実務が発達している。したがって、ほとんどの企業はシナリオ分析を実施する分析能力を有している。しかし、現時点では、気候関連のシナリオ分析の企業による適用は、まだ発展途上である。

質問7：気候レジリエンス

(1) 質問文 (続き)

- 作成者は、シナリオ分析が生み出す情報の投機的性質、そのような情報の開示（又は誤った伝達）に伴う潜在的な法的責任、データの限定的な入手可能性、企業の戦略に関する機密情報の開示の可能性などを含め、気候関連シナリオ分析に伴うその他の課題及び懸念事項を挙げた。しかしながら、シナリオ分析は、起こり得る結果の範囲を検討し、複数の変数を明示的に取り入れることで、企業の戦略的意思決定及びリスク管理プロセスへのインプットとして、貴重な情報及び視点を提供する。したがって、利用者が企業価値を評価する上で、企業の気候関連シナリオ分析に関する情報は重要（important）である。
- 本公開草案では、企業は自らの気候レジリエンスを評価するために、それを行うことができない場合を除き、気候関連シナリオ分析を行うことを企業に要求することを提案している。企業が気候関連シナリオ分析を使用できない場合、その理由を説明し、代替的な方法又は技法を使用して、気候レジリエンスを評価しなければならない。
- 企業の気候レジリエンスを評価するための唯一の手段として、気候関連シナリオ分析に関する情報の開示を求めることは、多数の作成者（特に一部のセクターにおいて）が現時点では困難であると考えられることがある。そのため、提案されている要求事項は、定性的分析、単一点予測、感応度分析、ストレステストなど、したがって、提案されている要求事項は、定性的分析、単一点予測、感応度分析、ストレステストなど、レジリエンス評価に対する代替的なアプローチに対応できるように設計されている。このアプローチは、正式な（formal）シナリオ分析及び関連する開示は、資源を必要とし、反復的な学習プロセスであり、達成するために複数の計画サイクルを要する可能性があることを認識し、小規模企業を含む作成者に救済措置を与えることになると考えられる。本公開草案は、企業がシナリオ分析以外のアプローチを使用する場合、投資者が、用いたアプローチ、当該アプローチに関連した主要な基礎となる仮定及びパラメータ並びに短期、中期及び長期にわたる企業のレジリエンスに対する関連する影響（implications）を理解するために必要とする情報を提供するため、シナリオ分析が生み出す情報に類似した情報を開示することを提案している。
- しかしながら、重大な（significant）気候関連のリスクに対する企業の戦略のレジリエンスを理解するという利用者の情報ニーズを満たすために、シナリオ分析は優先される選択肢となるべきであることが提案されている。このため、本公開草案では、気候関連シナリオ分析を実施できない企業に対して、分析を実施しなかった理由の説明を提供することを提案している。また、気候関連シナリオ分析について、すべての企業に本公開草案における他の提案よりも発効日を遅くして要求すべきかどうかも検討された。
- 結論の根拠の BC86 項から BC95 項は、公開草案の提案の背景となる理由を述べている。

質問7：気候レジリエンス

(1) 質問文（続き）

- a. 第15項(a)に列挙された項目は、企業の戦略の気候レジリエンスについて利用者が理解する必要があることを反映していることに賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。賛成しない場合、代わりに何を提案し、それはなぜか。
- b. 本公開草案は、企業が気候関連シナリオ分析を行うことができない場合、シナリオ分析に代えて、別の手法又は技法（例えば、定性的分析、単一点予測、感応度分析及びストレステスト）を用いて、自社の戦略の気候レジリエンスを評価することができることを提案している。
 - i. この提案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。
 - ii. 企業の戦略の気候レジリエンスを評価するために気候関連シナリオ分析を利用できない企業は、その理由を開示することを求めるという提案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。
 - iii. あるいは、すべての企業に対し、気候関連シナリオ分析を行って気候レジリエンスを評価することを要求すべきか。強制適用が必要な場合、このことは質問14(c)の回答に影響するか。影響する場合、その理由は何か。
- c. 企業の気候関連シナリオ分析に関する開示案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。
- d. 企業の戦略の気候レジリエンスを評価するために用いられる代替的手法（例えば、定性的分析、単一点予測、感応度分析及びストレステスト）に関する開示案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。
- e. 提案されている開示要求は、要求事項を適用するコストと、気候変動に対する企業の戦略的なレジリエンスに関する情報の便益とを適切にバランスをとっているか。その理由又はそうでない理由は何か。そうでない場合、何を提案しそれはなぜか。

質問7：気候レジリエンス

(参考) 公開草案の関連箇所 (プロトタイプからの主な変更)

- 企業は、それが不可能な場合を除き、気候レジリエンスを評価するために気候関連のシナリオ分析を使用しなければならないことを明確化するための要求事項が追加された。
- 15項(a)には気候レジリエンスの分析結果、15項(b)にはその分析方法が規定されている。15項(a)では、開示によって一般目的財務報告の利用者が何を理解できるようにすべきかが明らかにされている。
- 15項(b)(ii)には、気候関連のシナリオ分析を行うことができない場合に、気候レジリエンスの評価に用いられる代替的な方法・技法 (例：単一点予測、感応度分析、定性的分析) についての明確な指針が追加された。

公開草案：15項

企業は、一般目的財務報告の利用者が、企業が識別した重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会並びに関連する不確実性を考慮した上で、気候関連の変動、進展又は不確実性に対する企業の戦略 (ビジネスモデルを含む。) のレジリエンスを理解できるようにする情報を開示しなければならない。企業は、そうすることができない場合を除き、企業の気候レジリエンスを評価するために気候関連のシナリオ分析を用いなければならない。企業は、気候関連のシナリオ分析を用いることができない場合、自身の気候レジリエンスを評価するために代替的な方法又は技法を用いなければならない。定量的情報を提供する場合、企業は単一の金額又は金額の範囲を開示することができる。具体的には、企業は以下を開示しなければならない。

(a) 気候レジリエンスの分析結果。これは、利用者が以下を理解できるようにしなければならない。

- (i) 企業の戦略についての発見事項の影響 (implication) (もしあれば) (第15項(b)(i)(8)又は第15項(b)(ii)(6)において識別された影響 (effects)にどのように対応する必要があるかを含む)
- (ii) 気候レジリエンスの分析において考慮された重大な (significant) 不確実性の領域
- (iii) 以下の観点から、気候の進展に対して、短期、中期及び長期にわたり企業の戦略を修正又は対応させる企業の能力
(1)~(3) 略

(b) どのように分析を行ったのか。以下を含む。

- (i) 気候関連のシナリオ分析を用いた場合
(1)~(8) 略

- (ii) 気候関連のシナリオ分析を用いていない場合
(1)~(7) 略

質問7：気候レジリエンス

(参考) 結論の根拠の関連箇所

結論の根拠：BC86項-BC95項

気候レジリエンス

- BC86 企業に影響を与える (affect) 気候関連のリスクの発生可能性、規模及び時期は、多くの場合、複雑かつ不確実である。そのため、一般目的財務報告の利用者は、関連する不確実性を考慮した上で、気候変動に対する企業の戦略（ビジネスモデルを含む）のレジリエンスを理解する必要がある。そこで本公開草案の第15項では、気候関連のリスクに対する企業の戦略のレジリエンスについての企業の分析に関する要求事項を含んでいる。これらの要求事項は以下に焦点を当てている。
- (a) 企業の意思決定及びパフォーマンスへの影響 (impact) など、分析結果から利用者が理解できるようになること、及び
 - (b) 以下を使用して分析が行われたかどうか
 - (i) 気候関連シナリオ分析、又は
 - (ii) 代替的な技法
- BC87 本公開草案で提案している開示要求について、出発点は、気候レジリエンスについての企業の分析は一般目的財務報告の利用者が何を理解できるようにすべきか（当該分析で考慮した重大な (significant) 不確実性の領域を含む）を示すことであった。目的を最初に記述することは、それに続く第15項(b)の要求事項に従って企業が開示を作成する際に、利用者のニーズを満たす情報を提供するのに役立つことを意図している。
- BC88 気候関連のリスクの文脈でのシナリオ分析は、気候関連のリスク及び機会に関連したさまざまな仮想的な結果について、所与の仮定及び制約の組合せのもとで、さまざまな代替的なもっもらしい (plausible) 将来の状態 (シナリオ) を考慮することによって評価するために使用される。シナリオ分析の決定的に重要な (critical) 側面は、さまざまな将来の結果 (有利なものや不利なもの) の両方をカバーするシナリオの組合せの選択である。シナリオ分析は、気候変動がビジネスモデル、戦略、財務業績及び財政状態に与え得る影響 (effects) を企業及び投資者が理解するのを助けるためのツールとして、ますます確立されつつある。TCFDの作業により、投資者は、シナリオ分析で使用される前提条件や、分析から得られた企業の発見事項が、戦略及びリスク管理の決定及び計画にどのように情報をもたらすのかを理解しようとしていることが示された。また、TCFDは、投資者が、将来のさまざまな気候シナリオ（企業が気候変動に関する最新の国際協定と統合的なシナリオを使用したかどうかを含む）に対しての企業の戦略、ビジネスモデル及び将来キャッシュ・フローのレジリエンスに関して、結果が何を示すのかを理解したいと考えていることも明らかにした。さらに、企業のボードの委員会（特に監査及びリスク）では、企業固有の気候関連のリスクについて、さまざまな気候の結果及びその影響 (effects) の深刻さを反映したシナリオを用いたリスク・マッピングに含めることをこれまで以上に要請している。

質問7：気候レジリエンス

(参考) 結論の根拠の関連箇所 (続き)

結論の根拠：BC86項-BC95項 (続き)

- BC89 シナリオ分析は、広く受け入れられているアプローチではあるが、事業（特に企業レベルで）における気候関連事項への適用及びセクター横断的な適用は、まだ進展中である。資源採掘及び鉱物処理のように、長年にわたり気候関連のシナリオ分析を使用してきたセクターもあれば、消費財又は技術及び通信など、気候関連シナリオ分析をビジネスに適用することを検討し始めたばかりのセクターもある。
- BC90 多くの企業がリスク管理においてシナリオ分析を他の目的で使用しており、堅牢なデータ及び実務が発達している。したがって、ほとんどの企業はシナリオ分析を実施する分析能力を有している。しかし、現時点では、気候関連のシナリオ分析の企業による適用は、まだ発展途上である。
- BC91 作成者は、シナリオ分析が生み出す情報の投機的性質、そのような情報の開示（又は誤った伝達）に伴う潜在的な法的責任、データの限定的な入手可能性、企業の戦略に関する機密情報の開示の可能性などを含め、気候関連シナリオ分析に伴うその他の課題及び懸念事項を挙げた。しかしながら、シナリオ分析は、起こり得る結果の範囲を検討し、複数の変数を明示的に取り入れることで、企業の戦略的意思決定及びリスク管理プロセスへのインプットとして、貴重な情報及び視点を提供する。したがって、利用者が企業価値を評価する上で、企業の気候関連シナリオ分析に関する情報は重要 (important) である。
- BC92 気候関連リスクの影響 (effects) がさまざまなセクター及び状況の企業について異なることを考慮して、本公開草案は、企業が使用すべき特定のシナリオを定めず、標準的又は具体的な参照シナリオを適用することも提案していない。これは、このアプローチは（特に国際的な基準設定主体については）実務的でないと考えられ、企業が自社の状況において有用な情報をもたらさない可能性のあるシナリオの適用を要求されるリスクが生じるからである。したがって、本公開草案が提案している開示要求は、比較可能な開示の必要性と、企業の事実及び状況に適したシナリオを企業が選択できるようにし、当該シナリオに関する開示（使用した時間軸、インプット及び仮定を含む）を要求することの必要性とのバランスを取ろうとしている。用いた仮定に関する情報の提供は、一般目的財務報告の利用者による比較を促進することを意図されている。BC88項で述べ、BC122項でさらに議論しているように、本公開草案は、企業が気候変動に関する最新の国際協定と統合的なシナリオを使用したのかどうかの開示を要求しており、さらに、使用したシナリオを選択した理由を説明することを企業に要求している。やがて、産業又は法域（又はその両方）が、実務における比較可能性を改善するためにシナリオを協力して開発する可能性があると思われる (envisaged)。

質問7：気候レジリエンス

(参考) 結論の根拠の関連箇所 (続き)

結論の根拠：BC86項-BC95項 (続き)

- BC93 本公開草案では、企業は自らの気候レジリエンスを評価するために、それを行うことができない場合を除き、気候関連シナリオ分析を行うことを企業に要求することを提案している。企業が気候関連シナリオ分析を使用できない場合、その理由を説明し、代替的な方法又は技法を使用して、気候レジリエンスを評価しなければならない。
- BC94 気候関連シナリオ分析の実施とそれに関する情報の開示は、多数の作成者（特に一部のセクターにおいて）が現時点では困難であると考えられることがある。したがって、提案されている要求事項は、定性的分析、単一点予測、感応度分析、ストレステストなど、レジリエンス評価に対する代替的なアプローチに対応できるように設計されている。このアプローチは、正式な（formal）シナリオ分析及び関連する開示は、資源を必要とし、反復的な学習プロセスであり、達成するために複数の計画サイクルを要する可能性があることを認識し、小規模企業を含む作成者に救済措置を与えることになると考えられる。気候関連シナリオ分析を企業が実施できるかどうかのみを条件とした要求とすることによって、やがて、時とともにますます多くの企業がこの形態の分析を適用することが期待されると指摘された。本公開草案は、企業がシナリオ分析以外のアプローチを使用する場合、一般目的財務報告の利用者が、用いたアプローチ、当該アプローチに関連した主要な基礎となる仮定及びパラメータ並びに短期、中期及び長期にわたる企業のレジリエンスに対する関連する影響（implications）を理解するためにこれらの利用者が必要とする情報を提供するため、シナリオ分析が生み出す情報に類似した情報を開示することを提案している。これらの提案している要求事項は、関連するリスクをよりよく管理し機会を捉えるように気候変動に対応するための企業の適応能力（移行リスク及び物理的リスクに対応する能力を含む）としてTCFDが記述したものを利用者が理解するのに役立つように設計されている。
- BC95 重大な（significant）気候関連のリスクに対する企業の戦略のレジリエンスを理解するという利用者の情報ニーズを満たすために、シナリオ分析は優先される選択肢となるべきであることが提案されている。このため、本公開草案では、気候関連シナリオ分析を実施できない企業に対して、分析を実施しなかった理由の説明を提供することを提案している。より多くの準備期間を企業に与えるために、気候関連シナリオ分析について、すべての企業に本公開草案における他の提案よりも発効日を遅くして要求すべきかどうかも検討された。しかし、比較考量の上、議長及び副議長は、現時点では気候関連シナリオ分析を実行できる企業に限定する方がより適切であると決定した。

質問8：リスク管理

(1) 質問文

- 本公開草案の目的の1つは、一般目的財務報告の利用者が、気候関連のリスク及び機会が企業の企業価値に与える影響（effects）を評価できるように、気候関連のリスク及び機会に対する企業のエクスポージャーに関する情報を提供することを企業に要求することにある。このような開示には、気候関連のリスクのみならず、気候関連の機会を識別、評価、管理するために企業が行っている単一又は複数のプロセスを利用者が理解するための情報が含まれる。
 - 本公開草案の第16項及び第17項は、リスク管理に関する開示の範囲（remit）について、現在、気候関連のリスクのみに焦点を当てているTCFD提言を拡張するものである。この提案は、リスク及び機会は同じ不確実性の源泉に関連する、又はそこから生じる可能性があるという見解とともに、識別、評価、優先順位付け及び対応のプロセスにますます機会を含めるようになっている、リスク管理における一般的な実務の進展を反映している。
 - 結論の根拠の BC101項からBC104 項では、本公開草案の提案の背景となる理由を述べている。
- 気候関連のリスク及び機会を識別、評価、管理するために企業が用いるリスク管理プロセスに関して提案されている開示要求に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。賛成しない場合、どのような提案をするのか及びその理由を説明されたい。

質問8：リスク管理

(参考) 公開草案の関連箇所 (プロトタイプからの主な変更)

- 16項において、リスク管理に関する気候関連財務開示の目的が明示された。
- リスク管理プロセスに関する要求事項の範囲に、気候関連の「機会」が含まれるよう更新された。
- 18項において、「17項の開示を行う際に、全般的な要求事項に従い、不必要な繰り返しを回避しなければならない」旨が追加された。

公開草案：16項-18項

- 16 リスク管理に関する気候関連財務開示の目的は、一般目的財務報告の利用者が、気候関連のリスク及び機会を識別、評価及び管理する単一又は複数のプロセスを理解できるようにすることにある。
- 17 この目的を達成するため、企業は、以下を開示しなければならない。
- (a) 企業が気候に関連する以下のものを識別するために用いる、単一又は複数のプロセス
- (i) リスク、及び
 - (ii) 機会
- (b) 企業がリスク管理目的で気候関連のリスクを識別するために用いる、単一又は複数のプロセス（該当ある場合には以下を含む。）
- (i)～(iv) 略
- (c) 企業が気候関連の機会を識別、評価及び優先順位付けするために用いる、単一又は複数のプロセス
- (d) 企業が気候関連の以下のものをモニタリング及び管理するために用いる、単一又は複数のプロセス
- (i) リスク（関連する方針を含む）、及び
 - (ii) 機会（関連する方針を含む）
- (e) 気候関連のリスクの識別、評価及び管理に関する単一又は複数のプロセスが、企業の総合的なリスク管理プロセスと統合されている程度及びどのように統合されているのか、並びに
- (f) 気候関連の機会の識別、評価及び管理に関する単一又は複数のプロセスが、企業の総合的なリスク管理プロセスと統合されている程度及びどのように統合されているのか
- 18 第17項の要求事項を満たすための開示を作成する際、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」[案]に従い、企業は不必要な繰り返しを回避しなければならない（第78項参照）。例えば、企業は第17項で要求される情報を提供しなければならないが、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督が統合的に管理されている場合は、重大な（significant）サステナビリティ関連のリスク及び機会ごとの個別の開示ではなく、統合されたガバナンスの開示を提供することにより繰り返しを削減することになる。

質問8：リスク管理

(参考) 結論の根拠の関連箇所

結論の根拠：BC101項-BC104項

リスク管理 (IFRS S2号 [案] の第16項から第18項)

- BC101 本公開草案の目的の1つは、一般目的財務報告の利用者が、気候関連のリスク及び機会が企業の企業価値に与える影響 (effects) を評価できるように、気候関連のリスク及び機会に対する企業のエクスポージャーに関する情報を提供することを企業に要求することにある。このような開示には、気候関連のリスクのみならず、気候関連の機会を識別、評価、管理するために企業が行っている単一又は複数のプロセスを利用者が理解するための情報が含まれる。本公開草案の第16項及び第17項は、リスク管理に関する開示の範囲(remit)について、現在、気候関連のリスクのみに焦点を当てているTCFD提言を拡張して、気候関連の機会も含めるようにすることを提案している。この提案は、リスク及び機会は同じ不確実性の源泉に関連する、又はそこから生じる可能性があるという見解 (BC23項からBC27項参照) とともに、識別、評価、優先順位付け及び対応のプロセスにますます機会を含めるようになってきている、リスク管理における一般的な実務の進展を反映している。
- BC102 提案されている開示要求には気候関連の機会が含まれているが、本公開草案は、気候関連のリスクについて、より詳細な開示要求を提案している。企業のリスク管理プロセスの相対的な成熟度と、企業が適切なリスク識別、評価及び管理のプロセスを有しているという保証を得ることについての一般目的財務報告の利用者の必要性を反映したものである。
- BC103 不必要な重複を避けることは、提案されている気候関連開示の理解可能性を改善する上で重要 (critical) である。IFRSサステナビリティ開示基準のコア・コンテンツ領域は相互に関連している。例えば、リスク (及び機会) の識別及び評価は、企業の戦略の定式化及び計画立案、並びに業績目標の設定に情報を与える。本公開草案における提案は、この相互関連性について、開示要求を不必要に重複させずに反映しようとしている。したがって、本公開草案は以下の両方についての開示を提案している。
- (a) 企業が気候関連のリスク及び機会を識別、評価及び管理するために使用している単一又は複数のプロセス (リスク管理)、及び
 - (b) 当該気候関連のリスク及び機会。これには、それらに対処するための企業の戦略、それらがビジネスモデル、経営者の戦略及び意思決定や企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響 (impact) についての企業の評価、並びにこれらが企業の戦略における気候レジリエンスにどのように情報を伝えるのかが含まれる (戦略)。

質問8：リスク管理

(参考) 結論の根拠の関連箇所 (続き)

結論の根拠：BC101項-BC104項 (続き)

BC104 設計上、本公開草案におけるリスク管理の要求事項は、IFRSS1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」[案]における要求事項と密接に整合している。これはTRWGの提言に従ったものであり、TRWGは具体的な開示要求がIFRSS1号 [案] に示されたコア・コンテンツに従うことを意図し、扱おうとしている特定のサステナビリティ事項に適合させるための手直しを加えた。本公開草案を最終確定するにあたり、これが開示の不必要な重複を生じさせる可能性があるかどうか、したがって、本公開草案においてリスク管理の下に列挙した開示要求（第16項から第18項）を含めることが適切なのか、それとも目的をIFRSS1号 [案] への相互参照とともに単純に列挙すべきなのかが検討された。これは、2組の開示要求がほぼ同一で、本公開草案はこれらの開示を気候関連のリスク及び機会について提供する必要性を定めているからである。しかし、一貫性があり比較可能性がある開示を確保し、本公開草案の適用の容易性を促進するため、要求事項を両方の公開草案において全部示している。開示における不必要な重複を避けるため、本公開草案は、企業は不必要な重複を避けなければならないと述べている。例えば、サステナビリティ関連事項についての全体的なリスク管理を記述した上で、気候関連のリスク及び機会に関して追加的な内容を具体的に含めること、また、サステナビリティ関連事項並びに気候関連のリスク及び機会についての全体的なリスク管理に関する情報を併記し、それにより本公開草案とIFRSS1号 [案] の両方に準拠することが最も適切である可能性がある。

質問11：産業別要求事項（d~i）質問文

- 既存のSASBスタンダードに関連する第2の変更案は、金融セクターにおけるファイナンスに係る排出（financed emissions）又はファシリテーションに係る排出（facilitated emissions）の測定及び開示に関して生じている合意に対応するものである。これに対応するため、本公開草案では、商業銀行、投資銀行、保険及び資産運用の4産業について、開示トピック及び関連する指標を追加することを提案している。提案されている要求事項は、排出に関するファイナンス活動又はファシリテーション活動（融資活動、引受活動又は投資活動（又はこれら複数のもの））である。この提案は、GHGプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン（スコープ3）基準に基づいている（カテゴリ15（投資）から生じる間接排出の計算に関するガイダンスを含む。）。
- 結論の根拠のBC149項からBC172項は、本公開草案のファイナンスに係る排出又はファシリテーションに係る排出に関する提案の背景となる理由を述べている。

- d. 提案されているファイナンスに係る排出又はファシリテーションに係る排出の産業別開示要求に同意するか、それとも、産業横断的にスコープ3排出（カテゴリ15「投資」を含む）の開示を要求することで、十分な情報開示が促進されるか。その理由又はそうでない理由は何か
- e. 商業銀行及び保険会社の提案において、「炭素関連（carbon-related）」に分類される産業に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。この分類に含めるべき産業は他にあるか。ある場合、それはなぜか。
- f. 絶対量及び原単位に基づく両方のファイナンスに係る排出を開示することを要求する提案に賛成するか。その理由又はそうでない理由は何か。
- g. ファイナンスに係る排出の算定に使用した方法論の開示を求める提案に賛成するか。賛成しない場合、何を提案し、それはなぜか。

質問11：産業別要求事項（d~i）質問文

- h. ISSBがより具体的な方法論（例えば、金融向け炭素説明のためのパートナーシップ（PCAF；Partnership for Carbon Accounting Financials）の金融産業向けのグローバルGHG説明及び報告基準（PCAF基準）など）を定めることなく、企業がGHGプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン（スコープ3）の説明及び報告基準を用いて、提案されているファイナンスに係る排出の開示を提供することを要求することに賛成するか。賛成しない場合、どのような方法を提案し、それはなぜか。
- i. 資産運用及び管理業務に属する企業に対する提案において、管理下の総資産に関連するファイナンスに係る排出の開示は、企業の間接的な移行リスク・エクスポージャーを評価するために有用な情報を提供するか。その理由又はそうでない理由は何か。

質問13：検証可能性及び強制可能性

(1) 質問文

- IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」[案] のC21項からC24項では、サステナビリティ関連財務情報の質的特性の1つとして検証可能性が挙げられている。検証可能性は、情報に完全性があり、中立性があり、かつ正確性があるという確信（confidence）を投資者及び債権者に与えるのに役立つ。検証可能性を有する情報は、検証可能性を有しない情報よりも、投資者及び債権者にとって有用である。
 - 情報は、その情報自体又はそれを導き出すために使用したインプットのいずれかを裏付けることが可能であれば、検証可能性がある。検証可能性とは、知識を有する独立した別々の観察者が、必ずしも完全な一致ではないとしても、特定の描写が忠実な表現であるという合意に達することができることを意味する。
- 本公開草案で提案されている開示要求の中で、監査人や規制当局が検証又は執行することが特に困難なもの（あるいは検証又は執行ができないもの）はあるか。課題となっている開示要求を識別している場合、その理由を説明されたい。

質問15：デジタル報告

(1) 質問文

- ISSBは、IFRSサステナビリティ開示基準に従って作成されたサステナビリティ関連財務情報のデジタル消費を可能にすることを、作業の初期段階から優先的に行う予定である。紙ベースの消費と比較した場合のデジタル消費の主な利点は、情報の抽出及び比較を容易にする、アクセス性の向上である。IFRSサステナビリティ開示基準に従って提供される情報のデジタル消費を促進するために、IFRS財団はIFRSサステナビリティ開示タクソノミを開発中である。本公開草案及びIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」[案]がタクソノミの源泉である。
 - タクソノミのスタッフ草案は、本公開草案の公表後すぐに公表される予定であり、タクソノミの不可欠な(essential)提案の概要を含むスタッフ・ペーパーが添付される予定である。後日、タクソノミの提案の公開草案が、ISSBによって公開協議のために公表される予定である。
- 本公開草案の作成に関連して、タクソノミ及びデジタル報告の開発を促進するようなコメントや提案はあるか(例えば、デジタルでのタグ付けが困難な特定の開示要求など)。